

平成27年9月定例会

中川村議会会議録

中川村議会

平成27年9月中川村議会定例会議事日程（第1号）

平成27年9月8日（火） 午前9時00分 開会

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		会期の決定について
日程第3		諸般の報告
日程第4	議案第1号	中川村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
日程第5	議案第2号	中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第6	議案第3号	中川村防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第7	議案第4号	平成26年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について
日程第8	議案第5号	平成26年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第9	議案第6号	平成26年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10	議案第7号	平成26年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11	議案第8号	平成26年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12	議案第9号	平成26年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13	議案第10号	平成26年度中川村水道事業決算認定について
日程第14	議案第11号	平成27年度中川村一般会計補正予算（第3号）
日程第15	議案第12号	平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第13号	平成27年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
日程第17	一般質問	

7番 小池 厚

- （1）リニア中央新幹線建設について
- （2）地方創生について

3番 松 澤 文 昭

- （1）中川村農業観光交流センター（仮称）の組織形態と村の関与及び事業内容について

9番 山 崎 啓 造

- （1）地方創生「中川村版総合戦略」どのように。

6番 柳 生 仁

- （1）現代社会における子育てと子どもの安全について

出席議員（１０名）

１番	高橋昭夫
２番	湯澤賢一
３番	松澤文昭
４番	鈴木絹子
５番	中塚礼次郎
６番	柳生仁
７番	小池厚
８番	大原孝芳
９番	山崎啓造
１０番	村田豊

説明のために参加した者

村長	曾我逸郎	副村長	河崎誠
教育長	下平達朗	総務課長	福島喜弘
会計管理者	中平千賀夫	住民税務課長	米山恒由
保健福祉課長	中平仁司	振興課長	富永和夫
建設水道課長	米山正克	教育次長	座光寺悟司
代表監査委員	鈴木信	監査委員	山崎啓造

職務のために参加した者

議会事務局長	菅沼元臣
書記	松村順子

平成 27 年 9 月中川村議会定例会

会議のてんまつ

平成 27 年 9 月 8 日 午前 9 時 00 分 開会

- | | |
|-------|---|
| ○事務局長 | ご起立願います。(一同起立) 礼。(一同礼) 着席ください。(一同着席) |
| ○議 長 | おはようございます。(一同「おはようございます」)
ご参集ご苦労さまでございます。
秋雨前線の停滞で農作物への影響が心配をされております。
ただいまの出席議員数は全員です。定足数に達していますので、ただいまから平成 27 年 9 月中川村議会定例会を開会をします。
ここで、議案の訂正がありますので事務局長より申し上げます。 |
| ○事務局長 | それでは申し上げます。
事前に配付しました平成 27 年度中川村一般会計補正予算(第 3 号)の最終ページ、34 ページになりますが、補正予算書附属調書に訂正があります。差し替え表をお手元に配付しておきましたので差し替えをお願いします。
以上です。 |
| ○議 長 | これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付をしたとおりです。
ここで村長のあいさつをお願いいたします。 |
| ○村 長 | 暑かった夏も、ようやく峠を越えたかと思うと、秋雨前線の長雨が続いています。そんな中、平成 27 年中川村議会 9 月定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、それぞれご多用の中、全員、定刻にご参集を賜り、まことにありがとうございます。
9 月定例議会は、昨年度の決算をご審査いただく重要な議会であり、また、特に今回は初めて決算特別委員会を設置してのご審議となります。細かな数字も見ていただかねばならず、会期も長くなりますが、何とぞよろしくお願い申し上げます。
さて、この機会に申し上げたいことは多々ありますが、地方創生、総合戦略に関しては、たくさんの一般質問通告をいただいておりますし、リニア中央新幹線についても一般質問への答弁で触れる機会がありますので、今、一番、国を揺るがしている安保関連法案について、若干、申し述べたいと思います。
同法案に対しては大きな反対の声が上がっており、8 月 30 日にもおびたしい数の人々が国会周辺に集まりました。これは組織的な動員ではなく、一般の方々が不安と怒りを感じ、ツイッターなどの呼びかけに呼応して自主的に集まったものです。警察の規制線も決壊して、国会前の車道が人々で埋め尽くされた映像は、NHKなど大手マスコミでは余り流されませんでした。地方紙やネット上では報じられました。このような強い反対の声にもかかわらず、安倍政権は来週にも参議院で採決し、成立させようとしているようです。安倍首相は、これを国会で諮る前に米国に行って約束しているのですが、なぜ、それほどこの法案にこだわり、慌てるのでしょうか。想像す |

るに、支配力の低下しつつある米国の要求に応え、米国を軍事的にサポートすることで米国におもね、それによって、かつて戦争に負けて奪われた戦争する権利といったものを許していただき、欧米列強と同列の仲間に入れていただきたい、これが安倍首相の言う戦後レジームからの脱却の真意ではないでしょうか。

しかし、武力行使を恥じない欧米列強のレベルをはるかに超えた高い志を日本国憲法前文は誓っています。全世界の国民が等しく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利があると宣言し、その権利のために平和を維持し、宣誓と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会においてリーダーシップを発揮すると誓っているのです。

安倍首相には、欧米列強並みというようないじましい志ではなく、ぜひ、憲法前文を読み直していただき、日本国民が国家の名誉にかけて誓った崇高な理想と目的を胸にしっかりと刻みつけていただきたい。

国会において、補給部隊は攻撃されないとか、リスクは増えないとか、真摯さに欠ける答弁でその場しのぎを繰り返すような人たちの指示によって自衛隊の若者が米国の戦場に送り込まれることになるかもしれません。そんなことになれば必ず犠牲者が出ます。どこかの村で、かつてのように、村葬、村で行われる葬儀が行われ、戦没者追悼式に新たな遺族が列席することになるのでしょう。

多くの自治体で安保関連法案への懸念が表明されています。中川村議会でも廃案にするよう求める決議を出しました。

来週、もし、採決に踏み切るようなことがあれば、良識ある参議院の議員の方々は、反対していただき、廃案に導いていただくよう心からお願い申し上げます。

さて、本定例会に提案申し上げる案件は、中川村個人情報保護条例など条例の一部を改正する条例が3件、平成26年度中川村一般会計歳入歳出決算認定など決算認定が7件、平成27年度中川村一般会計補正予算（第3号）など補正予算が3件の合計13件の議案であります。

また、最終日に中川村教育委員会委員の任命について、中川村固定資産評価審査委員の選任についての人事案件3件、人権擁護委員候補者の推薦についての諮問1件を追加上程いたします。

いずれも重要な案件であり、慎重なご審議をお願い申し上げ、定例議会開会のあいさついたします。

よろしくお願い申し上げます。

○議長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会規則第127条の規定により2番 湯澤賢一議員及び3番 松澤文昭議員を指名をします。

日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本定例会の会期については、過日、議会運営委員会を開催し、協議をしております。

この際、議会運営委員長長の報告を求めます。

○議会運営委員長

過日、行いました議会運営委員会のご報告を申し上げます。

皆さんのお手元に定例会の予定表が配付されておりますが、本定例会の会期を本日9月8日から9月18日までの11日間とするものです。

なお、日程ですが、本日は、議案第1号から議案第3号までの条例案件について上程、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決をお願いします。

続いて、議案第4号から議案第10号までの平成26年度会計決算認定につきまして、上程、提案理由の説明及び質疑の後、議会先例により決算特別委員会を設置し、付託することといたします。

決算特別委員会設置の議決をお願いします、本日の本会議終了後、特別委員会の招集をお願いします。

議案第11号から第13号までの各会計補正予算につきましては、上程、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決をお願いします。

引き続き一般質問を行います。

その際には、質問席の準備のために休憩をとっていただきますようお願いいたします。

9日は、午前9時から本会議をお願いします、一般質問を行います。

一般質問終了後、議会全員協議会を行います。

10日は、午前9時から12時まで常任委員会の日程とします。

各常任委員会の懸案事項を審議していただきますようお願いいたします。

10日、午後1時より5時までと11日、14日及び15日は決算特別委員会の日程とします。付託案件の審査をお願いします。

16日及び17日は議案調査とします。

最終日の18日は、午後2時から本会議をお願いします、平成26年度各会計決算の委員長報告、質疑、討論、採決を行います。

次に、規則改正の議員発議1件の上程、趣旨説明、質疑、討論、採決を行います。

なお、教育委員会の任命等の人事案件が追加予定されておりますが、追加議案について当日の日程でお知らせし、上程、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決をお願いする予定です。

なお、本会議終了後、議会全員協議会を行います。

本定例会は、議場内においても6月の定例会と同様にノーネクタイとしますので、御承知おきください。

以上が今定例会の会期及び日程ですが、円滑な議会運営ができますようここにお願いいたしますして、報告とさせていただきます。

○議長 お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり本日から9月18日までの11日間としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から9月18日までの11日間と決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

初めに、監査委員から例月出納検査の報告がありました。

写しをお手元に配付をしておきましたので、ごらんをいただき、ご了承をお願いします。

次に、健全化判断比率及び資金不足比率の状況につきましては、報告書の写しをお手元に配付をしておきましたので、ごらんをいただき、この件に関しましては、後ほど時間をとり、説明を受ける予定ですので、御承知おきをください。

次に、去る6月定例会において可決されました「義務教育費国庫負担制度の堅持」を求める意見書、国の責任による30人以下学級推進と教育予算の増額を求める意見書、沖縄の新基地問題の解決に当たり地方自治の堅持を政府に求める意見書、戦争につながる集団的自衛権の行使を具体化する「安全保障関連二法案」を廃案にすることを求める意見書、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書、TPPに関する国会決議の実現を求める意見書につきましては、内閣総理大臣を初め各関係機関に提出をしておきましたので、ご了承願います。

次に、本定例会に提出される議案は一覧表としてお手元に配付をしておきましたので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 議案第1号 中川村個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

を議題とします。

朗読願います。

朗読

提案理由の説明を求めます。

それでは、議案第1号につきまして説明させていただきます。

該当の条例は、例規集第1巻の471ページに掲載されております。

提案理由を説明します。

行政機関、地方公共団体、その他の行政事務を処理する者が個人番号及び法人番号の有する特定の個人及び法人、その他の団体を識別する機能を活用し並びに当該機能によって異なる分野に属する情報を照会して、これらが同一のものに係るものであるかどうかを確認することができる情報システム、いわゆるマイナンバー制度がこの10月からスタートし、10月以降に個人番号通知カードが送付され、また、来年1月からは個人番号カードの交付が始まります。個人番号、その他の特定個人情報の取り扱いが安全かつ適正に行われるよう個人情報保護条例を改正するものです。

今回の改正は、施行時期が異なる改正を行うため、改正条例は第1条と第2条で構成しております。

3枚めくっていただきますと新旧対照表がつけてございますので、ごらんください。

第2条では用語の説明をしていますが、第2号では、個人情報から事業を営む個人の当該事業に関する情報は除かれていましたが、番号利用法上の特定個人情報としては保護する必要があるため除外しない規定としたものです。

○事務局長
○議長
○総務課長

第3号として特定個人情報を、第5条として保有特定個人情報を、それぞれ新たに定義しました。

第5条の2として新たに特定個人情報の収集等の制限を、第7条の2では特定個人情報の利用の制限を、第7条の3では特定個人情報の利用の制限を新たに規定しています。これらは番号利用法の規定が直接適用されますが、わかりやすさを重視し、確認的規定として設けてあります。

第11条では新たに第2項として代理人による閲覧等の請求ができる旨を規定しています。

第12条では閲覧等の費用の負担について規定していますが、新たに第2項では費用の減免規定を設けています。

第14条の2では利用停止の請求を、第14条の3では利用停止請求の方法を、第14条の4では利用停止の義務を、第14条の5では利用停止請求に対する決定、通知等を、それぞれ新たに規定しています。

以上につきましては、個人番号の付番によって特定個人情報を保有することとなりますので、個人番号付番の日である平成27年10月5日から施行するものです。

続きまして第2条の用語の説明の中に第4号として情報提供等記録の定義を追加し、第13条の訂正等の請求へ第4項として情報提供等記録の訂正等を行った場合の総務大臣等への通知義務を規定するもので、これらは個人番号の利用が開始される平成28年1月1日から施行するものです。

なお、これらの改正に合わせて所要の改正を行っております。

ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○2番

(湯澤 賢一) 今、るる説明がありましたが、法律用語も多いので、ちょっとわかりにくい部分がかなりあります。内容は非常に重要なことだと思いますが、私は、基本的には、この第9条の村の今までの個人情報条例によりますと、一応、ちょっと読んでみますと、実施期間は、その保有する個人情報を電子計算機により処理するに当たっては、公益または村民の福祉の向上のため特に必要と認められる場合以外は、国、ほかの地方公共団体、その他の団体との通信回線による電子計算機結合を行ってはないと第9条でしております。この中の電子計算機により処理するという情報、これは、ほかの個人情報とどう違っているのかということと、それから、この今の説明の中に非常に何回も出てきました保有特定個人情報、つまり、今回の改正では、第9条の中に保有特定個人情報を除くという文を入れることによって、先ほど言いました、いわゆるマイナンバー制度との整合性を村の条例と図ろうとしているように思うわけですが、この保有個人特定情報というのはどういう情報なのかということも、なかなかわかりにくいわけであります。これを用語で調べても、ちょっと、なかなかわからない。例えば、村で、いろいろ、もし、ご説明していただければありがたいと思いま

す。例えば、こうした場合に、国は、例えば、今、言った、固有の個人特定情報、保有の個人特定情報、村が保有している情報は、国は、マイナンバー制度によると、村を頭ごなしに、国で管理、一括管理できちゃうのかという、この部分と、それから住基ネットの関連、今までの住基ネットの関連、この4点をお聞きしたいと思います。

○総務課長

まず、第9条の電子計算機により処理する情報でありますけれども、これについては、御承知かと思いますが、中川村では、上伊那広域連合内に情報センターを設けまして、住民基本台帳を初め、村の業務の大部分をこの情報センターのコンピューターを使って処理しております。電子計算機により処理する情報という意味の中には、そういった、要はコンピューターで処理している情報ということであります。

それから、保有個人特定情報というのは、今回、通知されますマイナンバーと、それから、氏名、生年月日、性別、住所、これらを保有個人特定情報というものであります。

それから、国で一括管理することになるのかということですが、それぞれ個人ごとには、さまざまな情報が、さまざまな機関、村だけではなく、国税の関係、それから福祉の関係、村以外でもいろんな、年金もそうです。いろんな組織が、それぞれ情報を持っておりますけれども、今回、その個人を識別するためのマイナンバーは個々に付番されて統一的に使われるようになりますけれども、情報は、内部の情報は、それぞれの機関が従来どおり保有し、1カ所へまとめるものではございません。ですので、国が、ある特定の個人の情報を一括管理するという方式にはなりません。

以上であります。

○2 番

(湯澤 賢一) もう1点、住基ネットの関連のことなんですが、今までの住基ネットとの関連っていうのは、これは、ちょっと、どういうふうになるのか、ちょっとお願いしたいと思います。

○総務課長

住基ネットも、それぞれ1人ごと番号を振られております。ただし、今回は、新たに付番をし直して、今までの住基番号、住基ネットで使用した番号は使われなくなると、今度、新たに付番されるマイナンバーのほうで、国、県、市町村、あわせて一体的にその番号が使われるということになります。

○2 番

(湯澤 賢一) 説明、特定個人情報っていうような形のものを、ちょっと説明を受けたんですが、実は、まだ、よく十分、例えば、誰か住民の方に聞かれた場合に、ちょっと答える自信はないんですが、つれてってカードが、今、住基ネットのカードには入っているけど、ああいうものはどういうふうな処理になるのか。

○総務課長

今の段階では、使用の範囲が決まっております。それから、今後、市町村の独自利用という分野もございますけれども、現在のところ、市町村の独自利用という場合につきましては、市町村の事務分野で必要な場合ということになります。

つれてってカード、ただいま入っておりますけれども、これについては、現段階では、個人番号カードのほうへ入るということはできないというふうに理解しております。

○8 番

(大原 孝芳) マイナンバーの問題はですね、もう大分以前から計画だったんです

けど、今回、上程されていますので、私たちは結論を出さなきゃいけないんですが、何ていうんですかね、やっぱり、今、湯澤議員が言うように、非常に、今、この問題は、中川村の、その個人情報の中にマイナンバー制度を取り入れて、当然、これについても、当然、国、県から指導があるわけですよね。恐らくね。ですので、もっと早い時期にね、例えば、できなかったっていう、何ていうんですかね、つまり、私たち議会についても、当然、住民の皆さんも、よくは理解はしていないと思うんですよね。ですので、どっちみち、きょうは、結論、出さなきゃいけないんですが、例えば、村の個人情報条例についてね、問題はないにしても、もし、国のほうで、今、問題とされている、そのハッカー等によってですね、つまり、条例は条例なんですが、村の条例から逸脱するもんじゃないんですが、マイナンバー制度自体が問題があって、やった場合、最終的には村の条例がですね、やっぱり、何ていうんですかね、条例から逸脱してしまうというか、抵触してしまうっていうね、その村の問題じゃなくて、国の制度によって、そういうことも起き得るっていうようなことも、あすだか、中塚議員が一般質問すると思いますが、そういう問題も含めていますので、今さら言っても遅いんですが、もうちょい早い時期にですね、こういったことを提案していただければですね、少し検討する余地もね、あったと思うんですが、ちょっと、そこら辺の、9月議会に、10月のことを9月議会に上程された経緯を、ちょっと説明をお願いします。

○総務課長

まず、マイナンバー制度、これは国の法律でつくられた制度で、市町村は、法定受託事務として、特に住基関係につきましては法定受託事務としてマイナンバーにかかわってくるわけです。当然、市町村にあります住民基本台帳のデータ、これがマイナンバーから本人の情報として一番最初に関係する部分ですので、この法定受託事務については、市町村のほうでは、国の法律で決められていますので云々言えない、その部分は承知していただきたいと思います。

それと、国の制度ですので、国のほうでも、今まで広報等をしてきております。そんな中で、やっぱり実施に向けては、法律、25年につくられていますけれども、実施については、いろんな法律、みんなそうなんですけれども、先に法律ができて、その後、その取り扱いに関するものが徐々に決まってくると、それが徐々に示されてくる、そして、市町村においてはこういう対応をなさいというものが示されてくるわけです。そういう意味では、具体的に示されるのが早くなかったと、今回、10月から施行されるということを踏まえて、国から条例等も整備をなさいという指導がございまして提案をさせていただいているところです。

以上です。

○議長

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長	討論なしと認めます。 これから採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議長	賛成多数です。よって、議案第 1 号は原案のとおり可決されました。 日程第 5 議案第 2 号 中川村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について を議題とします。 朗読願います。
○事務局長	朗読
○議長	提案理由の説明を求めます。
○住民税務課長	議案第 2 号について説明をいたします。 例規集は 1 巻の 2113 ページになります。 それでは提案理由の説明をいたします。 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が平成 25 年に公布され、平成 27 年 10 月 5 日からは通知カードの一人一人への送付、それから個人番号カードの申請手続が始まります。平成 28 年 1 月 5 日からは個人番号カードの交付が始まります。手元に届いた通知カード、個人番号カードを紛失、盗難の場合には再交付の手続が必要となり、その際には手数料を収めていただく必要があります。手数料の徴収については中川村手数料徴収条例の定めによる納入とするため、必要な改正を行うことです。 第 1 条と第 2 条というふうになっております。 第 1 条につきましては、中川村手数料徴収条例の表の中で 3 の次に 4 を加え、通知カードを紛失、盗難等の理由により再交付を行う際に必要となる手数料 500 円について定める改正です。4 以降については、順次、繰り下げというふうになります。 第 2 条は、表中の 3 の中で住民基本台帳カードの交付は平成 27 年 12 月までとなり、平成 28 年 1 月以降は公布、再交付を行わないため、個人番号カードへの切りかえとなります。住民基本台帳カードの交付または再交付に関する規定手数料について削除する改正です。 同じく第 2 条の中で、表中の 4 を通知カード、個人番号カードに分割して、通知カード、個人番号カード、それぞれの規定手数料について定める改正です。平成 28 年 1 月以降に交付を受けた個人番号カードを紛失、盗難の場合に再交付を行う際に必要となる手数料 800 円について定めを行うものです。 施行期日につきましては、第 1 条が平成 27 年 10 月 5 日、第 2 条が平成 28 年 1 月 1 日からとなります。 以上、よろしくご審議をお願いいたします。
○議長	説明を終わりました。 これから質疑を行います。

		質疑はございませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。
		次に討論を行います。
		討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。
		これから採決を行います。
		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。
		〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。よって、議案第２号は原案のとおり可決をされました。
		日程第６ 議案第３号 中川村防災会議条例等の一部を改正する条例の制定について
		を議題とします。
		朗読願います。
○事務局長		朗読
○議	長	提案理由の説明を求めます。
○総務課長		それでは議案第３号につきまして説明させていただきます。
		該当の条例は例規集第２巻の１５０１ページ、１５０５ページ、１８８５ページに掲載されております。
		提案理由を説明します。
		防災会議の委員、地震災害警戒本部の本部員及び水防委員会の委員として伊南行政組合消防本部南消防署長をそれぞれの条例で規定しておりましたが、上伊那では、この４月から常備消防を広域化し、上伊那広域消防本部が発足したことに伴い上伊那広域消防本部伊南南消防署長に変更し、平成２７年４月１日から適用するものです。
		なお、今回の条例は、第１条で防災会議、第２条で地震災害警戒本部、第３条で水防協議会条例、これを集合条例により改正するようになっておりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。
○議	長	説明を終わりました。
		これから質疑を行います。
		質疑ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	質疑なしと認めます。
		次に討論を行います。
		討論ありませんか。
		〔「なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	討論なしと認めます。
		これから採決を行います。

		本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 〔賛成者挙手〕
○議	長	全員賛成です。よって、議案第 3 号は原案のとおり可決することに決定されました。 お諮りいたします。 日程第 7 議案第 4 号から日程第 13 議案第 10 号までにつきましては、平成 26 年度の決算であり、関連がありますので、この 7 議案を議会会議規則第 37 条の規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議	長	異議なしと認めます。よって、 日程第 7 議案第 4 号 平成 26 年度中川村一般会計歳入歳出決算認定について 日程第 8 議案第 5 号 平成 26 年度中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 9 議案第 6 号 平成 26 年度中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 10 議案第 7 号 平成 26 年度中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 11 議案第 8 号 平成 26 年度中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 12 議案第 9 号 平成 26 年度中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について 日程第 13 議案第 10 号 平成 26 年度中川村水道事業決算認定について 以上の 7 議案を一括議題とします。 提案理由の説明を求めます。
○会計管理者		それでは、議案第 4 号から議案第 9 号までの平成 26 年度各会計歳入歳出決算書について説明をいたします。 初めに議案第 4 号であります。中川村一般会計歳入歳出決算書からお願いをいたします。 まず、3 ページの表中、一番下であります。歳入合計の行の収入済額をごらんください。 平成 26 年度の歳入決算額は 36 億 3,909 万 9,833 円であります。 次に 5 ページの表中、一番下、歳出合計の行の支出済額をごらんください。 歳出決算額は 34 億 2,238 万 6,125 円で、歳入歳出の差引残額は 2 億 1,671 万 3,780 円であります。 次に、少し飛びますけれども 88 ページの実質収支に関する調書をごらんいただきたいと思います。 1 の歳入総額から 3 の歳入歳出差引額までについては、ただいま申し上げましたとおりであります。 4 の翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額 1,238 万 9,400 円は明許繰越の

一般財源であります。

3の歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額を差し引いた5の実質収支額は2億532万4,380円となります。

歳入歳出総額では、前年度に比べて、歳入決算額では1,292万9,620円、0.4%、歳出決算額では8,048万6,169円、2.4%の増となっております。

続いて1ページ以降の歳入歳出決算書の款、項の内容であります。

なお、説明については、決算上、大きな金額ですとか特徴的な事項について申し上げます。

それから、金額については1,000円単位で申し上げますので、お願いをいたします。

まず1款の村税ですが、収入済額4億5,218万7,000円で、前年度比425万7,000円、1%の増となっております。

このうち村民税については1億9,661万2,000円で、従業員数の減少による法人村民税均等割区分の変更による減少による235万6,000円、1.2%の減であります。

固定資産税は2億2,020万1,000円で、太陽光発電施設の新設、県企業局送電施設更新分の増などによって前年度比748万3,000円、3.5%の増となっております。

不納欠損額については67件、98万5,000円であります。

収入未済額は1,477万8,000円で、村税全体の徴収率については96.6%、前年度比0.8ポイントの増というふうになっております。

2款の地方譲与税は4,852万7,000円で、前年度比242万7,000円、4.8%の減となっております。

6款の地方消費税交付金は5,193万1,000円で、前年度比1,077万8,000円、26.2%の増となっています。これは、平成26年4月からの消費税率のアップによるものであります。

12款の地方交付税は18億710万2,000円、このうち普通交付税は16億9,382万円、特別交付税は1億1,328万2,000円であります。全体では、国の地方交付税の予算減の影響や村の交付税算定基礎計数の多くが下がったことから、前年度比5,964万6,000円、3.2%の減となっております。

2ページ、14款の分担金及び負担金であります。4,348万7,000円で、分担金676万6,000円は県営農村災害対策整備事業の地元分担金であります。

負担金の主なものは、保育料3,233万6,000円、老人施設入所者負担金276万1,000円などです。

負担金の収入未済額は31万7,000円ですが、保育料で、現年、繰り越し、各1人分であります。

15款の使用料及び手数料は5,186万2,000円で、うち使用料は4,680万6,000円、主なものは住宅使用料3,833万8,000円で、収入未済額の67万4,000円は住宅使用料8人分のものであります。

16款の国庫支出金は2億6,456万円で、前年度比1億1,197万2,000円、73.4%の増であります。うち国庫負担金は1億471万3,000円、主には児童手当5,678万5,000

円、障害者自立支援給付費 4,273 万 7,000 円などであります。

国庫補助金は 1 億 5,371 万 1,000 円で、主なものは頑張る地域交付金 2,322 万 7,000 円、臨時福祉給付事業補助金 1,606 万円、社会資本整備総合交付金 4,166 万円、学校施設環境改善交付金 4,490 万 9,000 円などであります。

なお、国庫補助金の収入未済額 3,938 万 8,000 円は繰越事業に係る未収入財源で、プレミアム商品券発行事業及び地方創生先行型事業に係る補助金であります。

また、委託金 613 万 6,000 円のうち、主なものは衆議院議員選挙費 468 万 2,000 円の委託収入であります。

17 款の県支出金は 1 億 8,737 万 3,000 円、うち県負担金は 5,725 万 6,000 円で、主には児童手当 1,246 万 7,000 円、障害者自立支援給付費 2,129 万 4,000 円などであります。

県補助金は 1 億 1,389 万 2,000 円、主なものは中山間地域直接支払事業 1,811 万 3,000 円、新規就農総合支援事業 300 万円、森林環境保全事業に係る林道舗装事業、2 路線への補助金 4,224 万 5,000 円などであります。

委託金は 1,622 万 6,000 円ですが、県知事選挙、それから県議会議員選挙などの委託収入であります。

なお、収入未済額の 150 万円は繰越事業に係る未収入財源で、農地災害復旧事業補助金に係るものであります。

県支出金全体では前年度比 2,044 万 7,000 円、9.8%の減となっております。

3 ページ、22 款の諸収入ですが、5,486 万 1,000 円で、CATV の施設利用料 2,450 万円、市町村振興協会交付金 852 万 5,000 円などあります。

23 款の村債は 3 億 6,730 万円、前年度比 3,540 万円、8.8%の減であります。内容は、過疎対策事業債 2 億 1,460 万円、消防施設、教育・福祉施設等の整備事業債 6,350 万円、緊急防災減災事業債 2,990 万円などとなっております。

なお、村債に係る収入未済額 50 万円は農地災害復旧事業債 50 万円として繰越事業に係る未収入財源となっております。

平成 26 年度末の一般会計の税、使用料等の未収金全体の状況は、未集金額 1,576 万 9,000 円で、前年度比 389 万円、19.8%の減となっております。

以上が歳入の決算内容であります。

続いて歳出についてお願いしたいと思いますが、4 ページ以降であります。

1 款の議会費については、支出済額 5,812 万 6,000 円で、前年度比 244 万 2,000 円、4.4%の増であります。増えたものは、主なものは議員共済負担金の 1,140 万 5,000 円で、前年度比 116 万 5,000 円の増であります。

2 款の総務費は 4 億 8,091 万 9,000 円で、主なものは広域連合負担金 4,004 万 3,000 円、シンククライアントシステムの更新費 2,708 万 1,000 円などあります。

また、JR 駅の無人化に伴う駅員配置負担金、飯島駅 30 万円、伊那大島駅 15 万円を平成 26 年度より支出をしております。

選挙費では、衆議院議員選挙と県知事選挙などが施行され、その執行経費は 1,177

万円となっております。

基金積み立てについてですが、財政調整基金に 70 万円、高度情報化基金に 1,206 万 7,000 円等、合計 7 基金で 1,294 万 8,000 円を積み立てています。

財政調整基金積立の減により、総務費全体では前年度比 1 億 1,844 万 4,000 円、19.8%の減となっております。

なお、翌年度繰越額 4,259 万 4,000 円はプレミアム商品券発行事業及び地方創生先行型事業に係る歳出を翌年度に繰り越したものであります。

3 款の民生費は 6 億 5,552 万 3,000 円、主なものは国保・介護・後期高齢者医療特別会計への繰出金が 3 会計で 1 億 1,022 万 8,000 円、扶助費は法人福祉費以下 4 事業の合計で 2 億 2,150 万 4,000 円などであります。

新たな事業としては、消費税引き上げに伴う臨時的措置として臨時福祉給付金 1,019 万円、子育て世帯臨時特例給付金 587 万円の支給、福祉タクシー券交付事業 4 万 3,000 円、高齢者世帯住環境改善事業 46 万 6,000 円などであります。

片桐保育園の未満児室の改修が前年度に終わったことにより、民生費全体では前年度比 1 億 691 万 4,000 円、14%の減となっております。

4 款の衛生費は 2 億 5,107 万 7,000 円で、主なものは伊南行政組合負担金 4,439 万円、広域連合負担金 1,001 万 8,000 円などであります。

衛生費から地域医療確保対策基金へ 1 億円の積み立てを行ったことにより、衛生費全体では前年度比 7,996 万円、46.7%の増となっています。

6 款の農林水産業費は 3 億 7,904 万 2,000 円、うち農業費が 2 億 5,549 万 2,000 円で、主なものは中山間地域直接支払事業 2,431 万 1,000 円、農業集落排水事業特別会計への繰出金 9,640 万円、農村災害対策整備事業 2,501 万 9,000 円などであります。

新たな事業では、農作物等の災害緊急対策事業で平成 26 年 2 月の大雪により被災した農業用施設の撤去・復旧費として 536 万 2,000 円の補助をしております。

林業費では、林道改良事業として陣馬形線、黒牛折草峠線の舗装工事 9,287 万 4,000 円を行い、黒牛折草峠線については平成 26 年度で全線の舗装が完了となっております。

農林水産業費全体では前年度比 5,457 万 5,000 円、12.6%の減となっております。

7 款の商工費は 3,613 万 8,000 円で、主なものは商工会補助 667 万 6,000 円、観光事業ではビューポイント整備事業補助金 30 万円を受けて陣馬形の森公園の案内看板設置をしております。

商工費全体では前年度比 72 万 3,000 円、2%減となっています。

8 款の土木費については 4 億 7,065 万 9,000 円、うち道路橋梁費は 3 億 648 万 9,000 円で、主なものは道路新設改良工事の繰り越し 2 路線を含む村道 6 路線で 1 億 8,131 万 8,000 円、村道維持工事として 8,027 万円などであります。

また、平成 24 年度に策定した橋梁長寿命化計画に伴う橋梁修繕工事が平成 26 年度より始まり、3 橋梁の修繕工事、それから調査設計費に 1,547 万 6,000 円の支出をしております。

都市計画費は 1 億 5,023 万 6,000 円で、主なものは公共下水道特別会計への繰出金

1 億 3,460 万円、公園の長寿命化を図るための施設点検と修繕更新計画の策定を 1,004 万 4,000 円で実施をしております。

土木費の翌年度繰越額 304 万円は村道の道路維持工事に係る歳出を翌年度に繰り越したものであります。

土木費全体では前年度比 2,809 万 1,000 円、6.3%の増となっております。

9 款の消防費は 1 億 5,748 万 4,000 円で、主なものは広域連合負担金の消防広域化分 3,480 万 1,000 円、第 7 部積載車の更新で 1,098 万円、耐震性防火水槽 2 基の設置工事で 1,113 万 5,000 円などであります。

消防費全体では前年度比 4,028 万 2,000 円、34.4%の増となっております。

10 款の教育費は 3 億 6,761 万円で、小学校費、中学校費では体育館の天井撤去工事 4,142 万 9,000 円、小学校のトイレ改修工事で 7,669 万 1,000 円、防災倉庫建設工事で 3 カ所 784 万 9,000 円などであります。

社会教育費については 8,415 万 2,000 円で、文化センターの管理運営事業 2,595 万 6,000 円、図書館の備品購入費 270 万円などです。

また、文化センターの大ホール、それから社会体育館の天井の耐震化の設計委託を 112 万 4,000 円で支出をしております。

教育費の翌年度繰越額 491 万 4,000 円は、中学校プール槽の塗装改修工事、それから丸尾のブナ保護事業に係る歳出を翌年度に繰り越したものであります。

11 款の災害復旧費は美里地区での農地災害復旧事業 170 万 3,000 円で、翌年度繰越額の 231 万 3,000 円は同じく農地災害復旧工事に係る歳出を翌年度に繰り越したものであります。

12 款の公債費は繰上償還 1 億 6,363 万 2,000 円を含む 5 億 6,410 万 6,000 円、前年度比 7,672 万 1,000 円、15.7%の増となっております。

以上が歳出であります。

なお、6 ページ以降の歳入歳出決算事項別明細書については説明を省略させていただきます。

次に 89 ページの財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。

公有財産の土地の主な増加理由は土地改開発公社からの寄附によるもので、南原集会所用地 651 m²、武道館用地 1,194 m²、歴民館用地 284 m²、その他、分譲地に係る道路敷き以外の部分で 1,248 m²の増となっております。

また、建物については、小中学校の防災倉庫 3 棟 102 m²の増となっております。

また、片桐保育園の未満児室 394 m²については前年度の取得分で記載漏れとなっていたものであります。

92 ページの 4 の基金でありますけれども、積み立ては、財政調整基金 70 万円、高度情報化基金 1,206 万 7,000 円、地域医療確保対策基金 1 億円など、積み立て合計で 1 億 1,294 万 8,000 円で、基金からの取り崩しはありませんでした。

年度末現在では、財政調整基金 10 億 7,360 万円など 11 基金合計で 18 億 7,793 万 4,000 円、前年度比 1 億 1,294 万 8,000 円、6.4%の増となっております。

以下、基金運用の状況についてはごらんをいただきたいと思います。

決算書については以上とさせていただいて、決算報告書をお願いいたします。

決算報告書の1ページをごらんください。

決算収支の状況ですが、⑤の平成26年度実質収支額2億532万4,000円から平成25年度の実質収支額2億7,828万5,000円を差し引いた⑥の単年度収支額マイナスの7,296万1,000円に⑦の財政調整基金積立金70万円、⑧の繰上償還金1億6,363万2,000円を加えて、⑩の実質単年度収支額は9,137万1,000円となります。この実質単年度収支は、その年度の債権、債務の増加を捉えようという指標で、平成26年度は財政調整基金への積み立てを抑えて起債の繰上償還を増やしたものであります。

次に6ページ、地方債の状況をごらんいただきたいと思います。

平成26年度発行額は3億6,730万円、元利償還額は5億5,682万6,000円で、年度末現在高は合計で33億2,947万2,000円となっております。

一般会計の平成26年度末現在の中川村地方債残高は前年度比1億5,843万5,000円、4.5%減少をしております。

借入残高のうち過疎対策債、臨時財政対策債の合計が28億8,268万6,000円で、全体の86.6%を占めております。

15ページをごらんいただきたいと思います。

経常収支比率でありますけれども、人件費、公債費などの経常的経費に村税、普通交付税などの経常一般財源がどの程度充当されているかをあらわす比率で、今年度は81.2%で、前年度と同じ率となっております。

17ページをごらんいただきたいと思います。

実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金、準元利償還金の標準財政規模に対する比率の過去3年間の平均ということで、前年度比2ポイント下がって4.6%という数値であります。ここ数年、低減をしてきているということでもあります。

18ページの財政力指数であります。地方公共団体の財政力を示す指数で、指数が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになって、財源に余裕があるということでもあります。平成26年度は0.208で、中川村前年度と同じ数値ということでもあります。

以上が主な財政指標であります。

これらの数値を見ますと、中川村の財政は、厳しいながらも、おおむね健全な運営が図られております。

しかしながら、多額の国債発行残高に見られるような国の厳しい財政状況からすると、村の歳入構成比で49.7%と大きな比率を占める地方交付税の動向など、歳入に関して不安定な要素があります。今後とも財源確保に努めながら、計画的かつ効率的な財政運営に努めてまいります。

次に特別会計決算であります。最初に、議案第5号、中川村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

2ページの歳入合計の行の収入済額をごらんください。

平成 26 年度の歳入決算額は 5 億 926 万 5,559 円であります。

次に 4 ページの歳出合計の行の支出済額をごらんください。

歳出決算額は 4 億 8,918 万 973 円で、歳入歳出差引残額は 2,008 万 4,586 円であります。前年度比、歳入は 1,000 万 9,000 円、1.9%、歳出は 123 万 8,000 円、0.3%のそれぞれ減であります。

1 ページの 1 款 国民健康保険税は収入済額 1 億 1,760 万 5,000 円で、前年度比 106 万 1,000 円、0.9%の減となっております。

不納欠損額は 1 件ありまして、37 万 9,000 円、それから収入未済額は 586 万 4,000 円、前年度比 16 万 3,000 円の減となっております。

保険税の徴収率は前年度比 0.2 ポイント減の 95%であります。

5 番の国庫支出金は 1 億 419 万 3,000 円で、主なものは療養給付費等負担金 7,818 万 6,000 円、財政調整交付金 2,283 万 4,000 円などであります。

7 款の前期高齢者交付金は 1 億 4,499 万 5,000 円で、これは前期高齢者医療に係る支払基金からの交付金であります。

8 款の県支出金は 2,795 万 5,000 円で、県からの財政調整交付金 2,471 万 7,000 円などであります。

次の 3 ページからの歳出ですが、2 款の保険給付費は 3 億 2,923 万 2,000 円、このうち療養諸費と高額療養費は一般被保険者で 3 億 944 万 5,000 円、前年度比 927 万円、3.1%の増であります。

退職被保険者で 1,836 万 6,000 円、前年度比で 866 万 2,000 円、32.1%の減となっております。

退職被保険者の療養給付費が減ったことにより、保険給付費全体では前年度比 207 万 5,000 円、0.6%の減となっております。

3 款の後期高齢者支援金等は 7,087 万 4,000 円で、前年度比 294 万 1,000 円、4.3%の増となっております。

7 款の共同事業拠出金は 4,502 万 3,000 円で、高額医療費共同事業分 927 万円、保険財政共同安定化事業分が 3,575 万 2,000 円であります。

次に 24 ページの財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。

国保支払準備基金は基金利子分 2 万円の積み立てを行って、取り崩しはありませんでした。

年度末残高 2,515 万円というふうになっております。

次に、議案第 6 号、中川村介護保険事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1 ページの平成 26 年度の歳入決算額は 5 億 8,718 万 7,284 円です。

2 ページの歳出決算額は 5 億 8,233 万 9,112 円で、歳入歳出差引残額は 484 万 8,172 円であります。

前年度比、歳入については 1,625 万円、2.8%、歳出は 1,614 万 4,000 円、2.9%のそれぞれ増であります。

1 ページをごらんいただきたいと思いますが、歳入の 1 款 保険料は 9,796 万円で、前年度比 124 万 2,000 円、1.3%の増であります。

収入未済額は、対象者 15 名で 20 万 7,000 円であります。

保険料徴収率については前年度比 0.1 ポイント減の 99.8%となっております。

4 款の国庫支出金は 1 億 4,734 万 2,000 円、5 款の支払基金交付金は 1 億 6,206 万円、6 款の県支出金は 8,230 万円、10 款の繰入金は 9,093 万 9,000 円ですが、これらの大部分は保険給付費に充てられる収入であります。

なお、繰入金のうち基金からの繰入金は 1,241 万円で、介護給付費準備基金からの繰り入れであります。

2 ページの歳出、2 款 保険給付費は 5 億 5,864 万 5,000 円、うち主なものは介護サービス給付等諸費が 5 億 4,968 万円、高額介護サービス費が 896 万 5,000 円であります。

保険給付費全体では前年度比 1,225 万 7,000 円、2.2%の増であります。

5 款 地域支援事業は 1,088 万 7,000 円、前年度比 153 万 2,000 円、16.4%の増で、高齢者への介護予防事業 540 万 7,000 円などを実施しております。

次に 17 ページの財産に関する調書をごらんいただきたいと思います。

介護給付費準備基金は基金利子分 1 万円の積み立てを行って 1,241 万円の取り崩しを行って、年度末残高については 1,700 万円ということになっております。

次に、議案第 7 号、中川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1 ページの平成 26 年度の歳入決算額は 4,585 万 7,000 円です。

2 ページの歳出決算額は 4,575 万 9,000 円で、翌年度繰越額 9 万 8,000 円となります。

前年度比、歳入は 177 万円、4%、歳出は 169 万 3,000 円、3.8%のそれぞれ増となっております。

1 ページの 1 款 後期高齢者医療保険料は 3,201 万円で、前年度比 126 万 5,000 円、4.1%の増であります。

収入未済額は 7 万 5,000 円、保険料の徴収率は前年度比 0.03 ポイント増の 99.77%というふうになっております。

4 款の繰入金は一般会計から 1,382 万 1,000 円の繰り入れを行っております。

2 ページの歳出、2 款 後期高齢者医療広域連合納付金は 4,535 万 3,000 円で、前年度比 192 万 3,000 円、4.4%の増であります。

次に、議案第 8 号、中川村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1 ページの平成 26 年度の歳入決算額は 1 億 9,922 万 4,217 円です。

2 ページの歳出決算額は 1 億 9,837 万 4,662 円で、翌年度繰越額は 84 万 9,555 円ということになります。

前年度比ですと、歳入は 1,634 万 9,000 円、7.6%、歳出は 1,658 万 1,000 円、7.7%

のそれぞれ減であります。これは起債償還の減少に伴う一般会計からの繰入金の減少が主な理由であります。

1 ページの1 款 分担金及び負担金は355 万5,000 円で、前年度比194 万5,000 円、35.4%の減であります。

収入未済額は12 件で584 万5,000 円となっております。

2 款の使用料及び手数料は6,045 万2,000 円で、前年度比167 万6,000 円、2.9%の増、収入未済額は26 件で155 万7,000 円となっております。

なお、平成26 年度の人口による水洗化率を見ますと、大草処理区が93%、片桐処理区が87.1%、村全体では89.1%で、前年度比0.8 ポイントの増となっております。

7 款の繰入金は1 億3,460 万円で、前年度比1,540 万円、10.3%の減、一般会計からの公債費分等の繰り入れであります。

2 ページの歳出、1 款の下水道事業費は4,944 万9,000 円で、前年度比104 万2,000 円、2.2%の増となっております。

2 款の公債費は1 億4,892 万5,000 円で、前年度比1,762 万4,000 円、10.6%の減となっております。

次に、議案第9 号であります、中川村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書をお願いいたします。

1 ページの平成26 年度の歳入決算額は1 億2,259 万379 円です。

2 ページの歳出決算額は1 億2,181 万3,977 円で、翌年度繰越額は77 万6,402 円となっております。

1 ページの1 款 分担金は280 万円で、4 件の加入がありました。

2 款の使用料及び手数料は2,265 万8,000 円で、前年度比85 万3,000 円、3.9%の増、収入未済額は13 件で29 万7,000 円となっております。

なお、平成26 年度の人口による水洗化率を見ますと、全体では88.9%、前年度比1.3 ポイントの増となっております。

7 款の繰入金は9,640 万円、前年度比960 万円、9.1%の減で、一般会計からの公債費分等の繰り入れであります。

2 ページの歳出、農業集落井排水事業費であります、3,279 万6,000 円、このうち維持管理事業分が2,584 万7,000 円で、前年度比34 万9,000 円、1.4%の増であります。

2 款の公債費は1,901 万8,000 円で、前年度比773 万5,000 円、8 %の減になっております。

以上、一般会計及び特別会計5 会計の決算書の説明とさせていただきます。

審査のほど、よろしくをお願いいたします。

○建設水道課長

続きまして、議案第10 号 平成26 年度中川村水道事業決算認定について説明いたします。

水道事業につきましては、地方公営企業法の適用を受けておりますので企業会計方式により処理をしております。そのため、損益計算書の増減事項による損益取り引き

と貸借対照表の増減事項となる資本取引との2本立てになっております。

また、地方公営企業会計制度の見直しによりまして、新会計基準により、移行して初めての決算となります。財務諸表の項目の変更や金額が大きく増減した箇所もありますので、主な箇所については補足説明をいたします。

なお、決算書の数値は税込の表示、損益計算書や費用明細書などは税抜表示となっておりますので、あらかじめ御承知おきをいただきたいと思います。

金額につきましては、1,000円単位で申し上げます。

それでは、決算書1ページ、決算報告書であります。

1の収益的収入及び支出であります。収益的収入の決算額1億3,263万8,000円に対し、収益的支出の決算額は9,843万7,000円で、見かけ上、差し引き3,420万1,000円のプラスとなりました。

続いて2ページの(2)資本的収入及び支出であります。

資本的収入の決算額717万4,000円に対しまして、資本的支出は決算額4,908万9,000円で、差し引き4,191万5,000円の不足となっておりますが、この不足額は過年度分損益勘定留保資金及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額で補填をいたしております。

次に財務諸表であります。まず3ページの損益計算書であります。

これは収益的収支の明細となっております。

営業収益は合計で8,697万4,000円、営業費用の合計は9,410万4,000円で、差し引きで営業利益は712万9,000円の損失となりました。これに営業外収益の3,974万4,000円及び営業外費用の126万4,000円を差し引いた経常利益は3,135万円となりました。特別利益はなく、特別損失は過年度損益修正損として93万5,000円で、差し引きして当年度純利益は3,041万5,000円となりました。そこから前年度繰越利益剰余金3億8,531万6,000円を加えた4億1,573万1,000円が当年度の未処分利益剰余金となりました。

会計制度の見直しによる影響につきましては、補助金等により取得した固定資産の償却制度が変更になりまして、今までに受けていた国庫補助金分の費用化、収益化がされ、営業費用の減価償却費の増加、それから営業外収益の長期前受金戻入額での収益化をしております。

また、過年度損益修正損に制度移行時の今回だけの処理であります。前年度の賞与引当金を計上してあります。

その結果といたしまして、純利益、利益剰余金の額が大幅に増えることになりました。

続いて4ページでございます。

2つ表がありますが、まず、上の表、剰余金計算書がありますが、これは決算としての認定を求めるものであります。

剰余金のうち右の欄の利益剰余金につきましては、前ページにありました前年度繰越利益剰余金3億8,531万6,000円から当年度純利益の3,041万5,000円を加えた当

年度末残高は4億1,573万1,000円となります。

また、左の欄の資本剰余金は、前年度末残高の13億8,026万8,000円に制度変更による資本剰余金から繰延収益への振替額13億7,303万2,000円を差し引いた723万5,000円が当年度末の残高となります。

下の表は、上の表で計算された剰余金の処分に関する計算書案でございまして、議決を求めるものであります。

剰余金の利益剰余金のうち未処分利益剰余金から5,000万円を減債積立金として積み立てることとしまして、資本金及び剰余金とも処分後残高を翌年度に繰り越し処理をしたいとするものであります。

最後に5ページの貸借対照表であります。

これは平成26年度末現在の財政状況をあらわしております。

資産の部は、固定資産と流動資産で構成され、資産の合計は13億6,064万7,000円であります。

負債の部につきましては、これは会計制度見直しによる表示の変更がございまして、新たに1の固定負債の企業債合計額を計上するとともに、5の繰延収益として建設改良費に充てた企業債に係る元金償還に対する繰入金を長期前受金という項目で負債に計上し、資産の減価償却に合わせて長期前受金戻入として収益化を行うことに変更されております。

構成する固定負債、流動負債、繰延収益を合わせ、負債合計は9億2,550万3,000円となります。

資本の部は資本金と剰余金で構成され、剰余金の合計は4億3,024万3,000円で、資本合計が4億3,514万3,000円、資本、負債の合計は資産の合計と同額の13億6,064万7,000円となっております。

以下は決算の附属書類であります。6ページから10ページにかけては、事業報告書といたしまして業務や経営の状況、工事、業務量等を記しております。

それから、11ページにはキャッシュフロー計算書がありますが、これは、制度見直しによりまして新たに作成が義務づけられたものであります。資金の流れに関する情報を示しております。

1の業務活動によるキャッシュフロー、2の投資活動によるキャッシュフロー、3の財務活動によるキャッシュフロー、それぞれ合計いたしまして資金増加額は341万8,000円ということで、資金期末残高は2億4,172万4,000円となっております。これは5ページの貸借対照表の現金と一致してくるわけでございます。

12ページ以降には、その他の書類といたしまして収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しておりますので、それぞれお読み取りをいただくとしまして、決算書の説明とさせていただきます。

○議長

ここで暫時休憩とします。再開は10時35分とします。

[午前10時27分 休憩]

[午前10時35分 再開]

○議 長

会議を再開します。

ここで代表監査委員から決算審査の結果について報告を求めます。

○代表監査委員

それでは、平成 26 年度中川村一般会計及び特別会計決算の審査意見についてご報告を申し上げたいと思います。

前段で会計管理者及び建設水道課長よりご報告がありましたので、できるだけ要点のみをご報告したいと思います。

平成 26 年度中川村一般会計及び特別会計決算の審査意見について

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により審査に付された平成 26 年度各会計の歳入歳出決算書、帳簿書類、その他政令で定める書類及び同法第 241 条第 5 項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査したので、別紙のとおり意見を付します。

第 1 審査の概要

1 審査の対象

- (1) 平成 26 年度一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成 26 年度国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成 26 年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成 26 年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成 26 年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成 26 年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

2 審査の期間

平成 27 年 8 月 4 日、5 日、6 日及び 11 日の 4 日間

3 審査の方法

審査に当たっては、村長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、計数の確認、関係法令等に準拠して調製されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼を置き、それぞれの関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに決算資料の検証及び関係職員からの説明聴取と必要な審査手続をもって実施した。

第 2 審査の結果

1 総括

(1) 総括意見

①審査に付された一般会計、各特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めた。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認めた。

②厳しい財政事情の中、健全な財政運営に配慮しつつ自立の村づくりや村民要望に応えるべく各分野における事業などの取り組みを着々と進めていることを評価する。

③一般会計及び特別会計 5 会計とも実質収支は黒字決算となっている。うち一般会

計の実質収支は 2 億 532 万 4,000 円となっている。

地方交付税が歳入に占める割合は 49.7%で、前年度比 5,964 万 6,000 円、3.2%の減となり、国庫支出金の占める割合は 7.3%で、前年度比 1 億 1,197 万 2,000 円、73.4%の増となった。

県支出金の占める割合は 5.2%で、前年度比 2,044 万 7,000 円、9.8%の減となった。

今後の行財政運営に当たっては、事業の費用対効果を十分に検証するとともに住民ニーズの変化や時代の要請に的確に対応できるよう施策、事業を計画的に推進し、住民福祉の向上に努められたい。

(2) 決算規模

一般会計は前年度に比べて歳入で 1,293 万円、0.4%の増、歳出で 8,048 万 6,000 円、2.4%の増となっているが、特別会計の合計は前年度に比べて歳入で 1,542 万 5,000 円、1.0%の減、歳出で 711 万 3,000 円、0.5%の減となっている。

一般会計と特別会計の実質収支の合計では前年度に比べて 8,127 万 3,000 円、25.9%の減となっている。

一般会計及び各特別会計の決算額については次のとおりであるということで、表に記載してございます。ごらんください。

(3) 財政構造の弾力性

健全な財政運営の要件は収支の均衡を保持しながら経済変動や村民要望に対応し得る弾力性を持つものでなければならない。一般会計における財政力の動向、財政構造の弾力性を判断する主要財務指標の過去 10 年間の年度別推移は次表のとおりであるということで、以下、表のとおりでございますので、ごらんください。

①財政力指数は、本年度は 0.208 で、前年度と同率で、以前として低く、財政基盤が弱い状態にあることがうかがわれる。

②経常収支比率は、本年度は 81.2%、前年度と同率で推移している。

③経常一般財源比率は、本年度は 95.2%で、前年度に比べ 0.5 ポイント改善されている。

④実質公債費比率、本年度は 4.6%で、前年度に比べ 2.0 ポイント改善されている。

⑤将来負担比率、本年度も充当可能財源が将来負担額を上回り、前年度に比して、より健全化している。

2 一般会計

(1) 歳入

歳入については、各科目とも収入確保に努力されていた。

歳入について特記すべきものは次のとおりである。

①村税

ア、村税の決算額は 4 億 5,218 万 7,000 円であり、前年度比 425 万 7,000 円、1.0%の増となった。

村民税は 235 万 6,000 円、1.2%の減で、従業員数の減少による法人村民税均等割額の変更が要因と考えられる。

固定資産税は前年度比 748 万 3,000 円、3.5%の増となった。

イ、収入未済額は 1,477 万 8,000 円であり、前年度比 397 万 4,000 円、21.2%の減となっている。

村税は歳入の根幹をなすものであり、税負担の公平の原則からも滞納額の解消を図る必要があるが、滞納額解消には相当な困難を伴う、滞納処分等の実施により、さらなる収納率向上対策の強化を図るよう除くものである。

ウ、村税全体で不納欠損処分は、欠損処分は 67 件、98 万 5,000 円である。処理は地方税法の規定に基づき適正な手続により行われているものと認めた。今後とも厳正、適確に対処されたい。

エ、村税の収納率は 96.6%で、前年度より 0.8 ポイント向上している。このうち滞納繰越分は 38.2%で、前年度より 18.4 ポイントの増となっており、徴収努力を評価する。引き続き徴収率向上に一層の努力をされたい。

なお、高額滞納者に対しては、長野県地方税滞納整理機構への徴収の委託を行っており、平成 26 年度は固定資産税滞納分の 105 万 7,000 円が納入されている。

また、徴収困難者に対しては、平成 26 年度から県税徴収対策室上伊那分室へ徴収を引き継ぎ、成果を上げており、引き続き滞納解消に努められたい。

②地方譲与税

決算額を前年度と比較すると 242 万 7,000 円、4.8%の減少となった。

③地方交付税

決算額は 18 億 710 万 2,000 円で、前年度比 5,964 万 6,000 円、3.2%の減となった。

普通交付税では、平成 26 年度は主に算定基礎となる係数等の多くが下がったため、基準財政需要額が 21 億 4,517 万 7,000 円、前年度比 3,835 万 5,000 円、1.8%の減額となった。

一方、基準財政需要額は 4 億 5,135 万 7,000 円で、前年度比 405 万 8,000 円、0.8%の増額となった。

差し引きで交付税は 16 億 9,382 万円となり、前年度比 4,241 万 3,000 円、2.4%の減額となった。

特別交付税では、主に過疎地域対策事業費が減少したため、交付額が 1 億 1,328 万 2,000 円で、前年度比 1,723 万 3,000 円、13.2%の減となった。

④分担金及び負担金

ア、決算額は 4,348 万 7,000 円で、前年度比 209 万円、5.0%増となった。

イ、分担金は 3,672 万 1,000 円で、4 万 4,000 円、0.1%の減となっており、ほぼ横ばいで推移している。

保育料の収入未済額は 2 人で 31 万 7,000 円となっている。受益者負担の原則からも、引き続き収入未済額の解消に努められたい。

⑤使用料及び手数料

ア、決算額は 5,186 万 2,000 円で、前年度比 60 万 8,000 円、1.2%の増となっている。

イ、住宅使用料は決算額 3,833 万 8,000 円で、前年度比 147 万 8,000 円の増となっている。空きが少なく、引き続き住宅の利用を推進されたい。

住宅使用料の収入未済額は 8 人で 67 万 4,000 円、前年度比 14 万 7,000 円増となっている。引き続き収入未済額の解消に努められたい。

⑥国庫支出金

決算額は 2 億 6,456 万円で、前年度比 1 億 1,197 万 2,000 円、73.4%の増となっている。

国庫支出金は各種事業の貴重な財源となるため、国からの通知や情報を注視して、その活用に向けて努力されたい。

⑦県支出金

決算額は 1 億 8,737 万 3,000 円で、前年度比 2,044 万 7,000 円、9.8%の減となっている。

⑧財産収入

決算額は 876 万 9,000 円で、前年度比 129 万 9,000 円、17.4%の増となっている。

⑨寄附金

決算額は 327 万 3,000 円で、前年度比 87 万 2,000 円、36.3%の増となっている。

⑩繰入金

平成 26 年度は基金からの繰り入れは行われなかった。

⑪諸収入

決算額は 5,486 万 1,000 円で、前年度比 294 万 6,000 円、5.7%の増となっている。

⑫村債

決算額は 3 億 6,730 万円で、前年度比 3,540 万円、8.8%の減となっている。過疎対策事業債 2 億 1,460 万円、消防施設等整備を含む教育福祉施設等整備事業債 6,350 万円、緊急防災減災事業債 2,990 万円、全国防災事業債 2,860 万円等となっており、借入決算額のうち 58.4%を過疎対策事業債が占めている。

平成 26 年度の過疎ソフト事業の状況は、地域医療確保対策事業 1,430 万円、村道維持管理事業 3,560 万円、公園整備事業 500 万円を充てた。

過疎地域自立促進特別措置法は、平成 24 年 6 月に平成 27 年度末を期限としていた旧法を 5 年間延長し、平成 32 年度末までの期限となっている。交付税措置による有利な過疎対策事業債もあわせて延長されることから、引き続き本債を中心とした事業運営に努められたい。

また、事業執行に当たっては、単年度に偏ることなく、計画的な起債事業の執行に努められたい。

(2) 歳出

一般会計の歳出は、予算現額に対して、支出済額 34 億 2,238 万 6,000 円、不用額 2 億 532 万 4,000 円で、執行率は 94.4%であった。不用額は、予備費 1 億 3,821 万 3,000 円を除けば多額な不用額ではなく、補正予算の措置等、適切に処理していることが認められた。

事業等については、積極的、効率的に執行しており、経費節減の努力がうかがえた。
歳出について特記すべきもの及び意見は次のとおりである。

①議会費

ア、決算額は

5,812万6,000円で、前年度比244万2,000円、4.4%の増となっている。これは議員共済負担金の増と議員補充によるものである。

②総務費

ア、決算額は4億8,091万9,000円で、前年度比1億1,844万4,000円で、19.8%の減となっている。

カ、企画費は9,111万5,000円で、前年度比625万3,000円、7.4%の増となっている。

地域おこし協力隊の活動費計上により、引き続き村内の資源を活用したむらづくりの推進に期待する。

コミュニティー助成は、地区の要望も多く、2地区へ370万円が支出されている。

キ、バス運行事業は2,524万円で、前年度比257万5,000円、11.4%の増となっている。デマンドタクシー車両の購入233万8,000円、地域公共交通確保維持改善事業実施による村負担金206万8,000円によるものである。

村営巡回バス運行事業の利用者は、延べ利用者数2万7,952人と前年度比1,131人、4.2%の増となった。学生の減少や高齢者の免許所持者が増加してきているが、移動手段のない村民の大切な公共交通となっている。

③民生費

ア、決算額は6億5,552万3,000円で、前年度比1億691万4,000円、14.0%の減となっている。

ウ、つどいの広場バンビーニは、登録児童数290人、利用保護者・児童数は延べ7,143人で、前年度比190人減となっているが、中川村の延べ利用者数は前年度比186人増となっている。少子化対策の一環として、今後の事業の充実を期待する。

エ、26年度新規事業として消費税引き上げに対応して臨時福祉給付金1,019万円及び子育て世帯臨時特例給付金587万円を支給した。

ク、高齢者憩いの家は、指定管理者制度で中川村観光開発に委託されている。指定管理料、平成24年～平成26年まで1,224万2,000円、年間、については、その都度、見直しがされているが、今後、管理料の削減努力や合理的な算定がされるよう期待する。風呂関係修繕料は353万4,000円、前年度比341万3,000円増となっており、何らかの対応が必要である。

④衛生費

ア、決算額は2億5,107万7,000円で、前年度比7,996万円、46.7%の増となっている。地域医療確保対策基金積立金1億円の増によるものである。

エ、ごみ処理事業は3,616万5,000円で、前年度比340万7,000円の増となっている。上伊那広域連合の新ごみ中間処理施設建設にかかわる負担金及び伊南行政組合の

伊南清掃センターの取り壊しにかかわる負担金の増によるものである。

可燃ごみの年間収集量は前年度比 2.4 t の増となっている。今後ごみの減量化、資源化の推進に努められたい。

⑤農林水産業費

ア、決算額は 3 億 7,904 万 2,000 円で、前年度比 5,457 万 5,000 円、12.6%の減となっている。

エ、農産物加工施設は、平成 25 年度から企業組合つくっちゃオ中川が指定管理、管理料 150 万円としている。今後、製造、加工、販売等の経営努力に期待する。

オ、鳥獣害防止対策事業費は 536 万 3,000 円で、前年度比 40 万 3,000 円、7.0%の減となっている。有害鳥獣による被害に対し対策の継続が必要である。

⑥商工費

ア、決算額は 3,613 万 8,000 円で、前年度比 72 万 3,000 円、2.0%の減となっている。

ウ、指定管理施設の利用者は、望岳荘は宿泊 5,154 人、前年度比 609 人増、日帰り 5 万 1,711 人、前年度比 162 人減、桑原キャンプ場 888 人、前年度比 374 人減、小渋釣り堀場 1,506 人、前年度比 354 人減、かつらの丘 1,952 人、前年度比 218 人増であった。天候不順の影響もあり、全体的に利用者は減少した。新規利用者やリピーターの増加につながるような施策に期待する。

エ、獣肉加工施設の利用は進みつつある、今後の利活用に期待したい。

⑦土木費

ア、決算額は 4 億 7,065 万 9,000 円で、前年度比 2,809 万 1,000 円、6.3%の増となっている。

オ、橋梁維持費は 1,639 万 2,000 円で、前年度比 1,622 万 3,000 円の増となっている。社会資本整備総合交付金を活用して調査設計業務 888 万 8,000 円、修繕工事 658 万 8,000 円を実施している。橋梁は 5 年ごとに点検が義務づけられており、計画的な維持管理が求められる。

⑧消防費

ア、消防費は 1 億 5,748 万 4,000 円で、前年度比 4,028 万 2,000 円、34.4%の増となっている。これは、上伊那広域化分負担金 3,480 万 1,000 円、第 2 分団第 7 部積載車の購入 1,098 万円によるものである。

⑨教育費

ア、決算額は 3 億 6,761 万円で、前年度比 1 億 3,194 万 5,000 円、56.0%の増となっている。

イ、学校施設整備では、東西小学校のトイレ改修工事 8,055 万 7,000 円、東西小学校及び中学校の体育館天井撤去工事 4,328 万 7,000 円、東西小学校及び中学校の防災倉庫建設工事 829 万 5,000 円が実施された。設計監理業務を含みます。

⑩災害復旧費

決算額は 170 万 3,000 円、皆増、農地災害復旧工事（美里）が行われた。

⑪公債費

ア、決算額は5億6,410万6,000円で、前年度比7,672万1,000円、15.7%の増となっている。

イ、平成26年度末村債現在高は33億2,947万2,000円で、前年度末に比べ1億5,843万5,000円、4.5%の減となっている。また、年度中に1億6,363万2,000円の繰上償還が行われた。

平成23年度に借入れをした過疎債の据え置き期間が終わり、元金償還が始まることにより、今後、公債費が徐々に増加する見込みであることから、引き続き慎重な財政運営を期待する。

(3) 基金

ア、積立基金及び定額運用基金の合計の前年度末現在高は17億6,498万6,000円で、平成26年度中の積立額は1億1,294万8,000円で、取り崩しはなく、平成26年度末現在高は18億7,793万7,000円となっている。その運用については適正なものと認めた。

イ、財政調整基金の前年度末現在高は10億7,290万円で、70万円の積み立てを行い、取り崩しはなく、平成26年度末現在高は10億7,360万円となっている。

ウ、減債基金の前年度末現在高は1億4,262万円で、5万円の積み立てを行い、平成26年度末現在高は1億4,267万円となっている。

エ、高度情報化基金の前年度末現在高は1億905万1,000円で、1,206万7,000円の積み立てを行い、平成26年度末現在高は1億2,011万8,000円となっている。

オ、地域医療確保対策基金の全年度末現在高は2,660万円、1億円の積み立てを行い、平成26年度末現在高は1億2,660万円となっている。昭和伊南総合病院支援など、地域医療の確保を図るための積み立てとなっている。

3 特別会計

特別会計5会計の歳入合計は14億6,412万4,000円で、歳出合計14億3,746万8,000円、執行率は98.3%であった。

各特別会計とも収入確保に努力し、また、歳出についても経費節減に努めながら適切に執行していることを認めた。

(1) 国民健康保険事業特別会計

①歳入総額は5億926万6,000円で、前年度比1億9,000円、1.9%の減となっている。

個別には、国保税1億1,760万5,000円で、前年度比106万2,000円、0.9%減、国庫誌支出金は1億419万3,000円で、前年度比1,403万8,000円、15.6%の増、医療給付費交付金2,527万円で、前年度比973万円、27.8%の減、前期高齢者交付金1億4,499万5,000円で、前年度比1,714万8,000円、10.6%の減となっている。

国保税の徴収率は95.0%で、前年度比0.2%の減となっている。

②歳出総額は4億8,918万1,000円で、前年度比123万8,000円、0.3%の減となっている。

④国保税の滞納額は 586 万 4,000 円で、前年度比 16 万 3,000 円、2.7%の減となっている。引き続き、国保税の徴収について、なお一層の努力を期待する。

(2) 介護保険事業特別会計

①歳入総額は 5 億 8,718 万 7,000 円で、前年度比 1,625 万 1,000 円、2.8%の増となっている。

②歳出総額は 5 億 8,233 万 9,000 円で、前年度比 1,614 万 4,000 円、2.9%の増となっている。介護給付費準備基金積立額は 1 万円、取崩額 1,241 万円で、年度末現在高は 1,700 万円である。

⑤介護保険料の収入未済額は 15 人で 20 万 7,220 円となっている。

(3) 後期高齢者医療特別会計

①歳入総額は 4,585 万 7,000 円で、前年度比 177 万円、4.0%の増となっている。

②歳出総額は 4,575 万 9,000 円で、前年度比 169 万 3,000 円、3.8%の増となっている。

(4) 公共下水道事業特別会計

①歳出総額は 1 億 9,837 万 5,000 円で、前年度比 1,658 万 1,000 円、7.7%の減となっている。

③下水道料の収入未済額は 155 万 7,000 円で、前年度比 11 万 2,000 円、7.8%の増となっている。また、公共下水道事業負担金の収入未済額は 584 万 5,000 円で、前年度比 215 万 5,000 円、26.9%の減となっている。

徴収については、分納、延納等により、その実情に合わせた方法で徴収されている。今後も引き続き滞納の解消に努力されたい。

(5) 農業集落排水事業特別会計

①歳出総額は 1 億 2,181 万 4,000 円で、前年度比 713 万 1,000 円、5.5%の減となっている。

③下水道料の収入未済額は 29 万 7,000 円で、対前年度比 6 万 3,000 円、27.0%の増となっている。引き続き滞納の解消に努力されたい。

4 その他

(1) 住民税務課、保健福祉課、建設水道課、教育委員会等さまざまな分野で税、料金等の未収金が生じている。庁内関連部署で徴収対策会議の開催、徴収時の横の連携等を行いながら、その解消に努力をされている。今後も積極的な取り組みによって解消になお一層努力されたい。

続きまして平成 26 年度中川村水道事業会計決算の審査意見についてお願いいたします。

地方公営企業法第 30 条の規定により審査に付された平成 26 年度水道事業会計の歳入歳出決算関係帳簿及び証拠書類について審査したので別紙のとおり意見を付します。

第 1 審査の概要

1 審査の対象

平成 26 年度水道事業会計歳入歳出決算

2 審査の期日

平成 27 年 8 月 5 日

3 審査の方法

審査に当たっては、事業管理者から提出された決算書が平成 26 年度における水道事業の経営成績と財政状態を適正に表示しているかどうかについて会計諸帳簿及び例月出納検査との照合により検証した。

また、年度内の事業運営全般について関係職員から説明を求め、公営企業の基本原則である公共の福祉増進と経済性発揮の観点から審査した。

4 決算の概要

(1) 業務実績

給水人口は 5,029 人で、前年度より 49 人減少し、給水件数は 1,776 件で、前年度より 1 件減少している。

年間総配水量は、59 万 7,079 m³で、前年度より 9,074 m³、1.5%増加している。

配水量のうち料金収入となった水量は 43 万 4,245 m³で、前年度より 8,053 m³減少し、配水量のうち料金収入となった水量の割合である有収率は 72.7%で、前年度比 2.49%低下している。

(2) 経営成績

①事業収入及び事業費用（経営収支状況は税抜、収納状況は税込）

経営収支の状況を見ると、総収益は 1 億 2,671 万 9,000 円で、前年度比 3,618 万 2,000 円、40.0%の大幅増となっている。

今回の決算から国で進める会計制度の改正に合わせて財務諸表の数字が大きく変わり、営業外収益として長期前受金戻入額 3,959 万 8,000 円が新たに計上されている。

給水収益は 8,087 万 5,000 円で、前年度比 232 万 2,000 円、2.8%の減であった。

また、総費用 9,536 万 9,000 円と会計制度の改正による特別損失 93 万 5,000 円を合わせ、差し引きで 3,041 万 5,000 円の純利益を生じ、前年度繰越利益剰余金と合わせて 4 億 1,573 万 2,000 円を未処分利益剰余金として翌年度に繰り越した。

収納状況は、調定額 8,678 万 4,000 円に対し収入済額 549 万円で、収納率は 98.51%、未収額は 129 万 4,000 円であった。

②資本的収入及び支出（税込）

収入は総額 717 万 5,000 円となっている。支出は 4,909 万円となり、資本的収支の不足額 4,191 万 5,000 円は当年度消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金等で補填されている。

第 2 審査の結果

1 決算書類及び決算附属書類について

決算報告書及び収益計算書、貸借対照表等の財務諸表並びに決算附属書類については、計数に誤りはなく、適正に記帳されており、当会計年度における水道事業の経営成績と財政状況を正確に表示していると認めた。

また、現金、預金の管理についても適正に行われていることを確認した。

2 審査意見の総括

審査過程での総括所見を記して今後の経営改善に期待する。

(1) 平成 26 年度は 3,041 万 5,000 円の純利益となった。

当年度未処分利益剰余金は 4 億 1,573 万 2,000 円となっている。

今後とも健全経営のために経常経費の削減、有収率の改善など企業努力を除く。

(2) 恒常的な滞納者が見受けられるので、より一層の徴収努力を望む。

(3) 有収率が前年度より 2.49%低下したが、今後、老朽化した配水管等の更新を進め、さらなる漏水調査をして有収率の改善に努力されたい。

水道事業に関しては以上であります。

なお、平成 26 年度中川村財政健全化の審査意見については、お手元に配付してあるとおり意見書として表に整理してございますので、お目通しをいただきたいと思います。

以上であります。

○議長

長

審査結果の報告が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2 番

(湯澤 賢一) 今、監査報告がありまして、非常によい成績であると、安心した財政運営であるというふうな中での審査意見でありました。

私、この実質公債費比率、将来負担費比率の推移というの、例えば、ちょっと見て驚いた、去年もそうだったんですけど、驚いているのは、これ、ことに実質公債費比率っていうのは、合併前で考えたら、これは、20%近くあったのが、今は 4.5 である、ここにある、その経緯が、17 ページにある、このグラフでよくわかるわけですが、例えば、これは住民としては非常に安心で、いいなと思う部分でもあります、こういう話を、ちょっとする場合、「中川村は何をやっているの?」と、「どういう事業をやっているの?」と、だから、「何もやらないから、こういうふうな、非常に貯金が増えて、借金が少しずつ減っていくというふうな状況になるんじゃないか?」っていうふうなこともよく言われます。あるいは、実際問題として、義務的な事業は非常に多い——多いっていうか、ちゃんとやっている、村は、しかし、躍動感あふれる、何か、中川村だと、これは中川村だという事業が、ちょっと、やっぱり、どうしても、ちょっと少ないように思えてならないわけです。先ほど監査のほうでありました、要するに、財政は弾力性があるような意見でありましたが、しかし、現実には、財政は弾力性があっても、施策が硬直しているのではないかと、そういう、私は心配いたします。

そこで質問いたしますが、23 年度の過疎債が償還が始まると、据え置き期間が終わって、これは、この過疎債の償還はどういうふうな形で、例えば年間どのくらいな割合で公債費が上がってくるのかという、どのくらい村の財政を、こう、圧迫するのかっていうこと、ちょっと、わかりましたら教えていただきたい。

○副村長

ちょっと具体的な数字は持ち合わせておりませんので、暫時休憩していただいて調査をさせていただくということでお願いします。

○議 長	ここで暫時休憩といたします。 [午前 1 1 時 1 8 分 休憩] [午前 1 1 時 2 3 分 再開]
○議 長	会議を再開します。
○副 村 長	今、起債システムで集計をさせておりますけれど、ちょっとたくさんの起債、過疎債といいましても、過疎債の中のそれぞれ事業がありますので、それをまとめて出すということで、23 年度分の償還金額については、ちょっと具体的な数字というのは、ここではまとめられておりませんが、決算に影響するようなことであれば、また、後ほど詰めてお話をさせていただきたいというふうに思います。
○2 番	(湯澤 賢一) そうすると、難しい問題、それほど難しい問題だとちょっと思わなかったものですから、たまたま、私は、もっと過疎債っていうのは利用したほうがいいんじゃないかと、これ、次年度に向けてですが、その辺を今度の決算の中で村はどう考えているかっていう質問を基本的にはしたかったわけでありまして、これが過疎債の公債費がどんどん増加してくれば、また、話は別になっちゃうなということであります。ですから、ちょっと、この質問の本題に戻りますと、こうした形で、例えばいい数字になってきた、その段階で、例えば民間の知恵とか集めて、民間の小さな会社とかじゃなくて、もっと住民の知恵とかを集めて、こう、村づくりのための、こう、何ていうかね、本当に自由な発想によるものを今後を考えられないかということ、ちょっとお聞きしていきたいと思います。
○副 村 長	さまざまな事業で有利な起債ということで過疎債を使っていくということで来ているわけでありまして、何でもかんでもというわけにはいきませんので、村のほうで要望を、例えば3億円とか4億円の起債を上げましても、実質的には割り落としということで、全国的に集計する中で数字は少なくなっているという中で、最低限の事業を計上していかざるを得ないということでもあります。 地域からの要望が多いのは、やはり道路を中心とした環境整備というのが引き続いて多い状況にあり、それらを中心に充てているという実態であります。
○議 長	ほかにありませんか。 これで質疑を終わります。 お諮りをいたします。 本案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議 長	異議なしと認めます。よって、本案については、10 人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定をいたしました。 決算特別委員長は、会期中に内容を審査の上、審査結果の報告をお願いします。 お諮りします。 日程第 14 議案第 11 号から日程第 16 議案第 13 号までの補正予算 3 件につきましては、平成 27 年度の補正予算であり、関連がありますので、議会会議規則第 37 条の

規定により一括議題としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長

異議なしと認めます。よって、

日程第14 議案第11号 平成27年度中川村一般会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第12号 平成27年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算
（第1号）

日程第16 議案第13号 平成27年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

以上の3議案を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○副村長

議案第11号 平成27年度中川村一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

予算の総額に3億3,380万円を追加し、総額を35億1,230万円とするものであります。

継続費は第2表 継続費により、地方債の補正は第3表 地方債補正によるものであります。

今回の補正の主なものは、歳入では、地方交付税の決定による追加や地方創生先行型事業の国庫補助金の交付見込みによるものと平成26年度決算による繰越金の追加などであります。

歳出では、地方創生先行型事業への取り組み、高齢者憩いの家改修費の計上、起債の繰上償還、また、年度内事業の進捗に合わせた補正などがございます。

5ページをお願いいたします。

第2表 継続費で民生費の社会福祉費、高齢者憩いの家改修事業で予算の総額を1億1,707万2,000円として、年度と年割額では平成27年度に2,678万4,000円、平成28年度に9,028万8,000円の支出を予定するものであります。

33ページに平成27年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書を添付してあるので、後ほどごらんいただきたいと思います。

継続費につきましては、経費、工事、製造、その他の事業で完成に複数年度を要するものについて経費の総額と年割額を定め、あらかじめ議会の議決を経て数年度にわたって支出することのできる経費であります。予算の単年度主義に対する例外であります。1回の議決によって、その全部が有効に成立する性質を持つものであります。

工事につきましては、説明書を事前にお配りしてございますが、今回、工事を本体改修とエレベーター改修工事とに分け、一度に発注いたしますが、単年度で完了をしないため、全体の額を議決していただきたいため継続費とするものであります。

6ページの第3表 地方債補正であります。

追加で、農地等災害復旧事業で50万円を借り入れるものであります。

事業の概要は後ほど説明いたしますが、総事業費は167万4,000円で、このうち補助対象となります金額は工事費のうち140万円、県補助金は2分の1の70万円になり

ます。地元負担金が工事の 13%になりまして、残りの 51 万 1,000 円のうち 50 万円の起債を発行するものであります。充当率は 90%、交付税算入率は 95%、最終措置率は 85.5%となります。

9 ページをお願いします。

歳入であります。

11 款の地方特例交付金は減収補てん特例交付金の額の決定による増額であります。

10 ページであります。

12 款 地方交付税は 1 億 5,424 万 6,000 円の追加で、額の決定による増額であります。これによりまして平成 27 年度の普通交付税の総額は 17 億 3,424 万 6,000 円となりまして、平成 26 年度よりは 4,042 万 6,000 円の増額となります。

増要因の主なものは、まち・ひと・しごと創生の推進の一環として交付税の算定項目に人口減少等特別対策事業費が設けられたことによるものなどでございます。

11 ページ。

15 款 使用料及び手数料は、個人番号カード、通知カードの再交付手数料であります。

12 ページの 16 款 国庫支出金、民生費の国庫負担金であります。過年度の精算に伴う追加であります。

国庫補助金 1,095 万 8,000 円のうち総務費国庫補助金につきまして、企画費の補助金で 950 万円であります。地域活性化・地域住民生活緊急支援交付金、地方創生の先行型で 10 分の 10 でありますが、予算の範囲内の補助を見込んでおります。配分予算の枠内での 950 万円を見込んでおります。

総務費補助金につきましては個人番号カードの交付事業費の補助金で、事務費に対する 10 分の 10 の補助であります。

民生費の国庫補助金であります。このうち児童福祉費の補助金のうち 10 の子どものための教育・保育給付費であります。公立保育園以外に中川の子どもが入所した場合に、その運営主体に対して委託をした自治体が支出した費用に対する補助制度であります。費用額は 310 万円余りで、国庫では 2 分の 1 の補助となります。

13 ページの 17 款 県支出金の民生費県補助金も国庫補助金と同様の内容で、県は 4 分の 1 の補助となります。

農林水産業費の県補助金 40 万円のうち、農業費補助金につきまして、多面的機能支払交付金の追加がありまして、これは 10 分の 10 の補助であります。

飛びまして、災害復旧費の県補助金 70 万円であります。南陽地区宮原地籍の農地災害に対する補助で、補助率は対象事業費の 2 分の 1 であります。

14 ページ。

18 款 財産収入になります。財産売払収入 35 万 3,000 円。

不動産の売払収入につきましては、法定外公共物、いわゆる旧赤線 2 件の土地の売り払いになります。

物品売払収入につきましては、巡回バスの更新に伴いまして、これまでの車両を売

り払うものであります。

19 款の寄附金 3 万 3,000 円であります。中川ジョイントコンサート実行委員会からの寄附金になります。

16 ページ。

21 款 繰越金 1 億 6,407 万 4,000 円、平成 26 年度からの繰越金になります。

17 ページ。

22 款 諸収入であります。

預金利子は収支の調整を行うものであります。

雑入 144 万 6,000 円のうち、説明 95 その他であります、牧ヶ原公営住宅火災に対する共済給付金と個人の負担金になります。

18 ページ。

23 款 村債は 6 ページの地方債補正で説明をしたものでございます。

19 ページの歳出であります。

2 款の総務費であります。

総務管理費 1,249 万 7,000 円。

このうち村づくり事業 32 万 4,000 円ありますが、11 の需用費につきましては 6 月議会で決定されました不戦の誓い宣言の村の宣言板を役場入り口の庭に追加をすることと舗装を行うものなどの修繕料であります。

備品購入につきましては、地域おこし協力隊員が里山整備を行うためのチェーンソーの購入になります。

地方創生先行型事業は 1,099 万 4,000 円であります。地域活性化・地域住民生活等の支援交付金の上乗せ交付金を活用しまして、中川村の森林資源量と整備に関する調査、バイオマスエネルギーの需要調査、森林バイオマス化ジオ構想を柱とする構想策定事業、生活交通の確保のために有償運送車両の購入、また、空き家活用によりまして U・I・J ターン希望者の受け入れ態勢を整備する事業を行うものであります。

バス運行事業につきましては、一般修繕が多いわけですが、巡回バスの乗り降りをするためのステップの交換 51 万円が主なものであります。

自治振興費につきましては、20 ページの上段にあります、葛北地区の集会施設の増改築補助金で、建物の増築でありまして、事業費は 109 万円とお聞きしておりますが、この 3 分の 1 の補助になります。

戸籍住民基本台帳費につきましては、通知カード、個人番号カード関連事務交付金になります。

国勢調査費は組み替えであります。

21 ページの 3 款 民生費であります。

社会福祉費 2,721 万 4,000 円であります。

このうち中ほどの老人福祉施設管理費 2,678 万 4,000 円あります。高齢者憩いの家改修工事にかかわる委託料と工事費の平成 27 年度分であります。

事業概要、概算事業費は、事前にお配りした説明資料のとおりであります、工事

請負費につきましての発注につきましては、先ほど継続費のところでも申し上げましたが、本体とエレベーター、本体改修とエレベーター改修に分けて発注をする予定であります。

本体につきましては、将来におけるメンテナンス、また、地元企業育成等を勘案した発注方式をとりたいと考えております。

エレベーターにつきましては、既存の機器等との取り合いもありますので、今後、検討してまいりたいというふうに、発注方式については検討してまいりたいというふうに考えているところであります。

現在、考えているスケジュールにつきましては、平成 27 年度につきましては施工のための準備、それから資機材の制作購入を 27 年度で行い、28 年の 5 月の上旬から施設の本格改修に移ってまいりたいというふうに考えておりまして、工事期間は 8 月の末ころを目安と考えているところでございます。

児童福祉費の関係であります。

児童福祉費の委託料で施設型給付費としての支出で、飯田市内の認定こども園への通園 2 人分の委託料になります。

22 ページの保育所費であります。みなかた・片桐保育園の施設の管理のための修繕料になります。

24 ページの 6 款 農林水産業費の多面的機能支払交付金につきましては、県補助金の追加に合わせまして事務事業分の調整を行うものであります。

農村災害対策整備事業につきましては、県営片桐地区の針ヶ平ため池改修の負担金になります。

林業費の林道管理事業 50 万円ですが、林道四徳東線、小河内線、約 7 km ほどが通行に支障があることから、土砂、転石の除去を行うものであります。

25 ページ。

8 款の土木費であります。

道路橋梁費 553 万 8,000 円で、道路維持管理費であります。地元要望の多い道路の修繕、小規模な改良を行うためと、センターライン等が見にくくなっているところにつきまして、できる範囲で整備を行うことと、そのための用地購入の追加になります。

河川費は 500 万円で、河川整備事業で、これも堆積土砂の除去について地元要望が多く、村の管理にかかわる河川について緊急度等を見てしゅんせつ工事を行うものであります。

住宅費は住宅管理費 53 万円で、このうち工事請負費ですが、サンライズ中田島の防鳥対策工事ということで、主にツバメ対策としてネットを張るものであります。

26 ページ。

9 款の消防費であります。

消防施設事業で柳沢上の平らにありますが火の見やぐらの撤去工事費になります。

27 ページ。

10 款の教育費であります。

教育総務費 38 万 7,000 円で、教育委員会事務局費 30 万 7,000 円であります。

このうち役務費であります。村旗の制作手数料で、現在、使用しているものが色落ちや黒くなっており、東西小学校、中学校、各 3 枚を目安に 10 枚ほどを作成するものであります。

児童生徒支援事業につきましては、時間当たりの換算額の増額であります。

小学校費であります。73 万 4,000 円で、東小学校管理費につきましては 42 万 4,000 円であります。

賃金の日本語支援員賃金につきましては、新たに外国から来た児童の編入によりまして日本語指導の時間を増加することに伴う賃金増であります。

工事請負費につきましては、東西小学校、中学校ともに計上がありますが、平成 26 年度で整備をしました防災倉庫内の棚制作工事になります。

28 ページの東小学校教育振興費、西小学校教育振興費につきましては、中川ジョイントコンサート実行委員会からの寄附金を活用させていただき物品購入を行うものであります。

中学校管理費につきましては、学校施設管理のための費用であります。

中学校の教育振興費につきましては、各種大会の出場補助金になります。

29 ページ。

社会教育総務費につきましては、全国大会が長野県で行われることに伴う参加費用であります。

図書館事業につきましては、図書館システム関係の費用であります。

公民館事業につきましては、地区未加入者に公民館報を配布、郵送するための増刷をするためのものであります。

30 ページをお願いします。

11 款 災害復旧費であります。

農地等災害復旧事業で 6 月 30 日から 7 月 1 日の 6 月豪雨災害で被災をしました南陽宮原の農地の畦畔崩落の復旧のための費用になります。

査定は今後ということになります。

復旧工事延長は 20m であります。

内容は布団かごの設置であります。

31 ページ。

12 款の公債費であります。将来負担の軽減を図るために借入利率の高いものを対象に繰上償還などを行うものであります。

公債費総額で 1 億 4,422 万 5,000 円の追加であります。

元金につきましては 1 億 3,306 万 8,000 円で、平成 21 年度発行の臨時財政対策債、これは利率 1.2% になりますが、起債の元金分の償還経費が主なものであります。

地方債利子償還事務につきましては 119 万 3,000 円の減額であります。平成 26 年 3 月補正で計上しました繰上償還にかかわる分の減額になります。

公債諸費 1,235 万円であります。今回の繰上償還に伴う補償金になります。

○保健福祉課長

繰上償還に伴う利子の軽減分につきましては未確定でありますので、年度末までの整理となります。

年度末におけます地方債の見込みは、先ほど正誤表をお配りしたところでありますが、34 ページの調書のとおりのこととさせていただきます。

32 ページ。

14 款 予備費であります、1 億 3,178 万 8,000 円であります。収支の調整を行って追加をするものであります。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

それでは保健福祉課に係る特別会計補正予算について説明をいたします。

まず、議案第 12 号 平成 27 年度中川村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 1,816 万 7,000 円を追加し、総額を 5 億 7,916 万 7,000 円とするものです。

事項別明細書により説明させていただきます。

最初に歳入ですが、5 ページをごらんください。

国庫負担金ですが、本年度分の療養給付費負担金に追加の交付決定がありました。

また、平成 26 年度分の特定健康診査等負担金が確定して追加交付となりましたので、2 点合わせて 729 万円の増額をいたします。

6 ページの繰越金ですが、平成 26 年度決算額の確定によりまして繰越金の総額が 2,008 万 4,000 円となります。

補正前の予算額 920 万 7,000 円に合計 1,087 万 7,000 円を増額いたします。

繰越金総額の中には、平成 27 年度において国及び社会保険診療報酬支払基金に返納すべき国庫負担金、交付金が含まれておりまして、国庫負担分が 29 万 5,000 円、支払基金分が 80 万 8,000 円で、準繰越は 1,898 万 1,000 円となります。

続いて歳出ですが、7 ページの療養諸費は、歳入で国庫負担金を増額したことに伴う財源の組み替えでありまして、増減はございません。

8 ページの後期高齢者支援金等の 844 万 4,000 円の増、9 ページの前期高齢者納付金等の 1 万 6,000 円の増、10 ページの介護納付金の 937 万 6,000 円の増は、いずれも額の確定によるものです。

11 ページの諸支出金につきましては、先ほど申しました支払基金への療養給付費交付金の償還を 80 万 9,000 円、国への療養給付費負担金の償還を 29 万 6,000 円、それぞれ計上いたしました。

12 ページの予備費で調整し、歳入額と収支を合わせました。

次に、議案第 13 号 平成 27 年度中川村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）をお願いいたします。

第 1 条で総額に歳入歳出それぞれ 508 万円を追加し、総額を 5 億 8,848 万円とするものです。

事項別明細書で説明いたします。

5 ページ、歳入をお願いいたします。

支払基金交付金ですが、平成 26 年度分の交付金が確定して追加交付となりましたので 151 万 4,000 円を増額いたします。

6 ページの繰越金ですが、平成 26 年度決算額の確定によりまして繰越金の総額は 484 万 8,000 円となります。

補正前の予算額 128 万 2,000 円に 356 万 6,000 円を増額いたします。

繰越金総額の中には平成 27 年度において返納すべき国庫負担金が介護給付費と地域支援事業とを合わせて 353 万 6,000 円含まれております。

また、平成 26 年度分の支払基金交付金 151 万 5,000 円が追加交付される予定ですので、準繰越は 282 万 7,000 円となります。

続いて歳出ですが、7 ページの諸支出金は、先ほど申しました国への介護給付費と地域支援事業の負担金の償還 353 万 6,000 円を計上したものです。

8 ページの予備費で調整し、収入額と収支を合わせました。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 説明を終わりました。

これから議案第 11 号から議案第 13 号までの質疑を行います。

○6 番 (柳生 仁) 一般会計で高齢者憩いの家の改修工事費が盛られているわけですが、ずっと今まで、大分傷んでいるということで、なかなか進んで来なくて、ようやくここへ来て思い切って改修しようということになったわけでありますけども、この 1 億 1,700 万円余のお金をつぎ込んで、どのくらい使えるのか、前回、そっくり直すと 3 億円の余かかって負担がえらいつていうことでありましたけども、改築になりますと、耐用年数が短いんじゃないかと思えますけども、そのことを伺いたいことと、河川の改修でしゅんせつをしてもらえるっていうことなんで、各地区でもって非常に困っているところで、非常にありがたいわけでありますけども、各地区それぞれ高齢化しておって、河川の中で草を刈るには、非常に足元も悪くて危険な状況もあるわけであります。こういったのは、年度計画でもって盛っていただけると、なお、ありがたいと思っておりますけども、こうした中間で補正で上げていただいたんで、ありがたいと思っておりますけど、この河川は準用河川なのか 1 級河川なのかっていうことと、今後、こういったものを年度計画で上げていってもらえるようなことができないかということで、2 点お伺いします。憩いの家がどのくらい使えるかっていうことと、河川のしゅんせつ工事などは今後も年度計画でやっていってもらえないかっていうことの 2 点をお願いします。

○副村長 修繕によりましてどのくらい使えるかっていうものの耐用年数というのは、ちょっと、まだ出ておりませんが、一般的に、鉄筋コンクリート構造物についての耐用年数というのは、法定では 45 年というふうに承知をしております。現在 27 年でありますので、それを引いた分が使っていけるのかなあというふうに思います。

ただ、一般の家庭と違いまして、ただ、より多くの方が利用する、また、管理等のことを含めまして、より長く使っていける施設であってほしいというふうに私どもも

思っておりますが、具体的に、あと何年持つということは、ちょっと申し上げることができかねますので、ご了承いただきたいと思います。

それから、2点目の河川のしゅんせつ工事に対する関係でありますけど、今回、決算の状況を見まして補正をさせていただきました。当初からの予算計上でありますと、なかなか当初予算は編成で厳しい状況がありますので、決算の状況を見ながら計上していきたいというふうに考えております。

村内は、1級河川というのは県管理になりますので、準用河川になります。準用河川、確か18河川だったと思いますけど、地域要望、また、現場を見て、周辺への影響等、緊急度の高いところから順次していきたいというふうに思います。

課題となりますのは、しゅんせつをした後の土砂の行き先でありまして、これについては、地域のご協力を得ながら、その活用を含めて、廃土のところが課題であるかなあというふうに思っております。ですので、ここで計画的に何年度にはどのくらいの延長で幾らということは申し上げられませんが、決算の状況を見ながら計上していきたいというふうに考えているところであります。

○6 番 (柳生 仁) 今、準用河川を中心にやるってことでありますけども、1級河川のほうも、相当、堆積が多くなってきているところもあるわけでありまして、引き続き県のほうへお願いして1級河川の整備もお願いしたいと思います。

○副 村 長 河川にかかわらず、道路等も県へお願いをしているわけでありまして。場合によっては、県のほうで全部できないところについては、村のほうの予算とも相談しながら危険度を減らしていくということのご相談もさせていただく場面もあろうかと思いますが、よろしくお願いいたします。

○議 長 ほかにございますか。

○8 番 (大原 孝芳) 今、ちょっと、高齢者憩いの家の件で、ちょっとダブりますが、今回、1億1,000万円という大きな、継続費ということですので、今回、私たちが認めると使えるということなんですが、そうは言っても1億円でやる仕事っていうのは非常に大きな仕事だと思います。そして、あの狭い部屋で1億円っていうのは、設計の仕様っていうのが今回できていなくて、余り細かくは出てきていないんですが、間取り等はですね、図面でお示ししていただいたもので大体わかるんですが、3億円で新築するか、1億円でやるかっていう、今回、1億円のほうをね、私たちも、それは、財政上、やむないとは思いますが。しかし、それだけの大きなお金をつぎ込むものですから、今の耐用年数のこともそうなんですが、やっぱりリニューアルしたですね、何も、やっぱり村民があそこへ通って、ああ、やっぱりよくなったねというふうにするにはですね、やっぱり機能もそうなんですが、今、とかくですね、何ていうんですか、鏡の位置とかですね、あの洗い場のですね、いろいろの、皆さんも新しいお風呂へ行ったりすると、非常によくなっているんですよ。お金の関係もあるんでしょうが、ぜひ、そこら辺はですね、設計事務所とですね、管理者とよく相談されて、最後の竣工したときにはですね、非常にすばらしいお風呂になったと、そういうふうに、ぜひ結果を出していただきたいと、それから、あと、1億円のお金、使うんですが、あれで

すかね、建設委員会みたいなものを設けてやるとか、そんなようなお考えはお持ちかどうか、そこら辺についても、ちょっとお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長 お話にありました、非常にお金をかけてやるので、効果といいますか、変わったということがはっきりわかるようなということでございました。

平成 24 年度におきまして、改修工事については調査業務を委託して行っております。その中で、お話にありましたような鏡の位置、あるいはカランの位置についても現場から不満が出ているといいますか、要望があるということを受けて、今回、その部分について配慮をして改修をすると、そういう計画にさせていただきます。

なお、また、それから幾らか時間もたっておりますので、なおよいアイデアがあれば、今後、実施設計の中で考えの中に取り入れていきたいというふうに思います。

なお、建設委員会等というお話であります、現状維持での改修、限られた施設の中での改修ということでありますので、そういった委員会を設けてやるということは考えておりません。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。

○7 番 (小池 厚) 補正予算の 12 ページでございます。

16 款 国庫支出金の項 02 ですかね、その 02 目、ここに地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金、地方再生先行型ということで 950 万円が計上されているんですが、これは、多分、10 月末までに、各市町村ですかね、地方で計画が策定できたものに対して交付されるというふうに聞いているんですが、計画が策定されて、国のほうの承認といいますか、内諾がいただけたかどうか、そこら辺を確認させてください。

○総務課長 国のほうの決定は 10 月というふうにうちのほうでは聞いておりまして、まだ決定はきておりません。

○7 番 (小池 厚) すみません。要するに、内諾とか見込とか、そこら辺はいかがでしょうか。

○副村長 事業につきましては 3 事業を上げてありまして、県との調整は済んでおります。初めは 1,000 万円という予定だったんですけど、これも割り落としといいますか、国・県の全体の予算の調整の中で、現在のところ 950 万円となっているものであります。

○議長 長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 長 討論なしと認めます。

これから議案第 11 号から議案第 13 号までの採決を行います。

初めに議案第 11 号の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議	長	全員です。よって、議案第 11 号は原案のとおり可決されました。 次に議案第 12 号の採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 [賛成者挙手]
○議	長	全員です。よって、議案第 12 号は原案のとおり可決されました。 次に議案第 13 号の採決を行います。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。 [賛成者挙手]
○議	長	全員です。よって、議案第 13 号は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩とします。再開は午後 1 時とします。 [午後 1 2 時 0 3 分 休憩] [午後 1 3 時 0 0 分 再開]
○議	長	休憩前に引き続き会議を再開します。 日程第 17 一般質問を行います。 通告順に発言を許します。 7 番 小池厚議員。
○ 7	番	(小池 厚) 私は、先に通告をいたしました 2 点についてご質問をしたいと思います。 1 つはリニア中央新幹線建設について、もう一つは地方創生についてということでございます。 それでは、順にお願いをしますが、質問しますが、最初にリニア中央新幹線建設について以下の点をただしてみたいと思います。 1 つは、リニア建設についてどう考えるか村長の率直な気持ちを伺いたいと思います。 まず、科学技術の進歩はですね、人々の生活の向上、また、幸せの増進に結びついてこそ、本来の目的が達成されと考えております。 しかし、これまでですね、高度経済成長期、日本は環境問題をないがしろにして、経済第一主義で経済成長を追い求めてきたと思います。その結果が、60 年代は特にですね、全国津々浦々で公害問題を引き起こしました。 そんな中、1964 年、昭和 39 年、東京オリンピックを目前にですね、現在の東海道新幹線が開業をいたしました。その後、全国に高速交通網が張りめぐらされ、経済距離は確実に短縮されてきております。先日ありました火災事故を除けばですね、この間、50 年間、新幹線は無事故で乗客を輸送し続けております。 けれども、ここに来てですね、50 年、老朽化も進んできておりまして、現線の維持補修と、さらなる輸送力の強化を図ることを目的に今回のリニア建設が出てきたと考えるわけです。 本来であればですね、国の直轄で施行すべきところを、J R に施工を代行させて建設認可を与えたものだと私は考えております。したがって、今さら建設に対して認め

ないとか考え直すべきだという議論にはならないと思います。だとすれば、村民の生活に対する負荷をできる限り少なくするような条件を守らせるように施工者であるＪＲに申し込んでいくのがよりよい方法だと考えるわけですが、その点、村長の今のお考えはどうでしょうか。

○村 長

科学技術が必ずしもよい面ばかりではなくて、さまざまな弊害を生んできたというご認識は、まさにそのとおりだと思います。

今、大学でもですね、人文系は、もう要らんのだと、理科系だけ特化すればいいみたいな、そういう議論も行われておりますが、その辺のところがないとですね、原発のように、科学技術だけで進んでいくととんでもない災難を引き起こすことにもなりかねないということで、人間にとって何が大事かというふうなことをしっかりと考える、私自身、哲学の出身ですけども、そういう哲学とかですね、歴史とかですね、そういうものが大変大事なものだなというふうに感じております。

それで、リニアについて率直な気持ちをというふうなことでしたので、まず、最初に個人的、いろいろ矛盾——矛盾じゃないわ、誤解があるようなので、まず個人的なことだけ先に申し上げますと、リニアについてはですね、個人的な印象としては、昔ながらの、ちょっと古い大型プロジェクトではないかなというふうに思っています。最新、最も近代的とか最先端のようにも、基本の発想としては、都市と都市を点で結ぶ、スピードで、効率でっていうふうな、そういうような根本的な発想だと思いますけども、そういう、こう、アウトプットの成果の効率だけ求めるんじゃないで、そこに至るプロセスを、いかに、こう、豊かなものにしていくとかですね、その点と点の都市と都市じゃなくて、中川村のような、いろんな地方のさまざまな多様な文化というか、暮らし方というか、そういうものの違いみたいなものこそ価値があるというふうに時代の流れは変化してきていると思いますけれども、残念ながら、リニア新幹線というのは、昔ながらの大都市と大都市だけを結べば効率よく物事が進められるというふうな、少し今となっては古めかしくなりつつある発想ではないかなというふうに思います。

以上は個人的な印象ですけども、とは言っても、だからといって、リニアはやるべきでないとか、もう工事はやめろとかですね、そういうふうなことを村の立場で言った覚えは一度もありません。議会の皆さん方は、どうも誤解をしておられて、私がですね、リニアそのものをやめろと言っているかのように、そんなふうな印象で聞かれることが多いんですけども、そうではないことを申し上げておかなくてはいけないと思います。

おっしゃるとおりですね、村民生活に、だから、つくるまでの建設の期間について、建設について、村民生活に悪影響を、ゼロとは無理かもしれませんが、極力抑えるような、丁寧な、十分、村民の生活に配慮した工事をしてほしいと、工事をしなくては困りますということを繰り返し申し上げていることでございます。

ですので、おっしゃるとおりですね、ＪＲに対して村民への負荷を限りなく少なくするようにさせなくてはいけないと思っていますし、これまでも、この議会でも申し

○ 7 番

上げたこと、あるいはＪＲに対して、あるいは県に対して、あるいは協議会で取り組んできていることも、まさに、その１点に尽きるかというふうに考えます。

(小池 厚) 何度も村長が申されるように、村としては、リニア建設そのものに反対するのではなくて、建設時にですね、いかに負荷を少なくするかと、そこら辺を、きめ細やかにですね、やっているんだというお話でございますが、２つ目に移ります。

これまで、８月３０日を含めまして５回の対策委員会を開催してきましたけれども、なかなかＪＲとの交渉の進展が見られていないというのが現状だと思います。

事務局である役場の当局はですね、住民から寄せられた要望、意見を整理しまして、ＪＲに回答を求めるだけではなくて、もっと積極的にですね、指導性を発揮してほしいと思うわけです。

具体的に言いますと、先日、実施をしました長野県とＪＲで行いました大気質の調査結果について、これを速やかに出すよう働きかけるとか、残土活用の箇所について具体的な計画等、提言するなど、取り組むべきだと思うわけです。

過去のもですね、協議会の議事録をきのうも読んでみますと、具体的な残土処理の場所については、そういう箇所があればＪＲのほうでも考えてみたいというお話がありましたけれども、先日の協議会の場面ではですね、まだＪＲのほうに正式に村としては申し込んでいないということでございますけれども、段階論に陥る、すなわち、県を通して一時締め切った箇所のもですね、検討をＪＲでしているから、まだ上げられないんだとか、そういうことではなくてですね、実際に影響を受ける当村としてですね、事務局として、こういうところが、実際、村の用地としてある、土地としてあるんだということについてはですね、ＪＲのほうに直接申し込んでもいいと、私は、そのくらいな積極性を持ってもいいんじゃないかというふうに思うんですが、それが、ひいては渡場の交差点の交通量の負荷を低減することになるということであれば、役場はもっと率先していいというふうに考えるんですけれども、そこら辺は、村長、どう考えているかお伺いします。

○村 長

リニアの対策協議会の狙いっていうものはですね、協議会でも再三お話をしているので、私の言っていることは、もう何度も耳にたことというふうに聞いておられると思いますけれども、先ほどと同じでですね、村民の生活環境をＪＲ東海の工事から守ることが対策協議会の狙いでございます。ですので、これまでも、工事車両の運行時間であるとか、工事車両の排ガス対策とか、それについてどういうモニターをして、どういうふうに発表するのとか、運転手の皆さんを、どんなふうな形でですね、管理、監督、指導するのとか、道路の改良であるとかですね、さらには、廃土を受け入れた場合、後々問題が発生した場合には、ＪＲ、あるいは県でですね、責任を持って復旧するという、そういう約束をしろというようなこと等々を文書で求めてきているわけでございます。こういうやりとりを積み重ねて、また、ＪＲから回答を文書でもらうということも求めているわけなんですけれども、そういうことの結果がですね、積み重ねられていって、知事がＪＲに要求したところの自治体とＪＲとの協定というものに実質的になっていくというふうなことで、協定づくりを、住民生活を守るための協

定づくりを少しずつ積み重ねているというのが協議会の作業でございます。

ただ、ご意見もあったようにですね、ＪＲからなかなか実のある回答が得られないと、こんなことをしていて意味があるのかというような、そういうようなご意見も、ちょっと耳にしているところではあります。

しかしながらですね、ＪＲから明確な回答があるまで黙って待っているということになるとですね、ＪＲが自分の都合で段取りをつけて、物事が決まった後で説明に来るというようなことにしかならないと思います。ＪＲがそういう段取りを決める前にですね、地元は、こういう心配をしている、こういう要求をしているっていうことを知ってもらった上で段取りを組んでもらって、そのＪＲの計画に地元の意見、意向というものを反映させていく必要があるかと思います。ですから、そういう意味でですね、ＪＲに対して、このままやっていくと後でうるさいなというふうに思わせて、しっかりと工事の計画の中に地元に対する配慮というものを盛り込ませるといふ、そういう意味でですね、仮に、なかなか実のある返事が得られなくてもですね、質問や要求を出していくということには意味があると、そのことによって、ＪＲの計画に対して、計画立案に対して、何がしかの影響を与えることができるというふうに思っております。

それから、トンネル廃土、トンネル工事に出てくる廃土の受け入れについてもご意見がございました。

これについても協議会で繰り返し申し上げたことなので、もう、しっかりと聞いていただいていると思いますけども、廃土の受け入れについては、それをどんなふうに積むかとか、そういうこと以前にですね、廃土については、ＪＲ、別に県でもいいんですけども、後々まで、何かあった場合、いまどき、こんなに天候不順とかでゲリラ豪雨とかあったりしますから、そういうことがあって積んだものが流出したとしても、あるいは土の中に何か有害物質が後から出てきたという場合でも、本当にきちんと対応しますよと、１回、ＪＲの方が、この間、前々回の協議会に見えたときには、安全性に納得してもらって引き渡しますと、言外に引き渡した後はそっちでやってねというようなニュアンスの回答でございましたので、そうじゃなくて、もらっちゃった限りはこちらで後の面倒を見ないかんということではなくて、一旦、引き受けたとしても、その後、持ち込んだＪＲの、あるいは積み方とか土質についても、後々まで責任を持つと、迷惑はかけんという、そういう言質をですね、もらわないと、軽々に廃土の受け入れについて議論をすることはできないと、そのことを、まず、協議会として獲得をして、その上で、その次のステップがあるというふうに考えております。

この間、これも協議会で申し上げましたけども、これまでの新幹線の建設というのはですね、ＪＲだけではなくて、先ども言及がありましたけども、コメントがありましたけども、ＪＲと国、国交省が一緒になって新幹線の建設をしてきたということでございます。

しかし、今回のリニア新幹線につきましては、国がタッチしない、ＪＲが単体で取り組んでいく工事というふうなことでございます。これが初めてのことであります。

J R 東海、株式会社でありますから、株式会社として株主への責任もあるし、過剰なですね、J Rにとってはですよ、J Rにとって、あるいは株主にとって、過剰な安全対策、過剰な配慮っていうのは株主の利益を毀損することになるっていうふうな、そういうジレンマをJ Rさんは抱えておられるというふうに思います。ですから、軽々にですね、J Rにとってはですよ、軽々に過剰なやり方をした場合、後でですね、株主から訴訟をされるおそれもあるから、余り過剰なことではできないというのが株式会社の宿命だと思います。そういう状況にJ Rさんは置かれているわけですから、我々がですね、しっかりと声を上げて、この軽々な安易なことをしていると協力体制が得られないよということを、しっかりとJ Rに、そして世間に、つまりは株主にもしっかりと理解していただいてですね、J Rの株主さんにも理解していただいて、本当にきちんとした作業をせんと順調な工事進行ができないなという理解をしてもらう、そうすることによって、J Rはしっかりと安全対策をして、配慮した工事をして株主から訴えられないようになるということですから、我々がしっかりと請求、要求をしていくこと、問題提起をしていくことっていうことは、J Rさんが後で訴訟されるリスクを下げることに、私は貢献しているというふうに思っています。

もう一つ、ちょっと言い忘れましたけども、ちょっと、この間も、これも協議会で言いましたが、かつてはですね、新幹線の工事については、鉄建公団、今は独立行政法人鉄道建設運輸私鉄整備支援機構というところが名前になっていますが、そこが関与してやっている。今回のリニア新幹線についても、そこが一緒にやる工区もあります。ただし、大鹿村の、あの工区についてはですね、そこが入らずに、J R 東海が直接、発注をするというふうな形になっていると、J R 東海、新幹線、東海道新幹線以降、新幹線の工事の経験ありませんから、J R 東海の新幹線工事に対する経験値について心配する声もある、何をすればいいか、何が大事か、どういう配慮が必要かみたいなことを、J R 東海はノウハウの蓄積として昔あったものを失っている、時代の変化に、新しいノウハウに欠けているのではないのかなっていうふうな声を心配する声もあります。以前、工事に参画した専門家からも、そういうふうな諸点をあれしなからの心配とあわせてですね、現在の、現時点——現時点といっても、もう何ヶ月か前になりますけども、J R 東海が言っているところの廃土の受け入れについての、廃土のどこかに置く場合のですね、予算について、その人の視点からすると、以前に比べると随分小さな予算しか用意していないように思ったから、ちょっと、余り軽々に受け入れるのは慎重にしたほうがいいかもしれませんねみたいなアドバイスをいただいたというふうなことがございます。

トンネルの廃土につきましては、言ってみれば産業廃棄物であります。J R 東海にとっては、それをうまくですね、処理しないと、工事が上手に進捗していかない、そういう意味ではボトルネックといいますか、J R 東海にとって、工事における、いわば弱点であります。そここのところで、その辺のところはですね、しっかりと認識しながらですね、そこんところも意識しながらJ R 東海と交渉をしてね、していった、あくまで住民生活に配慮してやらないといけないなというふうなことをしっかりと印象

づけて作業させるというふうなことが、まず、やらなくてはいけないことだと思います。

廃土のことについては、後々まで責任を持つという、そういう状況を、まず、つくるっていうことが条件かな、我々にとって次に行く条件だと思います。

○ 7 番 (小池 厚) 非常に丁寧な答弁をありがとうございます。

ちょっと、私の性格からすると答弁が長いので、もうちょっと短目をお願いしたいと思います。

1つ、今いただいた答弁の中でですね、J Rが土を捨てて、例えば、その場所がですね、その中から有機物が出てきたとか、有害物質が出てきたとか、あるいは、場所がですね、崩落するような事態が出た場合には、ずっと、そのJ Rに面倒を見ろというようなことを、今、言われましたけれども、一般的にですね、工事をやった場合には、保証期間といいますか、責任期間というのが設けられております。村長は、そこら辺、J Rに対して、例えば、今回のですね、建設に伴う発生土の処理場についてですね、例えば村内で処理した場合に、その場所について何年くらいとか、あるいは、ずっとですね、その面倒を見ろと、要するに、土質の問題、あるいは構造物の問題について、どのくらいの期間、面倒を見ろというふうに考えておられるか。ちょっと、それだけ追加で質問しますので、お願いします。

○ 村 長 通告になかったので、今、感じたままに申し上げますけれども、制度がどうなのかとかいうことよりも、一番大事なことは、住民の生活、それから、今の住民だけではなくて、子どもや孫にわたって、そのものに対して、我々が我々村として、また、協議会の皆さん、委員として、そしてまた議会としてですね、責任を持てるような、自分として責任が持てるというような仕事の仕方をしなくてはいけないというふうに思っています。もし、その法律がですね、5年間っていうことであつたら、5年間しかしょうがないわ、5年から後は、もし何か出てきても、あとは、もう、しょうがないな、そのときの人に考えてなというふうないい加減な形ではできないし、その期間がどうなのかっていうこと、プラス、その置き方、それから土質についての調査、後でヒ素が出てくるような、そういう岩石が含まれているのかどうかっていうのは、どういう頻度でやるのかとかいう、そういうふうなことも含めて、調査の、事前のことをどういうやり方をするのかっていうことをしっかりと、それならそれで煮詰めていく、これだったら、まあ、未来の子どもたちにも顔向けできるなという自分で納得できるような仕事ができるというところまでは、そこは、だから、年数だけじゃなくて、トータルな条件交渉も含めてのことになるかと思います。

○ 7 番 (小池 厚) 今の答弁でですね、とりあえずはよろしいかと思います。もう少し先へ行ってですね、具体的にJ Rと詰めてくれば、そこら辺がはっきりしてくると思いますので、今の段階では、そこら辺で結構だと思います。

その次にですね、リニア関連につきましては、長野県ではですね、新駅に対するアクセス向上のために10カ所の事業計画を公表しております。

また、上伊那広域連合でもですね、アクセス向上のために検討会議で取り組みを進

めようとしております。

以前のですね、一般質問の中でも質問をしたわけですが、村長はですね、村民の生活の向上に結びつくものであれば積極的に取り組んでいくと、そういった旨の積極的な姿勢を示していただいたわけですが、今、この時点でですね、村長として、これを機会にですね、どのような取り組みで地域の活性化を図ろうとしているのか、例えばですね、道路の改良によるアクセス向上に限らずともですね、今後の村の発展に何か生かす方策をですね、考えておったとすればですね、それを聞かせていただきたいと思います。

○村 長

リニア新幹線の恩恵といいますか、メリットをですね、広い地域に届けるんだというような主旨でですね、上下伊那を結ぶ道路改良が、今、着々と進んでいるところでございます。

私としましては、リニア新幹線そのものよりもですね、この上下伊那をつなぐ道路改良によってもたらされる上下伊那の一体化ということに期待をしております。これまで郡境、我々の中川村、上伊那、下伊那の郡境につきましてはですね、上伊那の商圈、マーケットと下伊那のマーケットの間のはざまのところにおったわけですが、一体化が進めば、その中心となってくるわけですから、経済的にも随分かき上げがされるのではないのかなというふうに思っています。その意味でですね、チャオの周辺というものの魅力を何とかもう一段引き上げるっていうふうなことを模索をしたと思っていますが、なかなか難度が高いわけなんですけども、そんなふうなことができて、今度でき上がります飯島の重点道の駅なんかと相乗効果を生み出してくればですね、上伊那と下伊那のくびれたところをしっかりとつないでいて、人の交流、道路だけではなくて、魅力づくりにもなってくるというふうに思います。

道路っていうのは、よく言いますが、できたはいいが、ストロー効果で吸い出されるというケースもありますので、何とか、中川村なり、中部伊那の魅力というものをつくり上げていかななくてはいけないなというふうに思っています。

もう一つは、よく皆さんおっしゃいますけども、三遠南信自動車道っていうものによって、山の地域と海の地域、リンゴなりの果樹の地域と、あとはミカンか魚かわかりませんが、そういう異質なところの大きな人口のあるところと直結されるっていうことにも可能性があるかと思えますし、それから、リニア本体ではですね、東京、名古屋にすぐ行ける、それから、その先には大阪にもすぐ行けるような場所で、雪も積もらず、そしてまた夏も結構涼しいという非常に住みやすい環境ですから、ここが、そういう、東京、大阪、名古屋にしょっちゅう行き来するような、ちょっと収入の多い方々のいい高級な住宅街になっていく可能性もあるかと思えます。

いずれにせよですね、今、申し上げたそれぞれの可能性について、それが現実のものになるかどうかっていうのは、先ほど申し上げたとおり、村が、自身が魅力があるということをしていかななくてはいけないと思います。ほかと違ういろんな魅力、食べ物の魅力だったり、季節、季節の美しさだったり、そういうものが大事だというふうに思います。ですから、よく言います美しい村を美しいまま将来世代に引き継いでい

くというふうなところが大事なことだというふうに思いますし、魅力をアップするっていうことは、単に、こう、見て美しいだけじゃなくてですね、やっぱり、将来世代がここに残るためには、お金にならないとだめだというふうに思います。今まで、それ、内発的发展と言ってきましたけども、もっとわかりやすく言えば、創業とか起業とかいうふうな形で、業、なりわいとして、いろんなサービスの提供、村の魅力の販売というふうなことが増えていくことが大事かなというふうに思っていますし、これは日本で最も美しい村連合の主眼とするところでもございますし、また、今、国が地方創生で言っていることとも一致することかと思えます。そんなふうなところをですね、今回、地方創生でも、いろいろご意見もいただいている中でですね、うまく使えるものを利用しながらやっていきたいというふうに考えております。

- 7 番 (小池 厚) なかなか新しいお話が聞けないのがちょっと残念なんですけれども、この1番の質問のリニア建設の関係の結論っていいですか、この場ではですね、私としてはですね、JRとの、よく、村長、言っておられるキャッチボールをですね、もう少し早めていただいて、長野県っていいですか、大鹿工区の、JRのほうのですね、工事の参加希望も、11月までにですね、申し込みっていうか、申し出なさいというような話もありますので、非常に事業が進んできております。キャッチボールを、もっと頻繁にやってですね、中身のある覚え書き、多分、協定じゃなくて覚え書きになると思うんですが、それを結んでですね、建設を進めるように取り組んでいっていただきたい、また、私たちも頑張りたいということをお伝えしまして、次の質問に移ります。

次は地方創生の関係ですが、私、3月の定例会で地方創生について村の後期5カ年計画との整合性、先行型としての地域消費喚起、生活支援としてプレミアム商品券等交付事業の取り組み状況を確認し、ひと・しごとについての村としての取り組み方針を村長にただしたわけでございます。

今回、村の人口ビジョン及び総合戦略策定についてが示されました。

そこでですね、再度、地方創生について何点か村長の考えをただしたいと思います。

1つ目は、今回、示された人口ビジョン及び総合戦略策定については、8月の5日に発表された長野県の人口ビジョンとは、3月の答弁で言われた「国、県とも整合性のある村の人口ビジョンをつくり」云々と言われたんですが、この整合が図られていると考えているかどうかお尋ねします。

- 総務課長 村長にということですが、担当しております私のほうで答弁をさせていただきます。ご了承をお願いします。

まず、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項では、市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略、この総合戦略というのは、国のもの、それから都道府県のもの含めてでありますけれども、これらを勘案して当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する基本的な計画を定めるようというふうに規定されております。そのため、国が26年12月に策定しました総合戦略の基本的な考え方、これは、人口減少と地域経済縮小の克服、それからまち・ひと・しごとの創生と好循環の確立、こ

れらを勘案しているとともに、長野県では人口定着、豊かな暮らしの実現に向けた政策展開の基本的方向にとりまして施策の具体化を進めるとしておりまして、ただいまおっしゃられたとおり、8月5日現在として県の総合戦略骨子案が公表されております。村の総合戦略も、これを参考として策定を進めており、方向性としましては、おおむね整合しているというふうに思っております。

なお、公表されている県の総合戦略の骨子案は、現時点では総体的なものでありまして、県でも10月中の策定を目指していると、村も同様に10月中の策定を目指して作業を進めているという中で、県内には77の市町村がありまして、それぞれ立地条件、生活環境は市町村ごとに相違しておりまして、具体的な施策は市町村ごとの特徴が出てくるものと思われます。

また、県の人口ビジョンの将来展望は、県の総合戦略に掲げる施策に基づく数値でありまして、県内77の市町村の人口ビジョンを集計したものとは相違するというふうに思われます。また、相違することも当然というふうな県の考え方もございます。

なお、県では、市町村との調整を行うために副知事を初めとする県幹部と市町村長との地域戦略会議、あるいは市町村担当者を集めての総合戦略担当者会議を開催しております。

以上であります。

○7 番 (小池 厚) 今、総務課長から、県とのですね、具体的な、そういった協議の場が、キャップレベルといたしますか、首長レベル、また担当者レベルで設けられているということを聞いて安心をしたわけでございますけれども、現在、先ほどの27年の補正予算の中でもですね、具体的に先行型ということで出されておりましたけれども、現在、人口ビジョンを踏まえた総合戦略を策定されていると思います。3つをやるといいますけれども、7月の全員協議会で示されたスケジュールどおり進んでいるのかどうか、また、最終的なですね、具体的な施策まで、10月末までにできるのか、とりあえず3つはあったんですが、そこら辺の見通しを聞きたいと思います。

さらにですね、その総合戦略、修正はあるとは思いますが、来年の28年度の事業の策定にそれを反映するつもりでいるのかどうか、そこら辺をお尋ねします。

○総務課長 ただいまの質問につきましても私のほうで答弁をさせていただきます。

非常にハードなスケジュールの中で、担当者を初め役場職員の努力によりまして、若干おくれ気味ではありますが、おおむねスケジュールどおり進んでおります。

18日の全員協議会において原案をお示ししまして協議をさせていただくということで予定しております。その後、有識者で構成する検討委員会での意見をいただきながら最終案としてまとめ上げまして、10月には、再度、議会の全員協議会において最終案を協議させていただく予定をしております。そして10月末の決定ということを目指しております。

それから、今回、策定を進めている総合戦略は、対象期間を平成27年度から31年度までの5カ年間でありまして、平成27年度は、御承知のとおり先行型として取り組みを進めております。

	また、平成 28 年度は、総合戦略に掲げる事業で実施が可能なものは当初予算へ計上し、実施してまいるという予定をしております。
○ 7 番	(小池 厚) 役場の担当者を初めですね、皆さんの苦勞、非常にご苦勞さまでございます。ぜひですね、私、個人的には気に入らないんですけれども、やるっきゃないということでございますので、ぜひ頑張ってくださいたいと、また、私どももですね、これから先、実証に立ち会わなきゃいけないような、そんな仕組みになっているようでございますので、そこら辺、協力してまいりたいというふうに思います。 次に 3 番目の質問でございます。 これは、かなり、ちょっと私的なあれを入っていますけれども、総合戦略、この設定期間につきましては、今、総務課長のほうから話がございました。2019 年までの 5 カ年計画ということでもありますけれども、アウトカム方式での数値目標の決定を要求されてきていると思います。しかも、やり方についてはですね、PDCA 方式といったやり方ですね、期間を切って検証するようにもなっております。これは、一般的な企業ですね、先ほど言っておられた成果方式と同じでありまして、経費節減とか削減とか、そういったところではよく使われるあれでありますけれども、方法でありますけれども、計画がですね、それこそ「絵に描いた餅」にならないように、しっかりと計画を立てなければいけないと思います。そこら辺、村長はどのように捉えておられるのか、お願いします。
○総務課長	申しわけございません。これにつきましても私のほうで答弁をさせていただきます。 総合戦略では、政策の目標設定と政策検証の枠組みとして、それぞれの政策分野ごとに基本目標及び数値目標を設定しまして、事業中の進捗管理、それから、計画期間終了後の成果検証の基本とすることを明示いたします。 また、計画のフォローアップとしまして、当初の計画は初版といたしまして、今後、公表されます県の人口ビジョンや総合戦略を勘案しまして、また、進捗管理、それから国の支援制度の改定等への対応など、必要に応じた改定を行っていくというふうに思っております。 さらに、取り組みに当たりましては、地方創生の財政的支援や地方創生コンシェルジュ制度などの人的支援制度を含め、国、県の支援制度等を積極的に活用しまして、政策分野が示す基本目標の実現と中川村の創生を図ってまいりたいというふうに考えております。
○ 7 番	(小池 厚) ありがとうございます。 多分にですね、計画、また実行がですね、非常に期間が短くてですね、また、成果も早く出せというようなことで、それこそ、国を初めですね、県、また、ここの村の人たちもですね、当局もですね、必死になっている状況かと思います。 人口減少は避けられない問題でですね、これはどうしようもない、今、状況になっていると思うんですが、それに対して、少しでもですね、地方に人が増えるような方策ということで、今回、出されてきたとは思いますが、私、個人的にはですね、先ほども言いましたけれども、前にありました地方分権、地方に、要するに権限を移譲

して、地方もっと自由に力がつくような形にしていきたいというようなかけ声でやられた地方分権のですね、言ってみれば形を変えた、やけ直しのですね、政策であるように感じられまして、もとをただすとですね、所得税を初めとする収入っていいですか、財源ですか、それを持った国がですね、成果が上がった地方に出来高払い、ちょっと口が悪いんですが、出来高払いでですね、次年度予算を交付する、そんなようなシステムにですね、思えてならないんです。そこら辺、村長には、これ、ぜひ答えてほしいんですが、どう考えておられますか。

○村 長

国の地方創生の背後にある考えというか、その辺のことのご質問だというふうに思います。

背景として、想像の部分も交えながらですけども、アベノミクスと言いながら、GDPは必ずしも増えていない、マイナスになったというような期間もしばしばありますし、実質賃金も低下をしているというようなことがあります。その一方で、大企業も、将来に向けて不安があるのかもしれませんが、内部留保をため込んでいるし、大企業の経営トップっていうのは巨額の報酬を得るようになってきていると、そういう地方と都会のアンバランスが、もう極端に進んでいるというふうに思っていて、感じておって、その中で、地方経済は、アベノミクスとか言っているけども余りよくない、全然、実感が感じられないという、そういう声が、やっぱり多いというふうに思います。そういうアベノミクスに対する地方の疑問といいますか、そういうものに対してですね、応えるというか、その背景で地方創生というものが、一つは出てきたというふうに思います。日本創生会議の刺激的な発表もあったわけですけども、それとくっついた形で地方創生ということを国は言い出したというふうに思います。

地方創生を唱えてですね、やる気のある地方にはしっかり応援するんだぞというような、そういう表現というか、レトリックによってですね、国は地方を応援しているという言い方をしつつですね、かつ、またですね、基本的にうまくいっていないのは地方のせいだよというふうな形で、自治体ごとの成果の違いがあるんだあみたいな形の状況をですね、うまくつくっているなあというふうに感じております。

それで、地方創生とかですね、総合戦略とかっていうですね、こう、名前は、ちょっと、かなり大げさなところがあるんですけども、どうも、いろいろ聞いているとですね、それぞれ各市町村に来る予算については、その名前で、こう、イメージするほど大きな予算にはならないのかなあというふうな雰囲気を感じております。

そしてまたですね、総合戦略といってもですね、昨年、策定をいたしました中川村の第5次総合計画、5年前に策定した第5次総合計画、それから、昨年、策定したところの、その後半の5年間であるところの後期5カ年計画、そのあたりと整合性がないといけませんし、先ほど過疎債のお話もありましたけども、過疎計画とも整合性がないといけない、その積み上がっている、村の、その計画、大きな基本となる計画から短期的な計画までの間にですね、その総合戦略が入ってくると、差し込まれてくるというふうに、だから、上と下との整合性が必要かというふうに思っております。

そういう中でですね、プランをつくらなくてはいけないんですけども、議員もおっ

しゃったとおりですね、提出までの準備期間が大変短いとかですね、PDCAがとか、ビックデータを使ってとかですね、いろんな有識者の意見をうまく取り込んでとか、どういう体制で会議をなさいますとかですね、非常に細かくですね、条件づけというか、指示がありまして、だから、さっきおっしゃったですね、地方分権？分権というよりも、非常に、こう、コントロールが細かいところまできいたですね、こう、操り人形のように動かされながら、何とか、その中でどこまで中川村のあれを、そこに、こう、押し込んでいくかというふうなところが苦勞のところであり、腕の見せどころというふうな、そういうふうな状況があります。

地方創生で予算がつくっていうんですけれども、なかなかですね、その出来高払い——出来高払いとおっしゃいましたが、成果で見て、また査定するんだというふうなお話があったりとかですね、うまくいったとしても5年間のプロジェクトですし、余り、その子育てだとか、人口なんとかとかっていうふうなことで、ものによってはですね、途中で切れちゃって、一旦始めたことを、なかなか村としては、国が切ったから、もう、やめ、ありませんというふうなことも言えませんので、なかなか、その後、はしごを——よく言うはしごを外される、1回始めたものを、国の予算がぽっと切れちゃって、あとは村の単費でやらなくちゃいけないっていうふうなことにもなりかねない可能性もあるなという、そういう心配も、いろいろ検討しながら感じているところはあります。

そうは言いながらもですね、これまで村がやってきたことと、今度、国が言っていること、こう、引き比べてみると、例えばバンビーニもそうだし、チャオ周辺は、国が最近言っている小さな拠点の、もう、典型的な例だというふうに思いますし、住宅の、空き住宅の補助だとか、空き店舗の補助だとかですね、いろんなこと、村がやってきたこと、それは、やっぱり、国が、今、言い始めている地方創生と本当に期を一にしている、同じ目標で、同じ内容でというふうなことになっているかと思います。だから、中川村としては、今さら言われているけども、前からやってきたことを、もっと、さらに、このいい条件を利用して、さらに取り組んでいきたいなというふうに思っているところなんですけども、御存じのとおり、住民の皆さんにアンケート調査をしたり、それから、村の内外、金融機関等も含めてですね、有識者に来ていただいて検討委員会をして、そこで、こう、村の、このあり方、今、与えられているテーマについてのグループディスカッションをしたり、役場の職員の中でアイデアを持ち寄ってですね、討議をしたりっていうふうなことを、今、積み上げてきておって、たくさんの方のアイデアが上がってきておって、その中から実効性のあるもの、条件的にいいものを選びながらまとめようというふうなことを、今、練り込んでいる最中でございます。そういうことで、また、今ここでですね、そういうやっている最中なので、具体的なお話をするわけにはいきませんが、そういうものを生かしながら、また、使える補助はうまく使いながらですね、村、中川村が美しい村として持続可能に、持続可能性をかさ上げしていくっていうふうなことに努力をしたいなというふうに思っておりますので、議員各位のご協力も、ぜひ、よろしくお願いいたします。

- 7 番 (小池 厚) したたかな村長ですね、考え方を聞きましたので、私らも、できる限りですね、この村の活性化につながるように、協力するところは協力してですね、ぜひ、勝ち組、負け組じゃないですけども、本当に落ちこぼれてしぼんでいくことのないような、そんな村にしていきたいというふうに思います。
- 以上で一般質問を終わります。
- 議 長 これで小池厚議員の一般質問を終わります。
- 次に、3 番 松澤文昭議員。
- 3 番 (松澤 文昭) 私は、先にお示しをした一般質問の通告書によりまして、これ、仮称でありますけれども、中川村農業観光交流センター、以下、短縮をしまして交流センターというふうに言わせてもらいますけれども、これらの組織形態と村の関与及び事業内容等につきまして村の考えをお聞きをしたいというふうに思います。
- 3 月議会定例会の当初予算の提案説明の中で、村長より産業振興に関しまして次のような提案説明がありました。「産業振興に関しては、伊那食品工業株式会社が米澤酒造株式会社を傘下に入れ、経営していくことになりました。伊那食品工業の塚越会長は、日本で最も美しい村連合の副会長であり、同連合の思想に共感し、造り酒屋を美しい村の大切な資源として守り育てようと考え、陣馬形山を初め村の他の地域資源とも結びつけて売り出していこうと計画しております。」と、「村としても連携をして、村の魅力発信と産業育成につなげていきたいと思います。」というようなことを表明しております。その後の質疑の中で、私が案としまして要望してきました村、J A、商工会等が連携をして、村の地域資源、観光資源の掘り起こし及び村の情報発信を行う組織の設立について平成 27 年度中の設立について検討していく旨の説明が、あるいは回答がありました。したがって、現在、交流センターの設立に向け内容研究が始まっていると思われます。まだ研究途中だとは思いますが、組織の概要が固まっていく前に、幾つかのポイントについて村の考えをお聞きし、また、私の考えも提案しながら、よりよい組織の設立を図っていきたくと考えまして質問させていただきます。
- まず、最初に、交流センターの設立により交流センターが目指すもの、あるいは目的について村の考えをお聞きをしたいというふうに思います。
- 振興課長 それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。
- 仮称であります、新たな、その農業を基軸とした、その産業振興、交流人口の増加を図る、その拠点となる新たな組織づくりにつきましては、冒頭、松澤議員からお話があったとおりでございます。
- 今年度の中で、現在、平成 26 年度の地方創生先行型の予算をいただきまして、村営農センターを中心に、村内関係組織から委員の方々に出ただいて、この 7 月に中川村農業観光交流組織設立研究会という形で立ち上げをし、研究を始めたところであります。
- 具体的なところは、まだ、これからというところでございますが、いずれにいたしましても、この新たな組織につきましては、前々からいろんな方から言われております、中川村の基幹産業である農業を基軸とし、それを観光でありますとか人の交流、

農業を核とした人と物の交流の拠点となる組織として考えているところでございます。

今回の研究会につきましては、アドバイザーとして南信州観光公社、飯田、下伊那を拠点に農業観光に取り組んでいる会社でございますが、その設立にかかわり、また、現在、役員もされております株式会社体験教育企画代表の藤澤安良氏にお願いをし、アドバイザーとしてご助言をいただきながら研究を進めているところでございます。

今の段階で、交流センターがどのような組織にして、どのような事業を担っていくかについては、まだ、いろいろ、これから研究をしていまいるところでございますが、いずれにしても、27年度の中で方向づけをしてまいりたいというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 村長に何か考えがあれば、ちょっと一言お願いしたいと思います。
○村 長 すみません。ちょっと、今、無防備でしたけど、やっぱり、大きなテーマとして、先ほど申し上げたとおり、村のよさを商品化していく、お金にしていってということが必要だと思うし、そのためには内発的なことをやっていく、そのためには、やっぱり基本は農業だし、農業でも、その生産だけではなくて、どう売るかとか、どう喜んでもらえるか、どうお金にするかっていうふうなところをみんなで知恵を絞らねばならない、観光も含めて、6次産業化っていうふうなことだと思いますけども、商工会も含めてですね、JAさんも含めてですね、いろんな衆知を集めて、そしてまた、南信州の事例、取り組みからもいろいろ教えていただきながらですね、やっていく必要があるのかなというふうに思います。先ほど申し上げた、いろいろ、交通網のよくなるっていうことについても、そういうものがないと、かえってマイナスにもなりかねないので、それを生かすためにも、そういうことはしていかなくちやいけないなというふうに思っています。

○3 番 (松澤 文昭) まだ、目指す方向、目的がはっきり決まっていないうでありますけれども、私は、ぜひ、このことを入れてもらいたいなあと考えております。といいますのは、中川村の地域資源として非常に重要になってくるのは、中川村村民の、やはり温かい心だとか、思いやりの心だとか、おもてなしの心だとか、こういうものが、やはり、この中川村の地域資源だと、あるいは観光資源だと私は考えております。そして、中川村の歴史だとか文化だとか伝統、これを物語として中川村に来村してきた方にいかに伝えていくかと、こういう視点が非常に重要だなあというふうに思うわけでありまして。これができれば、中川村のファンづくり、リピーターづくり、そして、最終的には定着人口の増加ということにつながってくると思うわけでありまして、ぜひとも、この視点を、今、研究されている研究会ですか、の中で入れてもらいたいと思いますけれども、その点について村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 実は、先日、この研究会、営農センターと村の観光協会合同で、先ほど申し上げました南信州観光公社の視察に行っていました。その中で、飯田市の千代で実際に、そういう農業体験ですとか、修学旅行といいますか、そういった受け入れをされている農家民宿ですとか、そういったところのお話を聞いてまいりました。やはり、そのおもてなしの心といいますか、実際の、その本物体験というお話をされておりました

○ 3 番

が、その地域のそのもののよさ、あるいは農業のそのもののよさを実際に体験してもらって、そういったことを人の心で伝えたり、つなぐということが、その後々にもつながりますし、そういったことが大事なというふうに感じてまいりました。

今いただいたご意見も含めて、研究会の中で研究してまいりたいと考えております。

(松澤 文昭) 先ほど申した点につきましては、ぜひとも研究会の中で検討してもらって、目指す方向として、そういう視点を持ってもらいたいというふうに思うわけであります。

次に、やはり地方創生のまち・ひと・しごと創生法は地域における魅力のある多様な就業の機会の創出ということを目指しておりまして、交流センターの事業は、まさに、この目的と合致していると私は考えております。

そこで、中川村総合戦略検討委員会の中で、この交流人口の増加対策、あるいは交流センター等について検討されているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長

中川村総合戦略につきましては、先ほどの質問の中で総務課長がお答えしたように、現在、庁内の策定委員会、それから検討委員会において検討されているところでございます。現在、素案がまとまってきておりますが、農業観光の主体となる新たな組織づくりにつきましても、素案の段階でございますが、当然、盛り込まれております。18日の全協では、その原案の説明をということでございますので、また、その中でご確認、ご意見をいただければと思います。

また、先行して、先ほども申し上げましたが、26年度の、その地方創生先行型の交付金で、既にその研究を進めているところでございますので、当然、その総合戦略にも盛り込まれるべきと考えております。

○ 3 番

(松澤 文昭) この総合戦略の中でも、先ほど私が申し上げた内容につきましても一つの視点として提案をしてもらって、ぜひとも、そういう視点も取り入れてもらいたいなと思うわけであります。

そういう中で、今、交流センターの組織の内容は検討されておりますけれども、交流センターの設立研究会の構成メンバー、あるいは、交流センター、今後、立ち上がるわけでありまして、その組織の構成員はどのようなメンバーを想定しているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長

先ほど申し上げたように、具体的に、どのような組織で、どういう構成員にしていこうかということについては、これからの段階でございますが、今、進めております研究会には、営農センターが中心ということで、村、それからＪＡ、それから実際に観光農業等に取り組んでいる村内の団体の代表の方、それから農産物の加工を行っている事業者の方、それから農産物の販売をやっている事業者の方、それから宿泊施設ですとか観光、観光協会の会員の中でそういった方々を人選をさせていただいて、研究会の、恐らくこの交流センターの事業にかかわるであろうというような皆さんの、これがすべてではございませんし、実際にやる方々っていうのは、もっと広くたくさんやっていただくようなことをイメージしておりますが、実戦部隊としてはですね、研究会は、そういった方々の中で委員さん17名と事務局、それからアドバイザー

として先ほど申し上げた藤澤さんに加わっていただいて 20 名ほどで研究を進めているところでもあります。

- 3 番 (松澤 文昭) 前段、村長が 3 月の議会の中で説明した予算の提案説明の中に米澤酒造さんという名前があったわけでありまして、私は、組織構成員及び設立研究委員会に、米澤さん、米澤酒造さんを加えるべきだというふうに考えております。御承知のように、現在、米澤酒造さんは施設改造を行っておりまして、今後、中川村の農業観光交流の基幹施設になると私は考えております。したがって、検討メンバーに米澤さんも加えることによりまして、中川村の将来の交流センターの構想に合った施設整備ができ、それからアドバイス等も受けられるというふうに考えておりますので、米澤酒造さんを検討委員会及び、それから、後に立ち上がる組織の構成員のメンバーに加えることについて、ぜひとも検討してもらいたいと思うわけでありましてけれども、村の考えをお聞きしたいと思います。

- 振興課長 今、進めているのは、どういう組織をつくるべきかといいますか、どういう組織で、どういうことをやっていく、そのためにどういったメンバーが加わっていったらいいのかなというようなことを、その研究をしている段階であります。実際、その方向づけができて、実際に、その設立に向けて、もう少し具体的に行く段階では、そこに加わるメンバーが固まってくると思います。そういう段階で、ちょっと、当初から、その個別の一事業者さんを入れるのも難しいということもございまして、今の段階では入ってございませんが、この研究会も、当初、お願いしたから、そのメンバーで固定ということではございませんので、必要であれば新たな方にも加わっていただいて進めていきたいというふうに考えております。

- 3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、今、米澤酒造さんが施設の改造をしているんですね。それで、やはり、今の研究段階から米澤さんに加わってもらうということは、中川村の交流センターが考える方向、目指すもの、それに合致したような施設の検討もしてくれると思いますし、それから、村長の当初の提案説明にあったように、塚越さんは、やはり、いろんな部分での情報を持っておりますので、その部分のアドバイスも受けながら、よりよい組織を目指していくということ、私は非常に重要だと思いますので、ぜひとも、今の研究段階から組織のメンバーに加えていくと、これは大事なことだと思いますので、もう一度、村長を含めて答弁をお願いしたいというふうに思います。

- 村 長 ちょっと、その辺の質問をいただいていたのであれなんですけども、当然、振興課としては、いろいろな考え方とかバランスとか、いろんなところがあって人選をしてくれていると思いますし、また、一方で、塚越氏、米澤酒造の新社長ですよね、塚越さんも、それから、専務さんもですね、普段、非常に、ここのこれには入っていないけれども、コミュニケーションは、結構、密にとっているし、塚越さんからは「陣馬形、何とかせえよ。」というふう非常にしつこく発破をかけられているというふうなところもございまして。そんなふうな状況でございまして、コミュニケーションはあるんですけれども、形に入ってもらえるかどうか、その辺のところは、ちょっ

と、また、いろんな事情があるでしょうし、いろんなことも含めて、ちょっと相談をした上で、相手のご意向もあるかもしれませんし、その辺のところで、ちょっと、この場で、何か明確な、こうします、ああしますということは、ちょっと差し控えさせていたきたいと思います。

○ 3 番 (松澤 文昭) 先ほど、もう申しましたので、申しませんけれども、ぜひとも加えてもらうことだけは、米澤さんのほうに要望をして、一緒に検討していつてもらうことをお願いをしたいというふうに思うわけであります。

引き続いて、交流センターの法人の形態につきまして、どのような法人組織にするのか村の考えをお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 法人の形態も、まだ決まっておりません。それも含めて研究会の中で検討をしてまいりたいと考えております。

○ 3 番 (松澤 文昭) 決まっていなければ、これ以上、追求しませんが、ただ、例えば組織、法人ができたときの出資等のことにつきまして、構成員が出資をするかどうか、あるいは違う形にするか、そこら辺のところも、まだ検討されておられませんか。

○振興課長 法人組織をどういう形、形態にするか、それによって、その出資ですとか、そういったところも決まって——決まって、法人が決まってまいりと思いますが、それも含めての検討でございます。いずれにしても、新たな組織は法人として運営をしていくような形になろうかと思っておりますので、法人としてどういう形態がいいかということも含めて、どういった方々に参画していただくのが適当かということも含めて研究を、検討してまいりたいと思います。

○ 3 番 (松澤 文昭) まだ決まっておらないようでありますので、また、後ほど、また、いろいろ聞きたいというふうに思っております。

引き続いて、交流センターの事業内容につきまして、どのような事業を検討しているのかお聞きをしたいというふうに思います。

○振興課長 これのですね、具体的にどのような事業を行っていくかということについても、それが一番大きな検討課題かと思っております。それによって、どういったメンバーが組織として構成していくかということも決まってまいりと思います。先ほども申し上げましたが、この新たな組織については、農業を基軸として、その農業、観光とを結びつけることですか、農産物の加工、あるいは販売、そういったところまで、この組織として担っていくのかというところが、やっぱり課題かなあと思っております。そういった部分もございまして、実際に、現在、加工ですとか販売を行っている事業者の皆さんにも加わっていただいておりますので、この研究会の中で意見交換をして、新たな組織がどういう姿がいいかなということを方向づけをしてまいりたいと思っております。

いずれにしても、その組織を立ち上げて、じゃあ何をやるんだということでは、じゃあ、その受け皿をどうするんだということではいけませんので、設立後にすぐに事業展開ができるように、具体的な事業も含めて、その組織研究とあわせて準備を進めていきたいというふうに考えております。

○3 番 (松澤 文昭) 私もいろいろ考えているんですが、やはり組織の核になってくるのは、事業の核になってくるのは、農産物の販売だとか、農産物の加工だとか、ただ、これらは、それぞれ、今のところ組織があるわけでありますので、交流センターとして基本的にやるのは、やはり観光、交流の部分が組織としては中心になってくるのかなあというふうに思うわけであります。それに対して、農産物の販売、農産物の加工をどういうふうに取り組んでいくかということになろうかと思います。その中で、やはり観光、交流ということになれば、やはりグリーンツーリズムだとか農業体験、あるいはツアーの企画等、地域の資源の掘り起こし等が必要になってくると思いますけれども、私は、今後、事業を展開する中で、やはりグリーンツーリズムは非常に重要な事業になるかなというふうに考えております。そして、その中でも、いかに学生の体験学習を中川村に持ってくるかと、このことが重要になってくるかというふうに考えているわけであります。学生は、毎年、受け入れの対象者が違ってまいりますし、もしかして、卒業すれば、1回、中川村に来たことによって、中川村のファン、リピーターになることも考えられるわけでありますので、やはり、今から積極的な受け入れ態勢を検討していくということが重要だと思うわけであります。そういうことにつきまして、村として考えているかどうか、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 先ほども申し上げましたが、いろんな、どこの、この組織でどういったことをやっていくかということは、この中で研究をしているところではありますが、今、ご意見をいただきました、特に学生さんの農業体験学習ですとか、そういったことも重要かと思います。先日、その南信州観光公社のお話を聞く中でも、やはり小学校なりの体験学習としての受け入れが、一番、主に行っているというふうに聞いておりますし、そのやり方についてもお聞きをしてきたところでもあります。

また、もう一つは、最近、企業向けに、その社員研修として、その農業を体験をして研修をするという、そういう企画であったり、そういう需要も結構あるというふうに聞いております。どんな形で、そういう、やっぱり、その企画であったり、それを、問題は受け入れて、受け入れ側の態勢づくりということもあろうかと思いますので、今回、この組織の研究とあわせて、先日も、その観光協会の視察もあわせて行ったというのは、その観光協会の会員の皆さんで、そういった受け入れをして、そういった観光体験交流ですとか、そういったところに参画を、ぜひしていただきたいという思いもありまして一緒に行っていただきましたし、また、ご案内をさせていただきますが、10月に毎年行っております異業種交流会、産業交流会を、ことしは、ちょっと時期を早めて開催をしたいと思っております。ぜひ、この体験交流といいますか、そういったことをテーマに、実際に、こういった受け入れをやってみたいというような方々にも、ぜひ呼びかけをして開催をしたいかなあと思っておりますので、基本的な考えは、そういった考えを持っております。

○3 番 (松澤 文昭) 今、言った提案を含めまして、また、研究会の中で検討もお願いしたいと思うわけであります。

- 引き続いて、交流センターを設立するに当たっては、やはり拠点施設の整備ということが必要になってくるかと思うわけでありますけれども、設置場所によっては、多くの予算はかからないとは思いますが、それにしても、立ち上げにかかわる予算等は必要になってくるというふうに考えます。村、施設整備にかかわる村の助成措置、あるいは、設置場所として、まだ決まっていないとは思いますが、どういうところを想定をしているのか、村の考えをお聞きをしたいというふうに思います。
- 振興課長 具体的な組織の、その姿形が、まだ見えていない段階でございますので、その新たな組織の拠点をどこに置くかということも、まだ決まっておりません。その拠点となる場所についても、研究会の中で意見を参考にして、村として、また考えていきたいと思っております。
- いずれにしても、現時点で、その新たな組織のために、新たな、この施設を整備するという計画はございません。法人としても、当初から、そのハードの部分に投資をして、必要以上にお金をかけるということは難しいと考えております。どういう組織にして、どこに拠点をという部分は、その方向性が見えてきた、それをあわせての検討になろうかと思いますが、検討してまいりたいと思っております。
- 3 番 (松澤 文昭) 先ほど申しましたように、設立にかかわる予算につきましては、そんなには、場所によってはかからないというふうに考えているわけでありますが、重要なのは、やはり、運営にかかわる費用をどうするかと、どう捻出するかということだと思っております。交流センターの運営ということになれば、主には人件費ということになろうかと思われそうですが、運営が軌道に乗るまでの間の村の助成等について検討しているのか、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。
- 振興課長 これについても、組織形態、事業内容、それから経営計画も、まだ方向づけができておりませんので、現時点で、どのような村からの支援が必要か、できるかということについては、ちょっと、現時点では申し上げられません。
- 3 番 (松澤 文昭) まだ、経営、交流センターの経営シミュレーション等もしていないと思いますが、先ほど申しましたように、やはり、交流センターっていうことになりますと、事業内容は、情報収集だとか情報発信だとか、その部分が主な業務になっていってしまっていて、今、農産物の直売も、あるいは加工も、違う組織がやっているわけでありますので、これとの連携をどういうふうに図っていくかということになろうかと思えます。そうすると、どうしても事業として収支が合わない、赤字になってしまうというようなことが考えられるわけでありますが、やはり、この交流センターとして何らかの収支の基幹事業となるような事業をやっていないと長続きはしないのではないかなと考えているわけでありますが、まだ事業内容を決まっておらないということでありますので、後ほど私の考え方も含めてご提案を申し上げたいというふうに思っているわけであります。
- そういう中で、交流センターの発足時期だとか運営開始時期というものをいつごろを想定しているのかお聞きをしたいというふうに思います。
- 振興課長 その設立のスケジュールについては、まだ、これからでございますが、いずれにし

ても、今年度の中で研究をし、28年度の予算に反映させるとすれば、予算といいますか、28年度以降の事業の実施計画に反映させるためには、11月ころまでには、その資本的な方向、方針を決定をしてまいりたいと考えております。

その後の実際の設立に向けたスケジュールですとか、その辺につきましても、その時点で方針をお示しをしたいと考えております。

どのような形態で、どこに拠点を置くか、また、その資金調達、あるいは経営計画、それから職員体制等々、その発足までには、その検討すべき課題は多いわけでありまして、特に問題は、やはり人だと思えます。その組織の核となる人の人材の確保というのが重要でございまして、その人を探しながら、その人と一緒に、こう、考えて、新たな組織づくりは進めていく必要があろうかなあというふうに考えておりますので、こうした課題を含めてスケジュールについて検討してまいりたいと考えております。

○ 3 番 (松澤 文昭) 中川村の交流事業っていうのは、今、農業公園構想を中心として今も行われているわけでありまして。そういう中で、今、話もありましたように、交流センターとしての事業内容につきましては、まだ、具体的に検討されておらないわけでありまして、やはり、先ほど申しましたように、答弁も若干あったんですが、この交流センターの設立の時期に、もう事業が動き出せるというようなことが非常に大切だと私は考えております。したがって、先ほど提案を申し上げましたような米澤酒造さんとの連携だとか、それから学生さんとの体験学習等につきましては、今からいろんな調整をしないと、いざ、事業が始まったときに何にもできないという状況に、事業ができないという状況になってしまうと思うわけでありまして。したがって、今から、望岳荘さんだとか、あるいは民宿だとか、民泊といったような連携をする、調整をするような会議だとか、それから、例えば宿泊先の料理の統一だとか、体験農場の整備等、今から、こう、取り組んでいかないと、いざ、立ち上がったときに、何も、何の事業もできないという状況に陥るかと思いますので、ぜひとも、組織の研究会の中で、組織の内容だけではなくて、並行して、立ち上がったときに事業を開始できるような体制も含めて検討をしていっていただきたいというふうに考えているわけでありまして、その点につきまして村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 先ほど申し上げたとおり、そこが重要かと思えます。そういった意味で、10月の産業交流会は、その、今回、アドバイザーにかかわっていただいている藤澤先生の講演を中心に進めたいと思っています。その中では、もう、具体的に中川村ならではの、こんなことができるんじゃないかという、多分、そういったお話、ご提案もいただけたと思います。それで実際に、それをやってみようという皆さんですとか、農家民宿、民泊であれば、それで受け入れてみようとか、そういう人たちを、ぜひ、こう、拾い出しをして、この新たな交流センター組織で、そういう体験交流ですとか、体験学習ですとか、できるような方々の拾い出しも並行して進めていきたいというふうに考えています。

○ 3 番 (松澤 文昭) ぜひとも並行して取り組みを行っていただきたいというふうに考えるわけでありまして。

そこで、先ほどもちょっと申しましたけれども、やはり、交流センターで想定されている事業につきましては観光、交流の部分が主な事業内容ということになるわけがありますけれども、これだけでは、やはり事業が赤字になってしまうということになるかと思います。

そこで、運営におきましては、基幹になる事業が重要だというふうに考えているわけがありますけれども、そういう点で、前々から、私、申し上げておりますけれども、ふるさと納税のお礼の特典を中川村で扱うのではなくて、この交流センターが取り扱ったらどうかというふうに考えるわけがありますけれども、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○村 長

ふるさと納税のお礼につきましては、税金を支払う先をですね、自分の自治体じゃなくてよその自治体に納めればですね、こちらのほうから特産品をですね、ほぼ無料で手に入れることができると、そういう思惑でふるさと納税をしておられる方も多いし、それに應えるような情報誌、雑誌等々も大変多くなっております。

ただ、本来のあり方というふうなことでいけば、そうではないだろうなというふうなことを思うんですけれども、そういう形ではなくて、本当に中川村を応援してあげようというふうな形で応援してくださった方にはですね、きちんと礼を尽くして感謝するのが当然のことだろうというふうに思っております。

村ではですね、ふるさと納税に対するお礼としましては、感謝状と、それから日本で最も美しい村連合のガイドブックをお送りし、それから、毎月、毎月の広報なかがわをお送りして、あと、10万円以上の寄附をいただいた方には、なかなか使い勝手は悪いのかもしれませんが、ぜひ、一度、来てくださいという意味でどんちゃん祭りの金券というようなものをお渡ししているわけでございます。

それで、例えば、ほかでよく行われているようなですね、農作物等の特産品を贈るとすると、品物をあらゆる時期に約束した品物をちゃんと調達するというふうなことが大変かなというふうなことも想像しますし、特にですね、ふるさと納税で幾ら幾ら納めてくれた方にはですね、海の幸のこういう魚を送りますとか、こういうお肉を送りますとか、こういう農作物を送りますというふうな、そういう形でふるさと納税を募るというふうなことをした場合にですね、たくさん、こう、ふるさと納税が集まり過ぎて、商品がなくてですね、商品をかき集めるのに苦労をした、それぐらい反響があったんだというような、そういうお話も聞きます。

確かに、ふるさと納税そのものはたくさん集まるんでしょうけれども、そうしたときにですね、そうすると、逆に送る物の商品の質というものが必ずしもベストなものを送れなくなってしまうのではないのかなというふうなことを、ちょっと気にするところもあります。

最初のお話どおり、こう、物がもらえるから、いい物が、特産品が来るんだからというふうな期待値で期待を込めてふるさと納税をされた方は、ちょっと質が悪かったら、自分の、こう、高まった期待値にそぐわないものが来たら、何だこれはみたいな形で、かえってですね、中川村の作物なり特産品の評判の足を引っ張るようなことに

もなりかねないというふうな危惧をいたします。というのは、以前、私自身がですね、会社員をしていたときに、あるお得意さんのキャンペーンがあつて、そのシールを張っていただいて応募してもらえるとカタログが来て、その中から、全国各地の特産品がもらえますよというふうなキャンペーンを提案して、それが実現したわけではあるんですけども、実際、ふたを開けてみるとですね、その消費者の方から、そのお得意さんのほうにですね、何じゃこれはというような——何じゃこれはというほどまでの言葉だったかどうかわかりませんが、ちょっと期待に反してがっかりだというふうなクレームが来て、そのクレームが、また何倍にもなって我々のほうに叱られたというふうなことがあつて、大変、こう、苦い経験があります。

中川村は、今現在、贈答用の商品を宅配便で毎年、毎年、固定したお客様に送って、ことしはこうだったからいいのができた、ことしはこういうことがあったから、ちょっと傷があるけど堪忍してねというふうな形で、毎年、毎年、いい関係をつなぎながらですね、いい商品を送って、一番自分たちの自信のある商品を送って、それに対して、ああ、ことしもおいしかったというふうな、そういう形で、毎年、毎年のおつき合いが継続されていくというふうな形になっていると思います。これがですね、本当の商売の王道だというふうに思いますし、そういうふうな努力で、いいものをつくって、いいものを喜んでもらえる方にお送りするというふうな仕組みと、それから、ちょっと、こう、物欲の方にですね、こう、お送りして、必ずしもいいものじゃない、どこか顔の見えない形でのおつき合いなんかになって、中川村の何とかは、ちょっとへばいみたいなふうに思われるようなことにでもなったら、かえってですね、努力をしてマイナスの効果を生む、本当、そういうケースは非常に多いんですよ、何かをすることによって評判を落とすということは、大変、世の中、多いことでありまして、そういうふうにならないようにしなくてはいけないというふうに思います。逆に言うと、先ほど申し上げたようなお得意様と、お客様といい関係を、こう、顔の見えるっていうのがいいのかどうかは、ちょっとわかりませんが、とにかくいい関係を、いいものをつくって、喜んでもらって、関係が深まっていく、広がっていくっていうふうな、そういうことにつながるようなですね、形のふるさと納税のあり方みたいなことは、ちょっと研究をしてみなくてはいけないところかと思ひますし、その辺のところについて、おっしゃられている交流センターのですね、ご意見なんかも聞きながらですね、そういうふうな形で、その農家のお商売に貢献して、農家のお商売が広がっていくような形を、ご意見も聞いてですね、もしアイデアがありましたら、そんなふうなことも考えてみたいというふうに思ひます。

○ 3 番 (松澤 文昭) 私も、ふるさと納税につきましては、前にも申し上げましたように、すべて肯定しているわけではありません。税の公平感を含めて、いろんな部分で問題があるわけでありましてけれども、今、村長が言われたような農産物の販売をするということになれば、すべて、もう、流通は、そのところは、産地は潰れてしまうと思います。今、そんなことをしたら、流通はできないというふうにも考えております。したがって、私が提案をしたいのは、今、村長が言われたように、中川村の村民が贈答

品として扱っているものを、そのまま交流センターのお礼として扱うべきだというふうに考えているわけであります。それができれば、農産物だけではなくて、今、中川村は、いろんな外部の方たちも来ておりまして、ユニークな製品もつくっているわけでありますけれども、それらも新たな販売ルートとして定着ができるわけでありますし、それから、やはり、先ほども中川村の加工品だとか、新たな商品の開発だとか、そういうものの新たな商品につきましてもPRができるわけでありますので、それらも活用するべきだと、商品の活用場として活用するべきだと思いますし、何より重要なのは、やはり、ふるさと納税をした市町村に、アンケート調査によりますと、80%の人が、その市町村に行ってみたいというような気持ちを持っているということがあるわけでありまして、前段、申し上げましたように、目的の中にある、やはり、交流センターの中で交流人口を増やしていくということの目的にも合致していると思うわけでありますけれども、その点について村の考えをお聞きしたいと思うわけであります。

○村 長

最初に申し上げたようなふるさと納税の考え方で2つあって、幾ら幾らいただけましたら、こういうものを差し上げますよっていうやり方と、それから、本当に本来のあり方ですよね。本来のやり方であってかつ、こっち側のことをやるとですね、それだけたくさん集まったときに、それに応えなくちゃいけない、どうしても、それだけお金がたくさん振り込まれてきたら、いや、すみません、この商品、考えていましたけど、だめなんで、これで堪忍しておくれやすというふうな話になってしまうと困っちゃうので、それでもしょうがないのかもしれないかもしれませんが、とにかく、満足させるような形をつくっていかなくちゃいけない、それが満足できなかったら逆効果になるというお話をしたわけですけども、だから、そっちのふるさと納税の金額を集めるためのことではなくて、前にもちょっと申し上げた、今、議員もおっしゃったような中川村のファンづくり、あるいは中川村のいい商品を味わってもらって、それを評価していただける、サンプリングですよ、販売というふうなサンプリングっていうような方法で使うっていうふうなことについては可能性を感じています。ただ、それについては、余り、こう、たくさん集め過ぎると、こっち方式でたくさん集め過ぎると、農家の皆さんも一番大事な自分の贈答品のお客様の分があって、そこに一番いいものを送って、やっぱり、その顔を見たことがない新規の人っていうのは、その次になるかと思うんで、そこに本当に、その応募に応えられるだけの商品を用意できるかっていうと、その辺も、ちょっと、まだ、交流センターができた暁——できたというか、その中でですね、また、どういう、その商品として何をどれだけぐらい出せるのかっていうのは、まだ、幾らぐらい出せるっていうっても、大雨が降ったとか、ひょうが降ったとかいうと、また、ちょっと話がかわってくるかもしれないっていうふうな、そういう、ちょっと不安定さもあるので、そこら辺のところを考えながら、そういうふうに言えば、例えば、今、送っている中川村の広報なかがわで、こんな事業がありましたとか、どんちゃん祭りでこんなににぎやかでしたとか、あるいは、美しい村連合で、こんなにすばらしいところがあって、それぞれ、こんなにおいしいものがあつたり、

きれいな風景がありますっていうふうなことっていうのは、おっしゃっているところのファンづくり、あるいは、実際、来てくださいというふうな形のあれにもつながってくると思うので、そういうふうなことで、本当にふるさと納税は、中川村に、ちょっと意識にさせていただいて、しかも、それをいいイメージで意識してくださって、それから、さらにお金を出してもいいよっていうところまで気に入っていただいているっていうことなので、せっかく、そういうファンになっていただいている方に、それに応えてですね、よりよい関係を結んでいくっていうふうなことは、考えていかなくてはいけないというふうに思います。

○ 3 番 (松澤 文昭) 手法としてはいろいろあると思うんですね。ここで詳しいことをやっていてもあれなので、例えば、5,000 円だったら、こういうお礼品、こういうお礼品、こういうお礼品があるよとか、いろんなアイディアがあると思いますので、それらにつきましては、ぜひとも今後の中で検討をお願いしたいと思います。

ただ、ちょっと違う視点で申しますと、農業新聞の記事の中で、日本水土総合研究所、これは、「水土」っていうのは「水」「土」でありますけれども、水土総合研究所が農村を抱える 846 市町村を対象に、農業生産力の向上だとか、あるいは 6 次産業化だとか、農業基盤整備、地形条件等、それらの要件を 7 つの指標別に数値化をして研究したところ、人口増加に最も寄与するのが、農業生産と関連する加工、販売が雇用あるいは所得を得る場となって農村内で人口が増えるということで、農村内の人口、外から人を呼び込むというような効果もあるというようなことを分析をしております。

先ほど申しましたように、農産物の販売を中川村でやると、交流センターでやるということになれば、今、言った点で、中川村の人口増加対策にも寄与するというふうに考えますので、これは中川村の目指している方向と合致するのではないかなというふうに思うわけでありますので、もう一度、村の考えをお聞きしたいというふうに思います。

○振興課長 先ほども申し上げましたとおり、実際に、今、現に加工あるいは農産物の直売等をやっていらっしゃる事業者もいらっしゃいますので、この組織の中に一緒に入ってやっていくべきか、また、それぞれと連携を図っていくべきか、それについても研究会の中で意見交換をしていきたいかなと思っております。

○村 長 おっしゃるとおりだと思います。中川村の、やっぱり一番基幹、村内の基幹ということになると農業だと思いますし、この間、カルビーの松尾さんのお話でも、加工を何とかして、それで付加価値をつけて、雇用の場もつくる、そのことによって、イタリア等々では集落の持続可能性が大変高まっているんだというふうなお話もございましたし、そういう農業の付加価値をどう高めるか、観光、加工、いろいろありますけれども、そんなことは、本当に中川村の魅力ということになってくると、そこが一番大事なかなというふうに思います。

○ 3 番 (松澤 文昭) 何回か申しましたように、中川村の将来人口が減少するという傾向にある中、交流人口を多くして、中川村のファンづくり、リピーターづくりを行うということで定住人口の増加を図るということは、先ほど申しました地方創生事業にも

合致するわけであります。しっかり交流センターが自立して運営できる組織になれば、将来的に行き詰ってしまうということかと思います。それで、何回か申しましたように、基幹事業としてふるさと納税の特典の取り扱いを交流センターで行うことは重要なことだと考えます。それで、交流センターの研究会の中で、ぜひとも、このふるさと事業のことにつきましても研究をしてもらって、その結果として取り扱うべきだという方向になったときに、村としてはどういうふうに方向づけをするかお聞きをしたいというふうに思います。

○村 長

今までのね、ディスカッションのとおり、ふるさと納税にもいろんなやり方があるよねっていうふうなお話があったし、メリット、デメリット、両方あるかと思いますし、その中でですね、そのふるさと納税がというふうなことで、非常に、こう、何か、研ぎ澄まされたというか、部分的な質問をいただきましたので、どう答えていいかわからないですけども、交流センターだけの判断ですべてが決まるわけでもないと思いますし、それはそれで、もし、そういうご提案があれば、参考にして、また考えるというふうなことではないかというふうに思います。

○3 番

(松澤 文昭) 何回か申しましているように、交流センターも、やはりずっと赤字というわけにはいきませんので、やはり、私は、基幹事業っていうのは何かを考えていかなきゃなんと思いますので、その点につきまして、ぜひとも、研究委員会の中でもよくもんでもらって、経営のシミュレーション等もしてもらって、そして、最終的にどうするかという点につきましては方向づけをしてもらいたいと思うわけであります。

最後に、ちょっと私の考え方だけ申し上げまして質問を終わりたいと思いますけれども、やはり、前段、申しましたように、中川村民の温かい心、思いやりの心、あいさつができる等、人間性の豊かさが、やはり地域資源であるという、あるいは観光資源であるというふうに私は考えております。それから、歴史、伝統、文化、こういうものを物語として来村者に伝えていくということが単純な観光客から交流者となって、中川村のファンづくり、あるいはリピーターづくり、そして、最終的には定着をしてくれるというふうに考えているわけであります。おもてなしの心があれば、中川村のファンづくり、リピーターづくりができるということかというふうに思うわけであります。

そういう中で、交流センターの立ち上げによりまして、異業種との連携によりまして、中川村内にある地域資源、観光資源の掘り起し、見直し、多様な人が交流センターにかかわることによりまして、中川村独自の交流企画、あるいは商品開発、特産品開発を行うことによりまして中川村の活性化が図られるというふうに考えているわけであります。

日本の原風景、あるいは温かい思いやりに触れてみませんかということで、おいでなんしょ 日本で最も美しい村 中川村へを基本コンセプトとしまして中川村の交流人口の増加を図り、中川村のファンづくり、リピーターづくりを行われ、人口の増加につながることを要望としまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議	長	これで松澤文昭議員の一般質問を終わります。 ここで暫時休憩とします。再開は2時55分とします。 [午後2時42分 休憩] [午後2時55分 再開]
○議	長	会議を再開します。 休憩前に引き続き一般質問を行います。 9番 山崎啓造議員。
○9	番	(山崎 啓造) 私は、6月定例会の一般質問で地方版総合戦略、中川村版まち・ひと・しごと総合戦略はどのように進めるのかという質問をしました。今回も、続きと いうか、続編というような形になりますが、質問をさせていただきたいと思います。 地方創生は、それぞれの自治体が勝つか負けるかではないでしょうか。そんなふう に思うわけであります。戦国時代は、やりや鉄砲での戦いでした。現在の武器は知恵 ではないかと思います。どういう知恵を出すかによって、田舎の中山間に存在する自 治体にもチャンスが訪れます。まさに、地方創生は、ある意味、戦国時代と言えます。 地方の魅力を引き出し、活性化させる、これが、まず、第一の目的だと思います。 中川村では面積の約8割が山林であります。地方創生のための知恵を出すとなると、 山からの発想が重要になるのではないかなあと自分勝手に思っているわけであります。 江戸時代の参勤交代は地方の大名に力を持たせないために江戸に呼んだわけですが、 現代は、東京から地方の山に人を呼び込む、いわゆる山勤交代、「山勤」の「さん」は 「山」ではないでしょうか。かつて東京の引っ張り出してきた人たちを、これからは 田舎に呼び込むという発想が必要ではないかと思います。 本日は、提案を含めまして、その辺について質問をしたいと思います。 まず1問目ですが、各自治体によって異なる我が村、我が町の将来像、国主導の地 方創生に振り回されるのではなく、中川村らしいものを策定しなければならないと思 うわけですが、金の使い道が何でもいいというわけにいかず、非常に苦勞もあると思 うわけですが、行政としてのお考えを、まずお聞きしたいと思います。
○総務課長		平成22年度を初年度といたしまして平成31年度を目標年度とした中川村第5次総 合計画基本構想及び平成27年度を初年度とし平成31年度を目標年度とした後期基本 計画に基づきまして、現在、村ではさまざまな施策を展開しております。これらの計 画は、中川村が実施するさまざまな施策の指針となるものです。 中川村第5次総合計画の目的は、さまざまな施策を展開することで中川村の将来像 と将来人口目標を実現することでありまして、今回の国の総合戦略が定める政策4分 野、これは地方における安定した雇用を創出する、それから地方への新しい人の流れ をつくる、それから若い世代の結婚、出産、子育ての希望をかなえる、それから時代 に合った地域をつくり安心な暮らしを守るとともに地域と地域を連携するという4分 野でありますけれども、これらとはおおむね合致しているというふうに思っておりま す。そのため、村の総合戦略は、国の総合戦略が定める政策4分野に準じて4分野の 基本目標に分類し、6月に実施しました村民アンケートの結果、それから役場の係長

で構成する策定推進委員による具体的な施策の洗い出し、それから有識者で構成する検討委員の意見など、村の課題の解決と活性化に必要な施策を盛り込むよう、現在、取り組みを進めております。

以上であります。

○ 9 番 (山崎 啓造) 多分、そういうお答えが来るのかなと思いました。

それですね、先ほども言いましたが、国の示したものに、それに従って、沿って
いって、中川村の総合計画に基づいたもので進めていくということで、そのとおりだ
と思いますが、その中のあれですけれどもね、中川村の人口ビジョンや総合戦略につ
いて、今も、先ほど、何か立ち上げてやっているっていうことでしたが、その中で議
論だとか、さまざまなアイディアを集約しながら作業が進んでいるということござ
いますけれども、10月に、その全体像が公表されるということでしたんで、現在、そ
のどの辺まで、どうなっているのかなあと、今、言えないよっていうことなら、それ
で構いませんが、差し支えなければ、どのような状況であるということをお聞かせい
ただけるとありがたいと思います。

○総務課長 策定スケジュールは5月25日の全員協議会でお示ししてありますけれども、村民の
声を反映させるためのアンケート調査が当初のスケジュールよりおくれてしまったた
めに半月程度おくれておりましたけれども、スケジュールの見直しを行い、現在、原
案の最終調整を行っております。当初から予定しておりました9月定例議会中の全員
協議会においての原案の議会との協議は18日の全員協議会でさせていただくよう進
めてきております。

○ 9 番 (山崎 啓造) 鋭意努力をしていただきまして、半月のおくれを取り戻して、18日
には出せると、こういうことでよろしいですね。わかりました。

それですね、さまざまある基本目標、村が挙げてある基本目標があるわけですが、
その中にですね、多様な都市と農村交流の推進っていうのがありますけど、これは先
ほど松澤議員からも出ておりましたが、都市との交流、さまざまのやり方があるよっ
ていうことを言っておりましたが、これはどのように進めていくようなお考えである
のかお示しをいただきたいと思います。

○村 長 テーマの一つとして未来を担う人材定着による人口の社会減の抑制というのがござ
います。その中では、定住希望者、これは、実際、何ていうかな、中川村に住みたい
という方は結構いらっしゃるんですけど、ちょっとおうちが余りそれに応えられてい
ないというようなところがありますので、そういう方々の、人はいるけども住む所が
そんなに一時ほど用意できていないところがありますので、そういう住宅ニー
ズに応えるための施策、それから、大学進学などで村を離れた若い人たちがかえっ
て来なくなる、帰ってこられるようにっていうか、それを後押しするような何かのはな
いのかとか、村に住み続けたり働き続けられるための高齢者の福祉の増進だとか児童
福祉の充実だとか、いろんなものが、ちょっと、まだ具体的なことを申し上げるわけ
にもいきませんけども、そういうものが案として、アンケートだとか、あるいは庁内
からとか、いろんなところから上がってきています。それらを、今、検証したりもん

だりをしているところでございます。その中の一つにですね、多様な都市と農村交流っていうのも一つのテーマとしてあって、生活体験型交流事業の推進とか、支援とか、それから農家民宿の開業支援とか、ファームサポートの応援とか、あるいは、この目的に適合した村民の皆さんの取り組みがあれば、それを支援するような仕組みだとかですね、いろんな事柄が同じように、アイディアとしてあって、それらの中から、今、検証をしているというふうなところでございます。

振興課長からも先ども申し上げましたけども、南信州観光公社というところで、非常に体験農業等々を使った、体験農業とか、体験型の観光については、特に子どもたちの受け入れについて非常に先進的にやっておられるので、その辺については、お知恵を乞いたいなというふうなことで、この間、見学に行ってきたわけですけども、その辺では、一番、私が難しいっていうか、大事なところだなと思ったのは、受け入れする側の態勢、受け入れたけども、放し飼いといいますかね、ほったらかしだったらいけないし、余り甘やかして、食べさせるだけで、そこで見ておいてねみたいで何もさせないのもいけないだろうし、しっかり、こう、体験させて、しっかり、何ていうのかな、そのおもてなしというお話もありましたけど、単に、こう、もてなすんじゃないくて、本当の意味の、こう、つき合いで、ある意味、こう、子どもたちにとっては怖いおじさんと思われても、やっぱりいい人だったと後から思ってもらえるようなですね、そういうしっかりしたガチンコのおつき合いを子どもたちとしなくちゃいかん、いけないというようなことがあって、そういうふうなことに、どの受け入れ農家とか、受け入れる人たちも、体験の指導者も、きちっと応えられるような、そういう体制っていうか、そういう、こう、みんなの意識の共有みたいなのが時間がかかるんだというふうなお話があって、確かにそうだろうなっていうようなところは思った次第なんですけども、そういうふうなところを磨きながら、先ほど松澤議員からお話をいただいておりますので、そういうこともですね、たくさんあるテーマの中にしっかりと入っているかというふうに思います。

○ 9 番 (山崎 啓造) 確かに、その受け入れ側の態勢、充実っていうことは非常に大事だと思います。また、ちょっと、後ほど、その辺も触れたいと思いますが、それですね、まず、提案なんですけど、その多様な都市と農村交流の推進という中でですね、私は、そのグリーンツーリズム、先ほど松澤議員も言っていましたけれども、これは非常に有効な手段ではないかなというふうに思うわけであります。農山村を訪問して、その地域が育んできた自然や文化、人々との交流、触れ合い、これがね、今、都会の人たち、非常に望んでいるところだというふうにさまざまなところで言われております。ありのままを楽しむ、余暇を楽しむという、その都市と農村の交流っていうのは、非常に有効な手段だと思いますが、このグリーンツーリズムということ、行政としてですね、これから進めていこうかなあというような気持ちはあるのか、どうなのか、下伊那のほうでも結構盛んにやっているようですし、ヨーロッパのほうでは1900何年でしたか、後で、また、ちょっと触れますが、始まったというふうに聞いていますが、いかがですか。

○村 長 グリーンツーリズム、単に田舎に行くっていうだけではなくて、多分、こう、中川に泊まってもらって、それも1泊じゃなくて、2泊3泊としていただいて、どっぷり体験をしていただくということが必要かと思います。ですから、観光農園で単にもぎ取りをするっていうことではなくて、例えば土づくりとかですね、いろんな、そういうことも含めて一緒にやって、一緒に汗を流すというふうな、そこまでのことが、多分、来る方々も、本当にグリーンツーリズムを求める方々は、そういうふうなことを望んでいらっしゃるんだというふうなお話を聞いています。

ただ、それ、結構、農家の皆さん方にとっても負担は大変大きいと、日常の農作業だけで大変追われている状況で、天候も見ながらですね、きょうはあれしなあかん、今週中にあれしなくちゃいかんと思っている中に、どんと——どんとだか、何人か来た人たちに2、3泊してもらって、しっかり農作業も一緒に体験してもらってというふうなところになってくるとですね、なかなか実際には、本当に、こう、意識も持ってもらってっていうふうなことが必要かなと、ファームサポートの受け入れ農家っていうのも、なかなか数が増えないっていうふうなところがあって、その辺も、なかなか難しい、受け入れるに当たってはハードルが高いところもいろいろあるんじゃないのかなと思いますし、なかなか、その辺をどう克服していくのかっていうふうなところで、研究しなくちゃいけない余地っていうのは大きいと思いますし、そういったところこそ、本当に、先ほど申し上げた下伊那のほうの取り組みの実例なんか聞きながら学びたいなというふうに思っています。

○9 番 (山崎 啓造) 確かに、ファームサポートなんかも、うちも受け入れをしてやったことありますが、天候にも確かに左右されちゃって、農作業っていうのは非常に難しいものがあると思います。でも、研究してやっていくという答えをいただきましたんで、こういう答えをいただいたのは久しぶりかなあという気もしますが、それでですね、都会の人たち、今、確かにね、こういう、その余暇利用っていうのを非常に望んでいて、憧れているというふうに聞きます。先ほども言いましたが、その農村のいろいろ、今までした中の連綿と続いてきたもの、いろいろなものがあるわけですが、それを、とにかく都会の人たちに開放して、ゆとりとか安らぎのある農山村での余暇を楽しんで満喫してもらおうっていうことは、非常に、これはいいことだなあというふうに思います。前向きな姿勢でいっていただけるようですので非常に安心をしているわけですが、もちろん、先ほども言いましたように、受け入れ側が、それが充実していないと、これは非常に大変なことになるということは、そのとおりですんで、こういうことが実現できれば、そうすると、その農家の経済の足しにもなったり、村の活性化にもつながったり、お金が村へ落ちたりというふうなことで、さまざまな効果があるのかなあと、自分なりに勝手に思うわけですが、その辺のところ、その将来のことを見据えて、活性化なり、村の経済効果なりを考えたときには、その辺は、村としてはどうですかね、自分が、今、言ったような考えは、全く違うよって言うのか、いや、確かにそうだなあと思うのか、ちょっと聞かせてください。

○村 長 農家といってもさまざまだと思いますし、作物もいろいろだし、多種多様だと思

ます。もう、この間、耳に、小耳にした話を、そのままここで言うのも恐縮なんですけども、その下伊那のほうに行ったときに、いろんな農業をやっていて、酪農もやっていたんですけども、やっぱり、そのグリーンツーリズムっていうか、子どもたちの受け入れをし始めると、どうしても手が足らなくなって、どっちをとるかっていうふうなことで、その子どもたちの受け入れというほうをとって、酪農のほうは、もう続けられなくなったというふうなことをおっしゃっていました。だから、「それで収入は増えたんですか？」っていうふうなことを聞いたら、そんなふうなお答で、こちらが増えたけども、こっちは減ったみたいなお話でした。ただ、いろいろ聞いてみると、いろんな、こう、輪が広がって行って、そのことによってですね、そのつくった品物を喜んで買ってもらって、また、毎年、送ってねというふうな形で、販路拡大になったりとかですね、そういうふうな、単純に、その受け入れて幾らの、何泊してもらって幾らだったというふうな、食事と宿泊で幾らというふうなことだけではない、こう、ほかの作物の販路拡大につながったとか、いろいろ、周辺の農家さんとも、いろいろいいおつき合いができるかもしれないし、輪が広がるっていうことで、単純に、こう、単純計算ではないメリットがあるんじゃないのかなというふうなことを思います。

○ 9 番 (山崎 啓造) 商売柄、どうしても金勘定しちゃうもんでね、ちょっと申しわけないと思いますし、よくないことだと思いますが、そうは言っても、やっぱり、何なるにつけても、ある程度の入り——入りというか、ものがないと非常に難しい部分もあると思いますんでね、それによって、いい広がりができたり、つながりができたりってことは、多分、そこで、今、そこに目に見えなくても、将来にというか、今後、何かいい、すごい経済効果にもつながったり、いい面で広がっていくのかなあというふうに、今、その話を聞いて感じたところであります。

それですね、ヨーロッパ、さっき、ちょっと言いましたヨーロッパ、ドイツ、フランス、イギリスなどでは、1970 年ころ、もう、やっているんだね、これは、やっているということです。都市と農村の交流、農村地域の収入増に成果を上げていると、滞在は、いわゆる数日から、長期間でやると 1 ヶ月くらいの人もいたりして、そのこの農作業をお手伝いしながら、これは決して強制的じゃないんだと、そこに、その自然を見たり、動物と触れたり、作物と触れたり、やりたいことを好きなようにやってくれていいんだと、その土地でとれたものを食べて、地酒をいただいて、中川村でも、この地酒の会社ありますんで、非常にこれはいいことです。例えば、どぶろくも欲しいなっていう人も多分いると思うんですよ。そういうのを提供できるようなことも考えたりすれば、非常に、この中川村というものが、どぶろくって行って、あっちこっちありますけどね、特区でやっているところがありますが、中川村にどぶろくっていうのも、また、これも、ええ？って言って注目してくれる一つにもなるのかもしれないから、そんなことも考えてみてはいかがかなあと思います。

先ほどもあったように、その受け入れ側の定着、これ、非常に難しい、充実させるということは非常に難しいわけですが、農村での高齢化であるとかですね、後継者と、非常に難しい部分もあります。先が見えて、いい状況をつくり出していくには、

非常に、まだ、さまざまな課題もあるし、いろいろなことを克服していかななくちゃならんと思うわけですが、じゃあ、その一農家が、その辺に、ちょっと積極的になれない部分、負担があってちょっと考えちゃうっていうような部分、そういうものがあつたとするならば、それを、例えば自治体がですね、自治体、自治体だけじゃ無理かもしれないから、JAなんかとも協力、連携をしながら、何とか、この、実のあるものにつなげていっていただければありがたいのかなあという、これ、希望ではありませんので、提案ですので、その辺はいかがですか。

○村 長

どぶろくもいいんですけども、ワインもいいなあとかいうふうなことを思ったりもしております。それはさておき、やっぱり、いろんな、来てもらうとですね、お料理もそうだし、宿もそうだし、体験もそうだし、いろいろ観光であんないっていうようなこともニーズがあるのかもしれないし、いろんなニーズがあつて、それで2泊3泊していただくとすると、それに応えられないと、いや、1泊したら、もうやることなかったとかいうふうなことにもなりかねない、その中川村の奥の深さみたいなことを味わっていただいて、よかったわって言ってもらえるためには、それを一つの農家で全部こなそうと思うとすごく大変なことだと思いますので、そういうふうに言うんですね、例えば、お屋敷で空いたお部屋があるところは、前も言っているように、もう、素泊まりだけにして、体験について、農業体験については、農業体験をしっかり指導できる、そういうところにきょうは行こうとか、陣馬形には、あしたは行こうとかですね、お料理は、ここで食べたら、こういうのを食べたら、伝統料理、食べられるよ、今度は、こっちへ行ったら、鳥料理がおいしいよとか、こっちへ行ったらアジア料理があつたりして、目先が変わっておもしろいねとかですね、何か、そういうふうな形で、こう、つながっていけるといいなというふうに思います。ただ、その辺を、こう、行政がすべきかどうかというところがあれなんですけども、ちょっと、こう、ずっと感じていることなんですけど、村、中川村の場合、こう、村が税金を投じたり、こう、何か、こう、支援をしたりして、何か、こう、イベントをやったりですね、そうやって人が集まってきたりとか、何か、そういう形のものが多くて、なかなか、それだけだと、それ目当てとかになっちゃったり、ずっと、その補助が必要だったりっていうふうな形になると長続きしないし、発展していかないというふうに思う、感じるころがあつて、本当を言うと、民間のあれで、こう、いい目のつけどころで、こういうのをすれば、魅力があつて、来てもらえるよっていうようなところに、何がしかの投資もしながら、それを回収しながら発展させて広げていくっていうふうな形にならないと、本当の意味の持続的あるいは発展的な形にはならないなというふうに思っておつて、それこそ、さっきの交流センターじゃないですけども、そういう、こう、いろんな、こう、宿を提供、部屋を提供できる人とか、料理、提供できる人とか、その辺をうまく、こう、つないでいって、しっかりとディープにですね、ディープな中川村を何日間か楽しんでもらえるようなプログラムなんか組めるようになったらですね、すごくいいのかなというふうなことは思います。税金でにぎわいをつくるんじゃなくて、そうじゃなくて、こう、もうけてですね、それも、目先の簡単にもうけよう

とするんじゃなくて、自分たちのサービスとか自分たちの商品とかを磨いて磨いて、いいものにしていって、誰にも負けないぐらいにすばらしいものにしていって、わあ、すごいって言うふうに言ってもらって、それにふさわしい対価をもらえるような、そういういい意味の欲を出して、商品、サービスを磨いて、消費者に愛されるようになっていようなところまで目指していく、時々、中川の方は、そうまでして、いや、もうけんでもって言うふうに発言を聞くことがあるんで、それは、やっぱり、しっかりもうけるためにはですね、ほか、他人に負けないところまでしっかりと、こう、努力をして、商品、サービスを磨いていくってうことが必要だと思うし、農家の皆さん方は、みやましいものをつくっていらっしゃるっていうところはあるんだけど、さらに、もっともっと努力を重ねてね、しっかりもうける、そして後継者に引き継いでいけるような形ってというのが理想かと思います。その辺のところも、何か、何らかの形でうまくつなげていけて、楽しんでもらえるようなことも考える必要があるかなと思っています。

○ 9 番 (山崎 啓造) ワインは、何か、どこかの息子さんが勉強中だそうですので、期待していますんで、きっと、そのうちにね、うまいワインができるんじゃないでしょうか。

その自治体がちょっとかかわってほしいっていう部分については、金、出せっていうことじゃなくてね、アドバイスでいいと思うんだよね。こういう人がいるから、こういう人に聞いてみたり、勉強したらどうですか、そういうことの連携がやっていただけるといいんじゃないかなということですので、誤解のないようにしていただきたいと思いますが、それでですね、次に、地域における仕事と収入の確保について、これもうたってありますね。総合戦略にうたってありますが、まだ、やりますよ、グリーンツーリズムを続けてやりますが、グリーンツーリズムはですね、地域における、いわゆる、その仕事と収入の確保につながるんじゃないかなあと、非常に有効な手段じゃないかなあというふうに思います。いろいろの難しい部分、ネックになる部分があるということを先ほどから聞いていますが、何とか、これをできるようにしたら、すばらしいかなあというふうに思っているところであります。こういうことができることによってですね、この事業を進めることによって、例えば、新規就農者にだって、何か、ああ、頑張れそうだなあっていうような明かりが見えたり、希望も持ってもらえたり、何かするんじゃねえかなあっていうふうに自分は思うわけであります。先ほどもありましたように、自分のできることで、それぞれが提供をしてもらう、自分のところで全部やったら、非常に、確かに、そのとおり、大変なんです。食事や宿泊を提供できるところはする、また、その体験側の経験させていただけるところでは、それをしてもらう、そういうことでつながりができて、その好循環が生まれてくれば、非常に、何か、すごく未来が見えるような、自分勝手に、えらいうれしくなっちゃうような気がします。

そこで、農家への宿泊ですとかですね、食事の提供など、難しいという農家には、いわゆる、村の公共施設があるじゃないですか、あれを非常に有効利用してもらえる

というようなことも、私は考えてもいいんじゃないかなあというふうに思います。その点を担っていただける。名前を言えば、望岳荘ですよ。社長ですので、村長は、その公社の社長をやっていますんで、ぜひ、そこら辺のところも前向きに検討いただいてですね、それで、望岳荘を、例えば、そこで利用してもらうときには、その料理、えらい豪華じゃなくてもいいもんですから、いわゆる都会の皆さん、子どもさんはちょっと別として、田舎で余暇を過ごしたいっていう人たちは、とにかく、その田舎の料理が食べたいんですよ。ということです。自分はそうじゃありませんけれども、その土地のものでつくった料理、素朴でいいんだっていうんですよ。そういうものが、非常に、その期待をしているというか、食べたいんだなあっていうこと、それと、さっき言った地酒が飲みたいと、それで、余談になるわけですが、ことしの春、実は、うちも泊まっていたできるようになっていて、春、若い青年がですね、「泊まるところがねえんだけど、何とかしてください。」って言って駆け込んできまして、「じゃあ、テレビも何にもないよ。でもエアコンはあるけど。」って言ったら、「いや、それで充分です。」って言って泊まりました。何か、アート展のときだったのかなあ。東京だかね、どっかから来た人でした。それで、その彼いわくですね、この中川村の緑、見ただけで癒されるってすごい感動しているんですよ。我々は、こんな緑、見ただけで、何も、その感動するところまで行きませんが、そこで深呼吸をして、うまい空気を吸って、もう、それで十分だって、何も要らないって言うんだけど、それなりの物は出しましたけれども、ものすごい感動していきました。ですからですね、また、ちょっと社長のところに戻っちゃいますが、料理の提供の仕方、やっぱり工夫をする必要があると思うんだよね。だから、山へ来て海の物を食べたってしょうがないわけで、山へ来たら田舎の山の物を食べさせてやりゃあ、それで十分で、魚が食べたかったら、じゃあ、伊那谷の有名な、何ですか、アルプスサーモンだっけ？だかあるし、肉だったら何かあるし、いろいろありますんでね、そういう物を出して、それが、その、今、都会から来る人たちの、本当の、そういうものを望んでいるということ、非常によくわかりました。何にも要らないんだと、何にもないところがいい、何もないからいいんだ、手つかずの自然があるからいいんだと、すごいことを言うなあと思ったんだけど、ここに住んでいると、全く、それ、ぼけちゃっているのね、我々は、それに気がつかないわけですよ。そういうことで、ぜひとも、そのグリーンツーリズムというものを、また、そこに戻りますが、これをできるようにしてほしい、ここへ、中川村へ来てリフレッシュできたっていうの、それだけすごい売りになっちゃうんじゃないかねかなと、勝手な思い込みですが、思うわけであります。この地元の料理を堪能したし、農家のお手伝いもして、それもできた、やあ、よかったねえ、それで、ちょっと、まだ、何かとれたもので体験もしたいなあ、何かつくってみたいなあっていうことになれば、じゃあ、つくっちゃオがあるじゃないのっていう話で、また、そっちへ振りますが、今、そのですね、つくっちゃオっていうのは、幾つかの許可ありましたよね、パンだとか、ジュースだとか、漬物だとか、それから何か、何だっけなあ、何かあるね、幾らかありますが、そこで、何か、そういう人たちに、体験したい、つ

くりたい、自分でつくって食べたいっていうようなことは、そこでは、するということとは可能なのか、どうなのか、と同時にですね、今、そのいろいろのある分野の中で、どういう分野がどんな稼働をしているんですか、どの程度の稼働率ですか、ちょっと、その辺をわかったら聞かせてほしいと思いますが、ぜひ、グリーンツーリズムにつなげたいと思いますので、お願いします。

○振興課長

今、そういった地元料理の、その体験ですとか、そういったことを農産物の加工施設、つくっちゃオが利用できないかというお話でございましたが、食品営業許可を受けて、その食品製造、加工、販売を行っている施設内では、基本的に、その不特定多数の人が施設内に入って調理、あるいは食品加工を行うことはできないということだそうです。ただ、よく他で、そういう料理体験とか講習とか、そういったのは、逆に調理施設が整っていて、販売を目的としないで、そういう料理講習や体験を行うというのは、特に許可は必要ないそうです。

先日、南信州に行ったときにも、その2通り、農家民宿と民泊で、山崎さんのところのように、その食事を提供するような許可を取る場合には、その簡易宿泊の、その旅館営業の、簡易宿泊の営業許可のほかに食品衛生法の許可も必要ですが、逆に、その食事の提供をしなければ、その簡易宿泊の許可だけでいけるということで、千代の場合には、農家民宿の許可、取っているのは2軒で、あと30戸くらい、30軒くらいは、いわゆる簡易宿泊だけだそうです。子どもたちとか、そこに宿泊だけ受けているところについては、もう、基本的に自炊だそうです。逆に、その農家の受け入れた方が一緒に、こう、手伝ってやってといいますか、地元のそのときの農産物を使って自炊をして食べる、それが非常にいいというようなことも聞いております。なので、やり方は幾つかあるかなあというふうに思います。

それから、農産物加工施設の稼働状況ということでしたが、26年度、26年の4月からことしの3月までの利用実績としては、例えば菓子、パンなどの菓子の加工は年間で延べ185日、それから、清涼飲料、ジュースの加工は90日、それから、瓶詰加工、ジャムやピューレなどは86日、惣菜が47日、漬物加工が52日というふうに聞いております。このほかに、一昨年から柿、柿の柿むきですとか、逆に、つくチャオで干し柿も加工して販売を手がけておりまして、その部分の非常に扱い量は増えているというふうに聞いております。

それから、先ほど宿泊の話も出ましたが、南信州では、例えば学生の体験学習だと、2泊3日だと、1泊は民泊、1泊は宿泊施設、一般の民間の宿泊施設を利用しているのを基本にしていると聞いております。受け入れ農家の、その負担も軽減ができますし、それも数を、受け入れ側の、その農家の数を、とにかく確保しておいて、受け入れが可能なところへ、こう、分散して調整をしているというふうに聞いていますし、宿泊施設、民間のそういったところで受け入れることで、その地元への経済効果もあるというふうに聞いております。

○9 番

(山崎 啓造) いろいろの稼働状況で、結構、動いているんですね。実は、全然、動いていねえのかなあと思ったもので、これは、ちょっと追求していかなきゃいけね

- えかなあと思っちゃったんですけど、一生懸命やっていただけているっていうことで一安心をしました。っていうことは、そこでつくって、自分たちがつくって自分で食するなら使えるっていうことでいいんですか。
- 振興課長 調理場は使えないそうです。一般の許可というか、衛生、検便の検査とか、届け出をして、その講習を受けた方でないと、その施設内は使えないということです。
- 9 番 (山崎 啓造) 確かにね、食品衛生法だか何かでいろいろの検査を受けて、衛生検査しなきゃいけないもんでね、その従事する人は、そういうのに、確かに義務づけられていますんで、難しいかと思います。っていうことは、あそこでは何もできんっていうことだよ。考えてみたらね。そういうことだ。それでいいです。いいです。わかりました。
- それで、干し柿、干し柿も始めたんだよね？干し柿ですが、あれは、むいて干してっていうと、結構、時間かかると思うんだけど、ああいうのって、都会の人は、干し柿って魅力あるんじゃないかなあと思うんだけど、干し柿もだめっていうことかね？そうすると、あそこでは、体験して、自分のやつをつくってなんていうことは無理なのか、でしょうか、どうですかね。
- 振興課長 つくっちゃオの中で、そういう加工品を加工するということは難しいということです。逆に、あのね、農家さんとか、ほかで、こう、柿むきを体験して、自分でつるしてとか、それはよろしいかと思います。
- 9 番 (山崎 啓造) わかりました。そういうことで、今、いろいろとね、食品衛生法で引っかけちゃう部分があるもんですから、いろいろやりづらいですね。わかりました。
- それですね、最後になっちゃうんだけど、中川村版総合戦略、実現させるためには、行政と村民が心をつにして意識を共有し、目的に向かって進むことが重要だというふうに思うわけですが、長野県の状況を見ましたときに、長野県の総合戦略っていうのがやっぱりあって、それを県民に周知して、何とか関心を高めてもらおうって言ってやっているわけですが、この間の報道、新聞報道で見ますとですね、66.4%が「知らない」、そんなものは知りませんっていうんですね。それで、20代と30代で8割が知らない、40代では80%弱が知らない、50代に行くと66%ぐらいまで下がって、それも知らない、これが今の現実なんだよね。長野県の場合ですよ。
- 中川村も、今後、進めていく上では、先ほど言いましたが、行政と村民が心をつにして、同じ方向へ向かってやっていくぞっていうことだと思うんだが、その中川村の状況は、それはいいとしまして、その数字はいいんですが、これを、いかに皆さんにわかってもらって周知をするのか、その辺はどんなふうにお考えですか。
- 総務課長 おっしゃられるとおり、総合戦略で掲げる施策を実施し、最大限の効果を上げるためには、施策によって異なりますけれども、村民の理解や協力、それから村民と行政との連携あるいは協働、それから村民みずからの取り組みを促すことも必要になってまいります。そのためには、村民の皆さんにも問題意識を持っていただき、施策の内容を十分理解していただく、これは非常に重要だというふうに思っております。

ただ、ハードなスケジュールの中で、ちょっと、ここの部分を当初からしっかり考えてきておりませんが、できたものにつきましては、概要版をお配りするか、あるいは村の広報誌を使うのか、あるいはCATVを使つての放送、そういったものを組み合わせる等、今後の課題ではありますけれども、何らかの方法で住民の皆さんに理解していただきたいというふうに考えております。

○ 9 番 (山崎 啓造) ええとね、文書で出して、ダイジェスト版をつくったりして出す。結構だと思いますが、多分、誰も見ないと思いますね。ほとんどね、その書いたものっていうのは見ないんですよ。我々も、自分もそうなんだけど、書いたものだなかなか読んでもらえないのが現実だと思います。ただ、村のそれとは、自分のとは違うと思いますが、村はそれなりの努力をして、多分、読んでいただけるように動いていただけたと思いますが、それで、ちょっと話、変わるんですが、その村民に何か関心を持ってもらってということね、実はね、九州、鹿児島の人ですね、てっちゃんっていう人がいるんだよ。てっちゃん。この人は何をしたか、そして、それをまとめるためには、何、住民の気持ちを一つにするために何をしたか。ええとね、全員に役割を与えて総力で臨む、挑め、こういう戦略をとったっていうんですよ。必ず、その何かやるって言ったら反対するやつがいて、聞かないふりしているやつもいて、そういう人にこそ、その人の何かを見つけ出して、要するにね、これ、何だ？キーワードね、エデュースって言うんだって、この言葉は初めて聞いたな、エデュースってね、引き出すっていう意味があるっていうんだよね。だから、そういう人の、だから、知らん顔している人間だとか、文句言う人間だとか、そういう人たちの無視している人たち、とにかく、その人の、何、特徴、いいところを引っ張り出せ、そうすると、知らないうちに仲間になって入ってきて、そういう人たちのほうが、かえって何か一生懸命になっちゃっていることがあるということだそうです。全員に役割を与えてっていうのは難しいけどね、でも、何か参考になるんじゃないかなあというふうに思いましたんで、もう一つ、言っていることはね、住民を一つにしなきゃだめだって言ってね、思いを一つにする、先ほど言いましたけど、思いを一つ、村の考えも住民の考えも思いは一つ、それに向かって、そのてっちゃんが一生懸命やったと、そういう事例もあるようですので、また、参考になれば、何を言っているんだというような顔をしています、そういうことであります。

それですね、もう一つ提案をさせていただきたいと思いますが、そのグリーンツーリズムにも関連をしてくるし、先ほど、ちょっと望岳荘の話も出ましたんで、もう一つ、ちょっと提案をさせてください。

制限時間終わりますね。

東京などの大都市、それとか大企業、きのうまで元気だったけれど、きょうは鬱になっちゃったっていうのがね、それで会社に行けなくなっちゃったって、今、すごい増えているっていうんですよ。これは企業も大変だなあっていうことで危惧をしましてですね、自殺されちゃ困るなあ、鬱になっちゃ困るなあっていうことで、非常に何か危惧をしているということでもあります、そこで考えたのが社員のメンタルヘルス

だっていうんだよね。ということは、中川村、そのグリーンツーリズムにつながりますし、緑が多く、山があって、空気がきれいで、水がうまくて、ここで、ちょっとメンタルヘルスっていうことをやってみたらいいかなあというふうに思ったわけがあります。その中でも、その森林セラピーっていうのがあって、緑に囲まれて深呼吸する、気持ちがよくなって、ゆったりして、のんびりできて、安定感が得られるという、そのメンタルヘルス面に非常に森林っていうのはいいということが言われておりました。ちょっと物を見ましたら書いてありました。それでですね、企業誘致はなかなかできないんだと、中川村は、そういうことでずっと来ていますから、じゃあ、村がですね、その森林セラピーってようなものを打ち出して、グリーンツーリズムにもつなげてもいいと思いますが、会社が全体が来るんじゃないくて、その具合悪くなりそうな人たち、社員、パソコンを1台持って中川村へ来て、そこで仕事をして、例えば1週間なり10日なり1ヶ月なり過ごしてもらって、それで元気になって帰ってもらって、それ、拠点はどうするのよってという話になると思うんですが、また出てきますが、望岳荘ですよ。そこで中川村の料理を食べてもらって、そこでお仕事をしながら風呂へ入ってもらって、風呂っていいですよ、高齢者憩いの家、今度、改装するわけですが、単費でやるわけですよ？あれはね、一般財源、ということは、先ほど松澤議員も言っていましたが、ふるさと納税、そこに使えばいい、それ、ちょっと、こういうの、うちは、これを直して、リニューアルしたいんだよ、じゃあ、元気にしてあげたいねって人が寄附しましょう、納税しましょう、それは、最初のふるさと納税、始まったときの原点に戻っているようにも、自分は近いのかなというふうな感じがするわけです。今、その何かお土産品の豪華版の競争みたいなことになっているけれど、そうじゃなくて、加わって、こういうのを、このものをリニューアルして、皆さんが来やすくして、ここへ来て心、気持ちを癒やしていただいて、リラックスして帰ってほしいんだから、皆さん、どうでしょうかね、じゃあ、こういうふうにしていただいた方には、一晩、招待しましょう、そうするとちょっと高くなっちゃうかわかりませんが、そういうことだったら、村長の言うね、いわゆるふるさと納税の原点に近いんじゃないですかというふうに思うんですが、そんなことは、どうなんだろうね、考えてみちゃあ、それと、その森林セラピーで望岳荘を拠点にする、どうでしょうか。

○村 長

森林セラピーの話はですね、美しい村連合の仲間である智頭町さんが先駆的に取り組んでおられるところでございまして、町長さんから、そのお話はいろいろ、るる聞いているところでございますけども、単に緑の山があるからここに来てセラピーしませんかって言っても、はあ？という話でございまして、それなりの受け入れ態勢が、やっぱり、その辺が大したものだなと、大学の先生なんかとも連携をしておって、それから、ちょっと、実際どういうふうなことをやっているか知らないですけども、いろんな健康診断とか、いろんなことも、その中でやっていく、来た人を迎え入れて、どういうプログラムで何をさせて、その間にいろんな健康上のチェックもして、そして、その辺のところのレポートも出して、だって、企業が企業のお金で送るわけですから、それは、しっかりとした裏打ちがない、何か、こう、山に来て深呼吸したら元

気になりますから来ませんかみたいな話ですね、そんな何泊のお金も出すわけがないので、そういう、こう、実際の効果とか、あるいは、そういうデータとかですね、どういうプログラムでどういうことをやるのかっていうふうな受け入れ態勢が、ものすごく、やっぱり、その辺の構築にもずくを入れているんだなあっていうようなことを感じました。

似た話では、山梨県のほうでは、企業のばりばりやっているチームが、みんな最近ではパソコンに向かって仕事ばかりしているから、そうじゃなくて、こう、そのチームで来てですね、一緒に、こう、山の開墾とか、作業して、汗をかいて、その木の根っこを掘り出したりですね、そういうことをして、ここからここまでの面積をこの3日間でやったぞおとか言って、ようし、乾杯とか言って、そうやると、みんないい汗かいて、おひさまの下で、手に土をやって、力いっぱいやって、それで、みんなで共同してこれだけの面積やったんだっていうと、やっぱり、そのチームとしての、個人の、こう、活力も上がるし、チームとしてのあれも上がってきて、全然、行った前と後ではですね、その仕事のあれがすごくよくなるんだというふうな話もあったけど、それも、やっぱり、それだけのことをしっかりさせるだけの態勢というか、そういうふうなことも必要だし、なかなか、実際やっていくとなると、本当に大変だし、それをやり通せるかどうかっていうところはね、本当、今の、その辺の、こう、人的なインフラが少ないところですね、ちょっと、何か、こう、ほんまにできるのかなっていうふうなところで、何か、ちょっと、すごいなあというところで私自身は思っている、いや、その話を聞けば聞くほど、いろんな専門家のネットワークで専門的なプログラムをつくるっていうふうなところがね、ということでよかったでしたっけ？ちょっと答弁になったかどうかわかりませんけども。

○総務課長

ただいまの一般質問の中で、いろんな提案をいただきました。先ほども申したとおり、18日の全員協議会で原案を示させていただきますが、ちょっと、これ、山崎さんに対する答弁ではないかもしれませんが、こちらのものを認めてくださいという協議をするつもりは、うちはございません。皆さんから、いや、もっと、こういうために、こういうものを載せたらどうかっていう提案を受けたいと、要は前向きな建設的な協議をしたいというふうに考えております。ぜひ、山崎議員以外、議員の皆さん同じように建設的な前向きな考え方の意見を当日いただければありがたいのと、そのためには、ちょっと、先日の全協の中でも事前に原案をよこせやというふうに言われております。今、担当のほうでは、一生懸命、整理をしております。16日辺りには配れるように、何とか、今、準備を進めておりますので、ちょっと、期間、余りなくて申しわけございませんが、見ていただき、こういうものも必要じゃないかというようなものを、また、18日の全協でお話を聞かせていただければありがたいと思います。

○副 村 長

ふるさと納税を望岳荘の建設のために利用できないかというお話ですね？

○9 番

(山崎 啓造) はい。

○副 村 長

というご提案がございましたが、ふるさと納税で多くいただいた年は、240万円くらいだったというふうに思います。仮にふるさと納税を利用して、その望岳荘の利用

券等々を配付しても、一時に1億円というお金が、ちょっと想定できるのかなあというの、ちょっと危惧されるところであります。

ただ、お風呂のほうの整備については、もう急を要しますので、ふるさと納税を当てにせずに一般財源で、今年度、来年度のうちに整備をする必要があるかというふうに思いますので、ふるさと納税を充てにしての整備というのは、ちょっと無理があるのかなあというふうに思います。

農産物等々以外で、サービスをふるさと納税に対してつけるということについては、検討の余地はあろうかと思えます。

○9 番 (山崎 啓造) わかりました。

ただ、一つ、もう1個、もう1回、ちょっと一つ言わせてもらいたいのはですね、その智頭町のね、森林セラピーですよ。智頭町。自分は、実は、それを見たんですよ。智頭町。難しいことは間違いなくて、大変だっていうこともよくわかっていますが、だからやらないよってという話にはならんのではないのかなあ。行政としたらですね、ぜひ、前向きに検討して、何とかやりたいなっていうくらいの意気込みが聞こえてきたほうが、村民だってすごい力をもらえると思うんですけどね。それだけ、ちょっと言わせていただいて、質問を終わります。

○議 長 これで山崎啓造議員の一般質問を終わります。

次に、6番 柳生仁議員。

○6 番 (柳生 仁) それでは、私は、さきに通告いたしました1問、現代社会における子育てと子どもの安全について質問してまいります。

関連がありますので4問、5問も合わせて連続して質問してまいりますので、よろしくお願いいたします。

中学生までのスマホやインターネットの利用状況はどのようになっているかを伺うわけでありますが、これは、上伊那教育講演でネット社会における子育てっていうような話がありまして、それを聞いてまいりました。

7月11日、伊那文化会館において上伊那教育講演があり、ネット社会における子育てについて、これは子育てアドバイザーの幸島美智子先生からの講演でありました。中川村からも多くのPTAの方たちが参加しておられまして、約1時間半ほど講演があったわけですが、そんな中で、現代社会は環境がよ過ぎて子どもが外で遊ばなくなったということでございます。

世田谷区では、子どもの遊べるスペースをつくり、自己責任で遊ぶようにしているようであります。

また、報道関係においては、最近いろんな報道があるわけですが、子どもの問題を学校の対応が悪いなあというような報道が多くなっているようであります。

いじめをとめなかったクラスメイトらについての報道はほとんどないと言ってまいりました。

それでは質問に入りますけども、スマホの利用について指導はどのようにされているか、また、現在の所持状況はということでございますが、現在、子どもたちに聞き

ますと、無料通信アプリ、ものによってはアイポットなどという呼び方もあるようでありますけれども、電話は使えないけれども通信のやりとりができると聞いております。村内でも無料通信アプリを利用している子どもさんがいると思うわけでありましたが、一番大事なことは、報道のように事件に巻き込まれなければよいなあと感じております。スマホの利用については、指導はどのようにされているか、また、現在の所持状況はどうなっているかお伺いいたします。

○教 育 長

携帯やスマホについては、基本的には持つ必要はないという指導であります。

しかし、スマートホンの所持状況は、中学校で、昨年、全校調査をした結果では6%、家族のものを使えるという人は32%で、合わせると38%ありました。携帯電話を含めると所持率は12%、家族のものを使える人を合わせると60%にもなるという状況であります。

中学校では、毎年、1年生に、1学期、技術家庭科でインターネットや電子メールを使うときに気をつけることを考えましょうというアンケート調査をしております。そのことし1学期の調査によりますと、ネットやメール、ラインを使うという人は73%にも上っておりました。使う道具は、パソコン30%、個人所有の携帯やスマートホン10%、家族の携帯、スマートホンが18%、そして、ただいまお話がありました音楽プレーヤー、アイポット38%、ゲーム機も使えるということで13%というような状況で、全く使わないという生徒は8%という状況でした。

このような実態をもとに、担当の教員がインターネットや電子メールを使うときに気をつけることということについて授業でパワーポイントを使って指導しております。

このほか、昨年は全校生徒でNTTドコモの方からスマホ、携帯安全教室を受講しました。

ことしは、片桐駐在所の相沢さんから防犯教室ということでネット使用の危険性ということについて指導を受けました。先日、私も西小学校の安全連絡会で、その一部を見せてもらったわけでありまして、具体的な指導がされておったというふうに思います。

両小学校でも、教育事務所の指導主事や総合教育センターの専門主事から、保護者を含めて、この話を聞く、そういう機会を、毎年、持っております。

○ 6 番

(柳生 仁) 中川村では子どもたちに適正な指導や安全教育をしているというような話でございすけれども、現代社会においては、流れの中からスマホやインターネットを使うとか、見るとか、そんなことはできない時代になってしまいましたけれども、そうした中で一番心配なのは、報道によくあるように、知らないところで子どもが巻き込まれて犠牲にならないかって、これ、一番心配しているわけでありまして。その中で、学校や教育委員会、家庭でもって、しっかり何らかのルールをつくれなかなあと思っておりますが、そんなことも検討されておりますか。いかがですか。

○教 育 長

ルールづくりについては、今のところ学校のほうの指導という状況でありますけれども、保護者の声、あるいは教育委員会でも、例えば時間的に夜間何時になったらというような制限をするとか、そういう意見もありますので、考えていく方向はあると

- いうふうに思っております。
- 6 番 (柳生 仁) ぜひとも、後ほど出てきますけども、やっぱり夜はラインなどをやめようっていうようなことをすることが一番大事かなと思っております。
- 次に、ラインの利用が適正に、関連、さっき答えてもらっているかもしれませんが、適正に利用されているかどうかでありますけども、最近の事件などは、無料通信アプリから面識のない方が友達になり、結果的に事件に巻き込まれるケースがあるわけでございます。設定の段階でもって、大切な方以外の友達をつくらないようなアドバイスはされているかどうか、幸島先生の講演では、私は持っておりませんのでわかりませんが、画面にタッチすると友人の自動追加はオフと、友人への自動追加はオフと、それからID検索はオフと、そして自分のIDは親のパソコンに入れておくことということを言っておられました。学校では、こういったことをどういうふうに指導されているかっていうことでございますけども、講演の中では、子どもたちは仕方なく、こう、始まってしまったんでつき合っているケースがあるんじゃないかと、そしてまた、大変疲れているということでもって、夜は、9時過ぎにはメールをさせないような話ができないかと、こんな講演があったかと思っておりますけども、そこら辺の指導はどうなっていますか。
- 教育長 ラインにつきましては、先ほどの中学1年生のアンケートによりますと48%の人が経験をしているというふうに思っております。しかし、学校には持ってこないで、学校では管理できないために、家庭にお願いをしているという現実であります。
- 一昨年の2学期に生徒がラインで悲しい思いをするという出来事がありました。その反省からも、1年の1学期に指導するようになりまして、それ以降は、問題は報告されておられません。
- この管理については、先ほどお話ししたように、意見も出ておりますので、考えていく余地はあるというふうに思っております。
- 6 番 (柳生 仁) 今のお話ですと、中川村でも、数少なくても、そういったラインでもって悲しい思いをした事件があったというお話でございまして、まだまだ見えないところで、実際はあるのかなあと心配をしております。あってはならないわけではありますけども、これは、あるんであろうと思ったほうが、私は間違いないと思います。ぜひとも、そういった点においては、今後、くどいようですけども、こういったことは、いかにうまくいけるかっていうことを、生徒と先生、また、教育委員会で考えてもらって、家庭で考えてもらって、取り組んでいただきたいと思います。
- 次に、ツイッターでなくて手紙の文化を見直す指導はされていますかっていうことを質問しますが、やはり、これも講演の中で、いよいよ新時代になってきて、本当にいろんなことが素早く動くんですけども、いま一度、手紙の文化を見直そうというような話がありました。
- 私ごとでございしますが、農産物などを送ったときに、先方から手書きの手紙で返事が来たときには、非常にぬくもりを感じます。今の時代ですから、すぐパソコンでちょいちょいと打って同封してくると、何かもったいない気がしないんです。言葉は悪い

けど、でも、手書きでもらった手紙っていうのは何かもったいない気がします。ごみ箱へ、とても入れられるようなものではありません。

そういったときに、やはり、現代社会、もう一度、みんなでもって手紙の文化っていうのを見直す時代かなあと思っているわけであります。そうした中で、私は、子どものころから、やっぱり手紙の文化をしっかりと教えてもらって、大人になっても、新しい時代のものを使うばかりじゃなくて、手紙の文化でやりとりできることがいいのかなあと、教育長も若いころはきっと手紙のやりとりがあったと思うんです。今のようない携帯電話はなかったんで、そのころは、スローライフだったけれども、何となし、よかった気がします。中川村でも文の会っていうのがあって、私もあの方たちの文を読ませてもらいますけども、非常に、パソコンで打った、そういった字と違ってぬくもりがあります。学校教育で子どものうちから手紙の文化を、いま一度、指導していくような教育はどのようにされておりますか、伺います。

○教 育 長

文科省の学習指導要領というところでは、小学校の1・2年と、それから3・4年、また、中学の2年生で手紙の指導を位置づけております。

中学校の2年生では、社会生活に必要な手紙を書くというような目標で行われているわけでありますけれども、中川中の生徒が使っている2年生の教科書では、まず、向田邦子さんの「字のないはがき」という文章を学習します。これは、昭和20年の4月に子どもを集団疎開、学童疎開でもって送らなければならないお父さんが、厳格なお父さんが1年生の子どもに、字はまだ書けないので、その状況を毎日、丸を書いて返信しろと言って表書きを書いて持たせるわけでありますが、最初は大きな丸だったけれども、だんだんに小さな丸になって、やがてバツになって、やがて返事も来なくなったという、そういう話であります。帰って来たとき、そのお父さんは、その子を声を上げて抱きしめた、今まで泣いたところを見たことがないお父さんが声を上げて泣いたと、喜びということだと思えますが、そんな文章がありまして、勉強します。その後で気持ちを込めて書こうというような単元で手紙の書き方を学びますし、また、教科書の巻末には手紙の書き方っていうところが2ページにありまして、指導するようになっております。

2年生は職場体験学習がありますので、3日間、それぞれの職場で体験をするわけでありますけれども、後からお世話になった職場に手紙でお礼を出します。これは、手紙で感謝の気持ちを伝え、また、受け取った職場の方も、その子ならではの文字や文面から、その気持ちを受けとめるという貴重な実際の学習の場となっております。

○ 6 番

(柳生 仁) 手紙の文化を非常に大切にしているっていうんでうれしく思っておりますし、こうした子どもたちが社会人になっても、やはり手紙が書けるような環境づくりを今からしっかりお願いいたします。

次に、くどいですが、インターネットの適正な使用方法をどのように指導されているかでございますけども、不適切な画像など見られない方法を指導されているか伺いますが、以前にも同様の質問は現在の1番議員からもあったかと思っておりますけども、学校では、当時、パソコンは不正な画面を開けないようにしてあるということの話は

	ありましたが、実は、家庭に帰れば、そんなフィルターが欠けてあるか、ちょっと心配な部分があるわけであります。親と見られない画面は見られない、見ないというような指導とか、また、御家庭の方々にもどのような話をされているかお伺いいたします。
○教 育 長	ラインと同様、やっぱり1年生の1学期に、ライン、インターネットという形で総合教育センターの専門主事からいただいたパワーポイントを使って生徒に指導しています。 このほか、全校生徒を対象にした、先ほども申しましたが、N T Tの担当者による講演など、毎年、正しい、その情報利用の講演を設定して指導をしております。 小学校でも保護者を交えた参観日等のお話のところで指導をしております。
○ 6 番	(柳生 仁) 適正な指導をされているということでありませうけれども、それによって本当に、いろいろ知識の高い子どもたちがフィルターをかけても外すことはないですか。
○教 育 長	そここのところは、ちょっと、具体的な学校からの報告はないわけでありませうけれども、先ほどお話ししました駐在所の相沢さんの指導の中にも今のような事例が示されておりまして、友達がフィルターを解く方法を教えてくれて、そのために被害直前の状態になってしまったというような学びの場面がありました。そんなふうに重ねていくことが大事かというふうに思っています。
○ 6 番	(柳生 仁) 今のお話を聞くと、実質は、学校では開けられないとなっているけれども、家庭に帰ればフィルターを開ける方法があるというふうに解釈してよろしいわけですね。私は、大人と同じことは、親と一緒に見られない画面をみんなで見ないようにしようということを一生懸命教えてもらうことが大事だし、一定の年齢になれば、これは、もう普通の世界ですけれども、せめて義務教育のうちは、親と見られない画面は絶対見ないようにしようやということを指導していただきたいわけでありませうけれども、今のお話ですと、どうも、ロックかけてもロック外せるんだという話だったんだけれども、そこら辺はどうなっておりますか。
○教 育 長	フィルターをかけることの指導は、保護者に対して話を、あるいは文書でもってお願いをするわけでありませうけれども、特には、3年生、中学3年生が卒業式を迎えたときに、それはしっかり指導するということが現在行われております。
○ 6 番	(柳生 仁) 自然と大人になっていけば、大人の世界に入っていくんで、そういうことはあるかと思ひませうけれども、せめて中学のうちだけは、余り見せたくない画面は見られないようなことが願ひたいものだと思ひしております。 次に、子育てにスマホを使用されている御家庭はないかという事で質問しませうけれども、スマホの依存症が、今、社会的に増えているようでありませう。 講演の中では、子育てで母さん方が2歳児からスマホをおもちゃにさせていると、その率が、何と22%という数字を言ひておりました。そしてまた、なおかつ、3歳児くらいになると、スマホでもってアンパンマンが見られるんだと、うちの子どもは天才だとお母さんが喜んでいる方もいるようでありませうけれども、タッチパネルは、あち

こち触っているうちに、おもしろい画面、出てくるようであります。そうすると、子どもというのは意外と覚えが早くて、すぐに覚えてしまって、3歳児でもいろんな画面を出してくるという話を聞いてきました。

中川村で子育てを指導している立場で、保健福祉課では、そういったこともあわせて指導されているかどうか伺います。

○保健福祉課長

ご質問にありました22%という数字であります、保健福祉課のほうでは、何歳からどのくらいといった調査をしたことがありませんので、総数については、村の実態については把握をしておりません。そういった中ではありますが、親御さんに対するアドバイスという点におきましては、乳幼児健診の折に保健師から、スマホに限らずであります、テレビやビデオ、DVDを含めて、脳や体の発育に関する啓蒙をしておりますし、作業療法士のほうからは、スマホ特有の、あのスワイプという指の動きとつかむ、書くということによる手の発達の違いについて啓蒙していると、そういう段階でございます。

○6 番

(柳生 仁) 子育てのお母さん方の家庭のことなんで、なかなか言っても、それをはいつて守ることもないかしらんし、スマホを預けておくと、子どもはとていい子ようです。画面がおもしろいんで、触っているんで、でも、それが、将来、体に大きな害を及ぼすというような話もしておりましたので、これからの子育て指導には、ぜひとも、そういったこともあわせて指導いただきたいと思っております。

次に、あちこちでございますが、アメリカで話題の母から息子へスマホを使うための18の約束、これを学校で取り上げてはどうかということをお伺いしますが、前段で大方の答えをいただいておりますけれども、現在、スマホを利用している子どもさん、また、新しくスマホを持つ子どもさんへのアドバイスとして大変興味深いわけでございますけれども、インターネットでもってダウンロードしますと出てきますけれども、お母さんが13歳になった子どもに、このスマホをプレゼントすることから始まるわけでありまして、まず、お母さんが、これはあなたに貸してあげるんだよということから始まって、パスワードは常に私に報告しなさいとか、マナーを守りなさいとか、夜はお母さんにスマホを返しなさいと、そして、学校へ行くときは絶対持っていっちゃいけないよとか、そういったことがなっているわけでございます。そうした中で、このスマホを、人に入言えないことは、絶対、書いちゃいけないよと言っております。また、人から、人の写真を撮って送ってもいけないよと、もし、そうした場合には、取り返しのつかないことになってしまうよと、解決は非常の難しいよと、こんなことも書いてあるわけでありまして。また、こうしたものを使うことによって自分の情報が一遍にあちこちへ広がってしまうよということで、最後に、問題があったらスマホを返してくださいと、そして、お母さんと一緒に問題を考えようと、こんなことを言っているわけでありまして。

中川の中学校では、こういったのを、これからのスマホなど使うルールとして、課題として、勉強の課題として取り組んでいけないかどうかお伺いします。

○教 育 長

一昨年、中学校でこれを扱いました。

それから、小学校でも、昨年、1項扱いました。

基本的には、持つ必要はないという、そういう指導姿勢であります。

しかし、4月に実施された全国学力学習状況調査の結果では、普段、1日当たりどれくらいの時間、携帯電話やスマートホンで通話やメール、インターネットをしますかという質問があったんですけども、中川の中学生は、全国や県の平均よりは低いものの、1時間以上と答えている生徒が27%ありました。そのうち3時間以上4時間未満という生徒もありましたという、そういう実態がありました。

約束は家庭でつくってくださいというふうにお願いをしていますけれども、再度、家庭への連絡を促していきたいというふうに思います。

○6 番 (柳生 仁) 子育ては、基本的には家庭の問題でありますので、先生方に問題を押しつけるつもりはありませんけれども、先生方のほうからアドバイスということは十分にできていると思っております。ぜひとも、こういったことは参考にしてもらって、また、くどいようではありますが、繰り返し、繰り返ししていくことが諸問題を抑える結果になると思いますので、よろしくお願いします。

7番目に、読書に興味を持つ本の選び方を指導されているかということを質問しますが、子どもなどは、冒険ものなど、大変興味があって、本が好きになると聞きます。女の子と男の子とは違うかもしれませんが、幸島先生の講演では、電車の中でスマホをやっているよりか、本を読む姿が大変美しいと、こんな話を言っておられました。私も年に何回か電車に乘りますが、最近、学生さんが読書をされているよりか、スマホを持っているケースが目立っております。

以前にも5番議員が質問したことがありましたが、中川村の学生さんは本を借りていくけれども、読書が少ないかなあというような答弁だったかと思っております。

中川の村長も常に本を持ってあって、ちょっとした合間に、会議の合間に本を読んでおられまして、とても私はすばらしいなあと、最近、スマホですけど、たまに本を見ているんで、ぜひとも本を読んでもらっていいことだと思っておりますけれども、自分もタブレットよりか本ほうが好きで、かばんにはいつも本を入れてあって、できるだけ本を読む努力をしておりますけれども、なかなか頭の中に残りませんが、読書を読む指導はどのようにされているか伺います。

○教 育 長 小中学校、義務教育の段階では、あらゆる読書活動を通じて幅広い読書生活ができるってことを目指しているわけであります。

小学校の低学年では読み聞かせを大事に考えております。本を楽しみ感じさせる段階ということです。

中学年では、徐々に自分で本が読めるように、その子の興味、関心や読解力に合わせて本を手渡していきます。

高学年から中学では、幅広い分野を必要に応じて自分で選んで読めるような指導を進めているわけであります。

本を選ぶことに関しては、国語の教科書のところどころに読書の単元が設定されていて、学年の発達段階を踏まえたお勧めの本がページで紹介をされております。

授業の中でも担任が紹介します。

それから、学校図書館では、年間を通して行事や季節に合わせて子どもたちの興味、関心を引くような本の展示や紹介がされているわけであります。

このほかの授業でも、担任が司書と相談して学年の活動や教科の学習に合わせて教材にしたり、紹介したりしているという状況です。

一人一人の読む力や読書傾向、興味、関心が違うわけですので、難しいわけですが、その子に合った本を照会したり、手渡すことを目指して取り組んでいるところであります。

読み聞かせのボランティアの皆さんの協力がとてもありがたく、中学でも、ほぼ週1回の朝読書には、クラス順にスライドして、今週は何年何組というような形で、図書館で読み聞かせを受けることができるようになりました。小学校では今までも続けているわけでありますが、さらに多くの方の協力がいただけるとありがたいというふうに思っております。

○ 6 番 (柳生 仁) 大変すばらしい方法でもって本が好きになるような対応をしているようでありますが、中川村の小中学生は、全国的に本を好きで読むという、こう、環境と、実際の、こう、読んでいる数字ですか、どのレベルにあるんでしょうか。

○ 教 育 長 学力学習状況調査などによりますと、全国や県との状況がわかるわけでありますが、ほぼ同じくらいというふうに思いますが、学校での読書の状況の調査では、やや低調になってきているということは感じますので、一層進めていくということを目指して、現在、読書の計画をつくっているところであります。

○ 6 番 (柳生 仁) やや低調ということなので、ぜひとも本が好きな学校になっていただけるように頑張っていただきたいわけですが、子どもたちの読書というのは、私は人づくりだと思っているわけです。やっぱり大人になっていく過程では、しっかり本を読むことによって、いろいろなことが知識が身について、人の会話以上に深いものがあるかなと期待しておりますので、ぜひとも読書好きの学校になるように指導をお願いしたいと思っております。

その次に2番目でありますが、くどうようでありますけど、中川村での校内暴力やいじめはないかを問うわけですが、以前にも現1番議員が質問したときには、中川村では、いじめや校内暴力はないというようなお話があったかと思っております。

私はあら探しをしているわけではありませんけども、伊那食品の塚越さんの話で、雑草は生える前に抜くと、こんなふうに例えて言っておられました。

そんな中で、全国では、先生が、この校内暴力でけがをした事例が700件以上あって、病院に行っているというような報告もあったわけであります。

先生と生徒の間に意見の違いなどないか、また、問題点があった場合はどのように解決しているかを確認したいわけであります。

また、いじめ問題などないかっていうことでありますけども、また、気がつかないでいるんじゃないかっていうこともあるかと思っております。

最近、また、アメリカあたりで問題になっているのは、失神ゲームとかいうのがあるようでありますけども、アメリカあたりでは、これによって死亡例もあるということとであります。

日本の国内では、実質、このゲームでもって死亡例はありませんし、名前がゲームなので、これがいじめと文科省では考えておらないというふうにも理解いたしております。

東京都の東村山市では、保護者に、この失神ゲームはさせちゃいけないよというような文書を送ったようであります。

そうしたことで、村では、このいじめや校内暴力はどういう状況にあるか、また、あった場合にはどういう対処をするのかお伺いします。

○教 育 長

いじめは、ないわけではありません。先ほど中学校のラインによる一昨年のお話をしましたけれども、小学校では、昨年、子どもたちの生活の中でのからかいですとかいうようなことで、両校とも、それぞれ1件の、そういう問題がありましたけれども、担任や校長、教頭が大事に丁寧に指導を続けて、家庭とも相談する中で、解決ができております。

小学校では、年2回のなかよし旬間にアンケート調査をしています。

中学校では、学校生活アンケートを学期に1回行って、困っていることや悩んでいることを聞き取り、個別相談をしています。

それから、小学校、中学校とも年2回のQ - U検査といいますけれども、友達関係調査を行って、学級内の一人一人が友達との関係を結んでいるか、あるいは孤立していることはないかというようなことを知ることに努めています。そういうようなことを職員で情報を共有して、全校の先生方が、全校の先生方の目で児童、生徒を見詰めております。

○ 6 番

(柳生 仁) 中川村では、いじめなど、非常に少ないという話でございますので、少し安心ではありますけども、しかしながら、最近の事件の事例でありますけども、つい最近の事件、あの寝屋川の事件でありますけども、三者面談でもって家庭の方から、うちの子どもの状況はこうだと校長先生に話があったと、しかし、校長先生は、さほど気にとめなかったと、それで、結果的に事件が起きてしまってから、私があのときに手を差し伸べていれば、結果的にこんな事件にならなかったと、こんな悲しい記事が載っております。私は、教員として、こういう言葉を発するべきじゃないだろうと、親から相談があったにもかかわらず手を差し伸べなんでおいて、結果的にそうだったと、こんなことがあってはならないと思っておりますけども、前段、ちいちゃなことはあるようだというお話でございますけども、塚越さんの言うように、雑草は生える前に摘んでおけよと、そうすれば、いつも畑はきれいだよと例え話で言っておられますけども、この寝屋川事件のように聞いておったけど対処しなかったっていうようなことはないですか。

○教 育 長

それにぴったり、こう、お答えになるかどうか、ちょっとわかりませんが、中学校では、毎日の生活ノートっていうのを書いておりまして、生徒の思いを聞き取

れるように努めております。

また、木曜日のお掃除の時間に相談・自学の時間というふうにして、希望のある人といえますか。担任と相談ができるようにしています。

また、1学期と2学期の学期末には、教科・教育相談を設定して、担任が全部の生徒と相談する時間を持っています。

また、登校ができないような状況の生徒がいる場合には、副担任等が相談支援、副担任や、それから相談支援の先生が家庭訪問をして、様子や気持ちを聞くと、会える場合はでありますけれども、会えないときには家庭の方とお話をするというようなことで状況の把握に努めています。

○ 6 番 (柳生 仁) ぜひとも、学校へ出てこられない子どもさんもいるかもしれません。ぜひとも、そういったときには、やっぱり小さな草を前もって摘んでもらって、常に安心な環境でもって学校へ来てもらえるように努めていただければありがたいと思っています。

最後の質問になりますけれども、片桐保育園でございますが、ことしの夏も非常に暑かったと思っています。保健福祉課長も園長先生からも聞いておりますけれども、この暑さ対策、以前にも現議長が質問しまして、軒先をつくってもらって涼しい対策をしたわけでありまして、今、子どもたちの部屋へ入ってみますと、大変暑いです。調査でもって室温が34℃になることがわかったわけでありまして。それも朝の大体10時から午後の3時ころまでは30℃以上の高温であります。こうした中で子どもたちが昼休みを、お昼、食べてからするわけですが、この高温の中で昼休みしているわけでありまして、村ではどのように考えているかでございますけれども、できることならば、私は30℃以下で昼休みをさせてもらいたいなあと考えております。福祉課の対策として、扇風機をたくさんつけて、いっぱい回っておりますが、その34℃の気温を攪拌するんで、決して涼しい環境とは言えなかったと思っています。昨年、保育園の改築のときにエアコンの検討もされたわけですが、実質は、検討したけれども入れなかったということでございます。現在、保健福祉課では、この保育園に対して、このことしの暑さ対策、来年へ向けてどのように考えているか伺います。

○保健福祉課長 近年の夏の暑さであります。中川村の過去の記録、気温の記録がありませんので、直接はお答えしかねる部分ではありますけれども、全国的に見ますと、観測史上最高の温度ということが、例年、話題になるようになってきておりまして、とみに近年の夏の暑さが著しくなっているということは全国的な傾向かなあというふうに思います。中川村も例外ではないのかなあというふうに思っております。

そんな中で、ご質問にありますとおり、片桐保育園の熱さについては、非常に酷な状態にあるかなあというふうな危機感を持っておりまして、園児が十分に休めないこと、また、さらには、職員も含めて熱中症のことは常に心配をしているところであります。

現場では、園児の体調には十分に気をつけているわけですが、適正、適切な温度、湿度の保てるような環境整備について計画的に進めていけたらなあというふう

に思っております。

片桐保育園は、みなかた保育園と対峙しますと、180 度、逆向きの構造になっておりまして、どうも、構造上、熱気が抜けにくいように思います。南側、夏の季節、どうしても南側からの風があるわけですが、南側に廊下があるということ等が影響するのかもしれませんが、どうも風が抜けていきにくいように思います。

御承知のとおり、南側の上部に採光窓がありまして、それに向かって斜め、天井のない斜めの吹き抜けのような構造になっておりまして、上のほうに熱気がどうしてもたまるようであります。その中で、壁の上部の——上部といいますか、ちょうど中間部分になりますが、扇風機が3ないし5台ありまして、回すわけですが、お話のとおり熱気を攪拌するというような状態になってしまっております。この部分の改善につきましては、専門家でない身には、どうすれば改善できるのかということが判断しかねますので、今年度、たまたまいろんなことで設計士さんに相談できる機会がありますので、専門家に相談をしながら助言を求めて、対策の方法を考えてまいりたいというふうに思っております。

全国的には、学校、保育園でも冷房を導入する事例が増えてきておりますので、片桐保育園、あの形になってから長いわけではありますが、昔はこうだったというばかりではなくて、最近の状況に合わせた対応が必要だというふうに思っております。

未満児室につきましては、お話のとおり、最後まで冷房の導入ということが検討課題となっておりますが、とりあえずやってみるということで、将来、設置もあり得るという前提で開始のときの導入は見送ったということであります。改修してから2年経過をいたしますので、現場の状況を聞く中で、保健福祉課としては、せめてゼロ・1歳児のほうには冷房がつけられたらなあというふうに思うところではありますが、現時点、長期計画の中に組み込んでおりませんので、この秋以降、長期計画の中に組み込んでいけるように進めてまいりたいというふうに考えております。

○6 番 (柳生 仁) 未満児室のほう、非常に暑いことがわかってもらえてよかったなあと思っておりますけど、温度もですね、実は、こういった観測用紙があつて、機械を持って行って据えて観測しました。たまに行ったんじゃないくて、でも、7月の初めにすればよかったんですが、1週間だけ観測しましたけども、実に、もう10時ころから暑くなって、子どもたちが中で遊ぶには、ちょっと不向きかなあと、言ったように昼休みも、とてもじゃないけど、大変なことだと、「どうしているの？」って聞いたら、子どもたちを裸にして、パジャマにさせて寝かしていると、それで、汗をかいてもパジャマを脱がして、プールへ行って汗をぬぐってくるんだという仕組みでやっているわけですけども、私、疲れがとれないと思うんです。子どもたちが、保育園に来て、昼休みでしっかり疲れて帰っていくのかなあと、せっかくですので、昼休みは快適にさせてあげたいなあと思っているわけであります。

ちなみに、先ほど来年に向けて未満児室のほうの冷房を考えているということでもありますけども、ぜひとも園全体を考えてもらって、何とか涼しい対策を、先生方も、エアコンが入ったからといって朝から一日入れているつもりはありませんと、やっ

ぱり必要な時間だけで、あとは切るつもりでおりますというような話もしておりますので、ぜひとも、村長さんを交えてしっかり考えていただきますけど、ちなみに、ほかの村外の保育園へ聞いたら、そこでは未満児室はエアコンを入れていると、まだ、ほかは、ちょっと対処できておらなんだっていう話がありましたけども、高森町では、もう小学校にも、もうエアコンを考えていると、そういうふうには世間では動いてきているかなあと思っております。

やっぱり、暑さ対策は、この時代の流れとともに、自然状況なので、我々がどうこうできないので、やはり、そうした涼しい環境を整えなきゃならないかなあと思っています。

必要な経費がかかることはやむを得ないわけではありますが、村長、片桐保育園の暑さ対策はどのようにお考えですか。ちょっと村長の考えをお伺いします。

○村 長 担当課並びに園長先生、それから先生方等と、いろんなご意見もあるでしょうし、保育園の運営協議会ですかね、そういうところも含めてですね、いろんなお声を聞いて、さまざまな問題に対処していく必要があるかなと思っています。

○ 6 番 (柳生 仁) 前向きな回答と聞いております。

最後になりますけど、これは通告にありませんのですが、みなかたの保育園のあのプールが大変よくなりました。今度はフェンスもつきまして、安心だなあと思って見てきましたし、いいことだなあと思っていますけども、実は、片桐保育園にフェンスないんですよ、あれ、子どもが飛んでいって落っこちたらどうするのかなあと、いつも思いますけど、質問にないので、通告にないので、お答えはないかとも思いますけども、もし、ちらっと思いがあったら、片桐保育園のあのプール、フェンスないんだけど、何か思っておりますか。感じませんか。

○保健福祉課長 南向保育園のプールにフェンスを設置した目的は、冬期間、水を張って、要するに浮き上がりを防止するという、その目的で、浮揚以外、特に冬場の水に落ちてしまうということを防ぐということを目的に設置をしたものであります。普段、保育園は、プールをやっている間は、浄化装置がありませんので、水を入れては配水をするというやり方にして、普段、空にしております。片桐保育園についても、みなかたもそうでしたけれども、水がないところということで、水に落ちての心配というのはないということからフェンスはなかったというふうに思います。

ただ、ご質問の趣旨は、いわば、遊んでいて、何というか、飛び込んでしまうという心配かというふうに思われますが、ちょっと切りのない話かもしれませんが、ちょっと、現場のほうから、そういった問題提起が受けておりませんので、今のところ、ちょっと念頭にはございませんでした。

○ 6 番 (柳生 仁) ちょっと質問、通告外で恐縮でしたが、現場の声がないっていうので、現場から声が上がってくるようにいたします。

以上で終わります。

○議 長 これで柳生仁議員の一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

○事務局長

本日は、これで散会とします。
ご苦労さまでした。
ご起立願います。（一同起立） 礼。（一同礼）

[午後 4 時 3 7 分 散会]